花巻市地域防災計画

本　編

令和５年４月

花巻市防災会議

ページ調整

目　　　次

第１章　総　　　則

第１節　計画の目的　　　…………………………………………………………………………………　 1

第２節　市民の責務　　　…………………………………………………………………………………　 1

第３節　他の法令に基づく計画との関係　　　…………………………………………………………　 1

第３節の２　災害時における個人情報の取扱い　　　…………………………………………………　 1

第４節　防災関係機関の責務及び業務の大綱　　　……………………………………………………　 2

第５節　計画の修正　　　…………………………………………………………………………………　 7

第２章　災害予防計画

第１節　防災知識の普及　　　……………………………………………………………………………　 9

第２節　地域防災活動の活性化　　………………………………………………………………………　 12

第３節　防災訓練　　　……………………………………………………………………………………　 14

第４節　通信確保　　　……………………………………………………………………………………　 16

第５節　避難対策　　　……………………………………………………………………………………　 18

第５節の２　災害医療体制整備　　　……………………………………………………………………　 25

第６節　要配慮者の安全確保　　　………………………………………………………………………　 26

第６節の２　食料、生活必需品等の備蓄　………………………………………………………………　 29

第７節　孤立化対策　　　　　　　　　　………………………………………………………………　 30

第８節　防災施設等整備　　　……………………………………………………………………………　 31

第９節　建築物等安全確保　　　…………………………………………………………………………　 32

第10節　交通施設安全確保　　　…………………………………………………………………………　 33

第11節　ライフライン施設等安全確保　　　……………………………………………………………　 34

第12節　危険物施設等安全確保　　　……………………………………………………………………　 35

第13節　風水害予防　　　…………………………………………………………………………………　 37

第14節　雪害予防　　　……………………………………………………………………………………　 40

第15節　土砂災害予防　　　………………………………………………………………………………　 41

第16節　火山災害予防　　　………………………………………………………………………………　 44

第17節　地盤災害予防　　　………………………………………………………………………………　 45

第18節　火災予防　　　……………………………………………………………………………………　 47

第19節　林野火災予防　　　………………………………………………………………………………　 50

第20節　農業災害予防　　　………………………………………………………………………………　 51

第21節　防災ボランティア育成　　　……………………………………………………………………　 52

第22節 事業継続対策　　　 ……………………………………………………………………………　 53

第３章　災害応急対策計画

第１節　活動体制　　　……………………………………………………………………………………　 56

第２節　気象予報・警報・地震情報等の伝達　　　……………………………………………………　 64

第３節　通信情報　　　……………………………………………………………………………………　 80

第４節　情報の収集・伝達　　　…………………………………………………………………………　 83

第５節　広報広聴　　　 …………………………………………………………………………………　 87

第６節　交通確保・輸送　　　……………………………………………………………………………　 92

第７節　消防活動　　　……………………………………………………………………………………　 98

第８節　水防活動　　　……………………………………………………………………………………　102

第９節　相互応援協力　　　………………………………………………………………………………　103

第10節　自衛隊災害派遣要請　　　………………………………………………………………………　107

第11節　防災ボランティア活動　　　……………………………………………………………………　112

第12節　救援物資・義援金の受付・配分　　　…………………………………………………………　115

第13節　災害救助法の適用　　　…………………………………………………………………………　116

第14節　避難・救出　　　…………………………………………………………………………………　119

第15節　医療・保健　　　…………………………………………………………………………………　137

第16節　食料、生活必需品等供給　　　…………………………………………………………………　145

第17節　給水　　　…………………………………………………………………………………………　148

第18節　応急仮設住宅の建設等及び応急修理　　　……………………………………………………　151

第19節　感染症予防　　　…………………………………………………………………………………　156

第20節　廃棄物処理・障害物除去　　　…………………………………………………………………　160

第21節　行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬　　　……………………………………………　166

第22節　応急対策要員確保　　　…………………………………………………………………………　169

第23節　文教対策　　　……………………………………………………………………………………　171

第24節　農畜産物応急対策　　　…………………………………………………………………………　176

第25節　公共土木施設・鉄道施設等応急対策　　　……………………………………………………　179

第26節　ライフライン施設応急対策　　　………………………………………………………………　183

第27節　危険物施設等応急対策　　　……………………………………………………………………　195

第28節　林野火災応急対策　　　…………………………………………………………………………　199

第29節　防災ヘリコプター活動　　　……………………………………………………………………　204

第４章　災害復旧・復興計画

第１節　公共施設等の災害復旧　　　……………………………………………………………………　207

第２節　生活の安定確保　　　……………………………………………………………………………　210

第３節　復興計画の作成　…………………………………………………………………………………　216

第１章　総　　　則

第１節　計画の目的

この計画は、花巻市の全域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、花巻市防災会議が作成する計画で、花巻市、岩手県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の各防災関係機関がそれぞれ全機能を有効に発揮し、相互協力して防災の万全を期すために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を策定するものである。

第２節　市民の責務

市民は、法令又は県の防災計画及びこの計画により、防災上の責務とされている事項については、誠実にその任務を果たすほか、自ら災害に備えるための手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加するなど防災に寄与するように努める。

第３節　他の法令に基づく計画との関係

この計画は、他の法令に基づく計画及び岩手県地域防災計画と整合性を有するものとする。

第３節の２　災害時における個人情報の取扱い

市は、災害時における被災者支援において、個人情報を適切に活用することができるよう、花巻市個人情報保護条例（平成18年花巻市条例第21号）の規定に従って、あらかじめ必要な取扱いを定めるものとする。

第４節　防災関係機関の責務及び業務の大綱

**第１　防災関係機関の責務**

　　防災関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

　１　市

　　　市は、基礎的な地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施する。

　２　消防機関

市消防本部は、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく消防活動を実施する場合は、市消防団と連携してこれに当たり、その活動については、本計画による。

３　県

　　　県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務を支援し、かつ、その総合調整を行う。

　４　自衛隊

自衛隊は、市・県を通じた要請に応じて、災害対策に関して支援、協力する。

　５　指定地方行政機関

　　　指定地方行政機関は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるよう、支援、協力、勧告、指導、助言等を行う。

　６　指定公共機関及び指定地方公共機関

　　　指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性及び公益性に鑑み、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

　７　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

　　　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急措置を実施するとともに、市その他の防災関係機関の防災活動に協力する

**第２　防災関係機関の業務の大綱**

１　市

|  |  |
| --- | --- |
| 機関名 | 業務の大綱 |
| 花巻市 | (１) 市防災会議、災害対策本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、運営に関すること。  (２) 防災に関する施設及び組織の整備に関すること。  (３) 防災訓練の実施に関すること。  (４) 防災知識の普及及び教育に関すること。  (５) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関すること。  (６) 他の市町村、関係機関等に対する応援要請に関すること。  (７) 災害応急対策の実施に関すること。  (８) 被災施設の復旧、被災地域の復興に関すること。 |

２　消防機関

|  |  |
| --- | --- |
| 機関名 | 業務の大綱 |
| 花巻市消防本部  花巻市消防団 | (１) 消防活動に関すること。  (２) 救急救助業務に関すること。  (３) 災害予防対策の実施協力に関すること。  (４) 災害応急対策の実施協力に関すること。 |

３　県

|  |  |
| --- | --- |
| 機関名 | 業務の大綱 |
| 岩手県 | (１) 県防災会議、災害対策本部、災害特別警戒本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、運営に関すること。  (２) 防災に関する施設及び組織の整備に関すること。  (３) 防災訓練の実施に関すること。  (４) 防災知識の普及及び教育に関すること。  (５) 災害に関する情報の発表、収集、伝達及び広報に関すること。  (６) 自衛隊、他の都道府県、関係機関等に対する応援要請に関すること。  (７) 災害応急対策の実施に関すること。  (８) 災害時における犯罪の予防、取締りなど社会の秩序維持に関すること。  (９) 被災施設の復旧、被災地域の復興に関すること。  (10) 市町村その他の防災関係機関の災害対策の総合調整に関すること。 |

４　自衛隊

|  |  |
| --- | --- |
| 機関名 | 業務の大綱 |
| 防衛省陸上自衛隊岩手駐屯部隊(以下「陸上自衛隊岩手駐屯部隊」という。) | (１) 災害派遣要請又は出動命令に基づく応急救援及び応急復旧に関すること。 |
| 自衛隊岩手地方協力本部 | (１) 災害派遣部隊の連絡幹部が到着するまでの連絡調整に関すること。 |

５　指定地方行政機関

|  |  |
| --- | --- |
| 機関名 | 業務の大綱 |
| 農林水産省東北農政局岩手県拠点 | (１) 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。 |
| 林野庁東北森林管理局岩手南部森林管理署 | (１) 国有林野の保安林、保安施設等の整備に関すること。  (２) 山火事防止対策に関すること。  (３) 災害復旧用材の供給に関すること。 |
| 林野庁東北森林管理局岩手南部森林管理署遠野支署 |
| 厚生労働省岩手労働局花巻労働基準監督署 | (１) 事業場における労働災害の防止に関すること。  (２) 被災労働者の救済に関すること。  (３) 被災労働者の就労斡旋に関すること。  (４) 復旧・復興工事における労働災害の防止に関すること。 |
| 国土交通省東北地方整備局(以下「東北地方整備局」という。)  [国土交通省岩手河川国道事務所(以下「岩手河川国道事務所」という。)]  [北上川ダム統合管理事務所] | (１) 直轄公共土木施設の整備及び災害防止に関すること。  (２) 指定河川の洪水予報・警報の発表及び伝達に関すること。  (３) 水防活動の指導に関すること。  (４) 災害時における通行規制及び緊急輸送道路の確保に関すること。  (５) 直轄公共土木施設の復旧に関すること。  (６) 空港施設等の災害応急対策及び復旧対策に関すること。  (７) 緊急を要すると認められる場合、申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関すること。  (８) 災害対策支援に係る調整に関すること。 |
| 環境省東北地方環境事務所 | (１) 所管施設等の避難場所等としての利用に関すること。  (２) 緊急環境モニタリングの実施・支援に関すること。  (３) 大気汚染防止法、水質汚濁防止法に基づく検査・指示に関すること。  (４) 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整に関すること。 |
| 気象庁仙台管区気象台  ［気象庁盛岡地方気象台］(以下「仙台管区気象台」、「盛岡地方気象台」という。) | (１) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表に関すること。  (２) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。  (３) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。  (４) 市が行う防災対策に関する支援・助言に関すること。  (５) 防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発に関すること。 |

６　指定公共機関

|  |  |
| --- | --- |
| 機関名 | 業務の大綱 |
| 日本赤十字社岩手県支部花巻市地区 | (１) 災害時における医療救護に関すること。  (２) 災害時における血液の確保供給に関すること。  (３) 救援物資の配分に関すること。  (４) 義援金の受付に関すること。  (５) 防災ボランティアの連絡調整等に関すること。 |
| 日本放送協会盛岡放送局 | (１) 気象予報・警報等の放送に関すること。  (２) 災害状況及び災害対策についての放送に関すること。  (３) 県知事からの要請に基づく災害放送に関すること。  (４) 防災知識の普及啓発に関すること。 |
| 東日本高速道路㈱東北支社  (盛岡・北上管理事務所) | (１) 高速自動車道の整備及び災害防止に関すること。  (２) 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。  (３) 高速自動車道の復旧に関すること。 |
| 電源開発㈱東和電力所 | (１) 電力施設の整備及び災害防止に関すること。  (２) 電力施設の災害復旧に関すること。 |
| 東日本旅客鉄道㈱盛岡支社 | (１) 鉄道施設の整備、災害防止及び災害復旧に関すること。  (２) 災害時における鉄道による緊急輸送に関すること。 |
| 東日本電信電話(株)岩手支店  エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱  ㈱ＮＴＴドコモ  ＫＤＤＩ㈱  ソフトバンク㈱  楽天モバイル㈱ | (１) 電気通信設備の整備及び災害防止に関すること。  (２) 災害時における通信の確保に関すること。  (３) 電気通信設備の復旧に関すること。 |
| 日本通運㈱北上支店  北東北福山通運㈱北上支店  佐川急便㈱北東北支店  ヤマト運輸㈱岩手主管支店  岩手西濃運輸㈱盛岡支店 | (１) 災害時における車両による緊急輸送に関すること。 |
| 東北電力ネットワーク  (株)花北電力センター  東北電力(株)岩手支店 | (１) 電力施設の整備及び災害防止に関すること。  (２) 災害時における電力供給に関すること。  (３) 電力施設の災害復旧に関すること。 |
| 日本郵便㈱  花巻郵便局 | (１) 災害時における郵便局の業務運営の確保に関すること。  (２) 災害時における郵便局の業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。  (３) 非常災害時における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局について、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずるものとする。 |

７　指定地方公共機関

|  |  |
| --- | --- |
| 機関名 | 業務の大綱 |
| ㈱アイビーシー岩手放送  ㈱テレビ岩手  ㈱岩手めんこいテレビ  ㈱岩手朝日テレビ  ㈱エフエム岩手 | (１) 気象予報・警報・地震情報等の放送に関すること。  (２) 災害状況及び災害対策についての放送に関すること。  (３) 県知事からの要請に基づく災害放送に関すること。  (４) 防災知識の普及啓発に関すること。 |
| (公社)岩手県トラック協会花巻支部  (公社)岩手県バス協会  岩手県交通㈱ | (１) 災害時における車両による緊急輸送に関すること。 |
| (一社)岩手県高圧ガス保安協会花巻支部 | (１) ガス施設の整備及び災害防止に関すること。  (２) 災害時におけるガス供給に関すること。  (３) ガス施設の災害復旧に関すること。 |
| (一社)花巻市医師会  花巻市歯科医師会 | (１) 医療救護又は歯科医療救護に関すること。  (２) 遺体の検視、検案、身元確認及び処理についての協力に関すること。 |
| 花巻市薬剤師会 | (１) 医療救護に関すること。  (２) 災害時における医薬品の供給及び管理に関すること。 |
| (一社)岩手県獣医師会花巻支会 | (１) 災害時における愛玩動物の保護及び救護に関すること。 |
| 社会福祉法人花巻市社会福祉協議会 | (１) 災害ボランティアの連絡調整等に関すること。 |

８　公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

|  |  |
| --- | --- |
| 機関名 | 業務の大綱 |
| 花巻ガス㈱ | (１) ガス施設の整備及び災害防止に関すること。  (２) 災害時におけるガス供給に関すること。  (３) ガス施設の災害復旧に関すること。 |
| 岩手県共同募金会花巻市分会 | (１) 義援金の募集及び受付に関すること。 |
| 花巻農業協同組合  花巻市森林組合 | (１) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧に関すること。  (２) 農林関係に係る県及び市が実施する被害調査、応急対策に対する協力に関すること。  (３) 被災農林家に対する融資及び融資のあっせんに関すること。  (４) 被災農林家に対する種苗その他営農資材の確保のあっせんに関すること。 |
| 花巻商工会議所 | (１) 災害時における物価安定についての協力に関すること。  (２) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の確保についての協力に関すること。 |
| 一般病院  診療所 | (１) 収容患者に対する災害時の避難体制の確保に関すること。  (２) 災害時における負傷者等の受入れ及び医療救護に関すること。 |
| 一般運送事業者 | (１) 災害時における緊急輸送に関すること。 |
| 一般燃料供給業者 | (１) 災害時における緊急通行車両、ライフライン施設等への燃料の優先的な供給に関すること。 |
| ダム施設の管理者 | (１) ダム施設の防災上の整備及び管理に関すること。 |
| 土地改良区 | (１) 水門、水路ため池等の施設の整備及び災害防止に関すること。  (２) 水門、水路ため池等の災害復旧に関すること。 |
| 危険物関係施設の管理者 | (１) 災害時における危険物の保安措置に関すること。 |
| ㈱岩手日報社花巻支局  ㈱朝日新聞社盛岡総局  ㈱毎日新聞社盛岡支局  ㈱読売新聞社北上支局  ㈱河北新報社盛岡総局  ㈱産業経済新聞社  盛岡支局  ㈱日本経済新聞社  盛岡支局  ㈱岩手日日新聞社中部支社  ㈱デーリー東北新聞社盛岡支局  ニューデジタルケーブル(株)花巻ケーブルテレビ  盛岡タイムス社  (一社)共同通信社盛岡支局  ㈱時事通信社盛岡支局 | (１) 災害状況及び災害対策についての報道に関すること。  (２) 県知事からの要請に基づく災害報道に関すること。  (３) 防災知識の普及啓発に関すること。 |
| えふえむ花巻㈱ | (１) 気象予報等の放送に関すること。  (２) 災害状況及び災害対策についての放送に関すること。  (３) 市長からの要請に基づく災害放送に関すること。  (４) 防災知識の普及啓発に関すること。 |

第５節　計画の修正

　この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国・県の防災計画と整合を図るため毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

ページ調整

第２章　災害予防計画

第１節　防災知識の普及

**第１　基本方針**

　　市その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。

なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において、要配慮者を支援する体制の整備を図る。

また、被災時の性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ(ＬＧＢＴ等)の視点にも配慮する。

**第２　防災知識の普及**

　１　職員に対する防災教育

　　○　防災関係機関は、職員に対し、災害時における適正な判断力を養成し、円滑な防災活動に資するため、講習会、研修会若しくは検討会等を開催し、又は防災関係資料を配布して、防災教育の徹底を図る。

　　○　防災教育は、おおむね次の内容により実施する。

　　　ア　防災対策関連法令

　　　イ　防災対策、防災組織その他防災活動に関する事項

　　　ウ　災害に関する基礎知識

　　　エ　災害を防止するための技術

　　　オ　住民に対する防災知識の普及方法

　　　カ　災害時における業務分担の確認

　２　住民等に対する防災知識の普及

○　市は、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断でタイミングを逸することなく適切な避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。

　　○　防災関係機関は、住民の防災に対する意識の高揚を図り、災害時において、住民一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら、次の方法等を利用して住民等に対する防災知識の普及に努める。

　　　ア　講習会、研修会、講演会、展示会の開催

　　　イ　インターネット、広報紙の活用

　　　ウ　起震車等による災害の擬似体験

　　　エ　新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用

　　　オ　防災関係資料の作成、配布、貸出

　　　カ　自主防災活動に対する指導

　　○　防災知識の普及活動は、おおむね次の内容により実施する。

　　　ア　地域防災計画及び各防災関係機関の防災体制の概要

　　　イ　気象警報、避難指示等の意味及び内容

　　　ウ　平常時における心得

　　　　　　①　地域の危険箇所や指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館などの避難場所、避難経路等を確認する。

　　　　　　②　他地域の訪問予定がある場合は、あらかじめ当該市町村の避難計画を確認する。

　　　　　　③　食料、飲料水、衛生用品等の備蓄及び非常持出品の準備を行う。

　　　　　　④　非常時の対処方法を検討する。

　　　　　　⑤　防災訓練等へ積極的に参加する。

　　　　　　⑥　災害時の家族内の連絡方法や避難の仕方を決めておく。

　　　　　　⑦　愛玩動物との同行避難や避難所での飼養の方法を決めておく。

⑧　保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行う。

⑨　広域避難の実効性を確保するため、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方を確認する。

　　　エ　災害時における心得、避難方法

①　所在(居住又は滞在)する自治体等から災害情報や避難情報を収集する。

　　　　　　②　所在(居住又は滞在)する自治体による防災対策に従う。

　　　オ　心肺蘇生法、止血法等の応急措置

　　　カ　電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等

　　　キ　災害危険箇所に関する知識

　　　ク　過去における主な災害事例

　　　ケ　災害に関する基礎知識

　　○　防災知識の普及に併せ、被災地に小口・混載による支援物資を送ることは被災地方公共団体等の負担となることから、支援に当たっては、現地のニーズを踏まえた上で行うようにするなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その普及に努める。

　○　市は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じた５段階の警戒レベルでの提供を通じ、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるよう取組みを推進する。

　　○　市は、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、暴力の防止に向けた教育・啓発の促進に努める。

　３　児童、生徒等に対する教育

　　○　市は、児童、生徒等に対し、防災教育を実施するとともに、教職員、父母等に対し、災害時における避難等の防災に関する心得及び知識の普及を図る。

○　市は、地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材(副読本)の充実を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

　　○　市は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

　４　防災と福祉の連携

　　　市は、防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー)の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

　５　専門家の活用

　　　市は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組みが適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

第２節　地域防災活動の活性化

**第１　基本方針**

　１　市は、地域住民が「自分達の地域は自分達で守る」という、自主的な防災活動を促進するため、自主防災組織の育成、強化を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

　２　市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を推進する。

　３　市は、市内の一定の地区内の住民等から市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受けたときは、その必要性を判断した上で、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

**第２　自主防災組織の育成**

　１　自主防災組織の育成強化　〔資料編：自主防災組織の現況〕

　　○　市は、町内会、自治会等の既存の地域コミュニティを中心として、防災活動を自主的かつ組織的に実施する自主防災組織の結成を促進し、その育成に努める。

　　○　市は、防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら、研修会、講習会等の開催等を通じて、自主防災活動の地域リーダーの育成に努める。

　　○　市は、自主防災組織の結成及び自主防災活動に必要な防災用資機材等の整備を促進するため、必要な支援を行う。

　２　自主防災組織の活動

自主防災組織は、効果的な防災活動を行えるよう、あらかじめ実施する業務を定め、平常時及び災害時に分担する任務を、班編成等により明確にする。

　　ア　平常時の活動

　　　①　防災知識の普及

　　　②　消火訓練、避難訓練、避難所運営訓練その他防災訓練の実施

　　　③　情報の収集、伝達体制の確立

　　　④　家庭及び地域の火気使用設備、器具等の点検

　　　⑤　防災用資機材等の備蓄及び管理

⑥　地域の危険箇所や避難場所等の把握、発災時における地域内での連絡体制の構築

　　イ　災害時の活動

　　　①　安否確認及び避難誘導

　　　②　出火防止及び初期消火

　　　③　住民に対する避難指示等の伝達、確認

　　　④　地域内の被害状況、安否情報等の情報収集、伝達

　　　⑤　救出、救護活動の実施及び協力

　　　⑥　炊出し及び救援物資の配分等避難所運営に対する協力

**第３　消防団の活性化**

市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を推進し、その育成を図るため、地域住民の理解、支援、協力及び参加を得ながら、次の事業等を積極的に推進する。

　　ア　「消防団活性化総合計画」の策定

　　イ　消防団の施設・設備の充実強化

　　ウ　消防団員の教育訓練の充実強化

　　エ　表彰制度の充実等による処遇改善

　　オ　消防団総合整備事業等の活用

　　カ　競技会、行事等の開催

　　キ　青年層、女性層及び公務員の消防団への加入促進

　　ク　地域防災及び消防団活動に関する広報活動及び企業等への協力要請

第４　住民等による地区内の防災活動の推進

　　○　市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等自主的な防災活動の推進に努める。

　　○　市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて、計画提案を行う等、市と連携する。

　　○　市は、計画提案を受けたときは、その必要性を判断した上で、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

　　○　市は、計画提案の制度について、その普及に努める。

第３節　防災訓練

**第１　基本方針**

　　市その他の防災関係機関は、次の目的のために、その所掌する事務又は業務に応じた防災訓練を、単独又は合同により、毎年度、計画的に実施する。

　１　職員の防災に対する実務の習熟と実践的能力のかん養

　２　防災関係機関相互の協力体制の確立

　３　地域住民等に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚

　４　防災活動の円滑な実施

**第２　実施要領**

　１　実施方法

　　○　市は、広く防災関係機関に参加を呼びかけ、訓練の目的を明確にした上で、防災訓練を実施するとともに訓練結果の事後評価を通して成果及び課題を明らかにし、その改善に努める。

　　○　訓練は、図上訓練又は実地訓練により実施し、地域において発生する可能性の高い複合災害も想定するなど、具体的な災害想定に基づく実践的な内容とするよう努める。

　　　ア　図上訓練は、机上の図面や通信手段を用い、各々の対策要員が災害発生時の活動要領を確認、検証するため実施する。

　　　イ　実地訓練は、防災対策用資機材を用い、各々の対策要員が関係機関と連携のもと、防災活動に習熟するため実施する。

　　○　地震、風水害等の想定に基づき実施する主な個別訓練項目は、次のとおりである。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア　災害対策本部設置・運営訓練  イ　通信情報連絡訓練  ウ　職員非常招集訓練  エ　自衛隊災害派遣要請訓練  オ　避難所開設・運営訓練 | カ　避難訓練  キ　消防訓練  ク　水防訓練  ケ　救出・救助訓練  コ　医療救護訓練 | サ　要配慮者を対象とした訓練  シ　遺体対応訓練  ス　多言語対応訓練  セ　施設復旧訓練  ソ　交通規制訓練 |

　２　実施に当たって留意すべき事項

　　市は、訓練の企画、実施に当たっては、次の事項に留意する。

　　ア　主要防災関係機関の参加

　　　　防災関係機関の緊密な協力体制を確立するため、管内外の主要防災関係機関の参加を得て各種訓練を実施する。

　　イ　地域住民、教育機関等の参加促進

　　　　訓練の実施に当たっては、自主防災組織、ＮＰＯ・ボランティア等、民間企業、非常通信協議会、水防協力団体等各種団体に訓練への参加を呼びかけ、また、地域住民主体による訓練の促進、自主防災組織の結成及び育成等を図るため、地域住民の積極的な参加を得て実施する。

　　　　また、児童・生徒の参加は防災意識・教育上の地域への普及の核心となることから、市内の幼稚園、保育所、小・中学校、高等学校等の参加を得る。

　　ウ　広域的な訓練の実施

　　　　広域応援体制の確立を図るため、市境を越えた近隣市町村や、管外の消防機関をはじめとする防災関係機関に広く参加を呼びかけ、広域応援協定等に基づく広域応援要請訓練その他の各種の訓練を実施する。

　　エ　要配慮者を対象とした訓練の実施

　　　　医療施設、福祉施設等における入居者の避難、誘導など、要配慮者を対象とした訓練を、地域の自治会、自主防災組織、消防団等と連携して実施する。

　　オ　地域の実情を踏まえた災害想定

　　　　訓練の実施に当たっては、ハザードマップや被害想定を活用するなど、地域のおかれている地勢的な条件や過去の災害履歴等を考慮し、より実際的な災害想定を行う。

　　カ　各種訓練の有機的な連携

　　　　有事の際の実際的な対応を想定し、関係機関が自己の所有する専用車両、資機材を有効に活用し、合同、あるいは各種訓練が有機的に連携した訓練を実施する。

　　キ　平時の通信確保対策

　　　　通常の通信手段が途絶した場合を想定し、地域振興無線機、防災行政情報通信ネットワーク及び衛星携帯電話等を用いた通信訓練を実施する。

第４節　通信確保

**第１　基本方針**

１　市その他の防災関係機関は、災害時における通信を確保するため、情報通信技術の活用及び通信施設の整備に努めるとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の適切な運用を図る。

２　災害時においても通信が途絶しないよう、通信施設・設備の被災が想定されない場所への設置、耐震化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努める。

また、通信施設等が損壊した場合に備え、迅速に応急復旧できるよう要員及び資機材の確保体制を整備する。

３　効率的・効果的な防災対策を行うため、ＡＩ、ＩｏＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

**第２　通信施設・設備の整備等**

　１　市の情報通信施設の整備状況

|  |  |
| --- | --- |
| ア　市防災行政無線  イ　消防無線  ウ　消防団無線  エ　地域振興用陸上移動通信システム | オ　災害用携帯電話  カ　衛星携帯電話  キ　臨時災害用ＦＭ放送設備 |

〔資料編：防災行政無線整備状況〕

２　その他の通信施設の整備

○　防災関係機関は、気象予報・警報等の伝達、災害情報の収集等のため、防災関係機関の内部及び相互間の通信施設・設備の整備を図るとともに、その運用、輸送体制等の整備に努める。

○　防災関係機関は、災害時における円滑な情報収集及び連絡を実施するため、専用通信施設　（災害優先電話を含む。）、コンピュータ等に係る非常電源設備の整備とその燃料の備蓄及び通信手段の複線化、耐震化に努める。

３　災害時優先電話の指定

○　市その他の防災関係機関は、災害等によるふくそう時においても通信を確保するため、あらかじめ、通信事業者に災害時優先電話用の電話番号を申請し、承認を受ける。

　４　通信運用マニュアルの作成

○　市その他の防災関係機関は、災害時における通信を確保できるよう、通信運用マニュアルを作成する。

○　複数の通信手段について定期的な訓練等の実施、防災関係機関間の衛星携帯を含む電話番号情報の共有に努める。

○　防災関係機関は、情報通信関係施設の災害に対する機能を維持するため、定期的に、点検を実施する。

５　孤立化のおそれがある地域への対応

○　市は、孤立化のおそれがある地域に対し、情報伝達信手段の確保に努める。

○　市は、孤立化のおそれがある場合に、住民の安否確認を行う体制・連絡網を整備するように努める

第５節　避難対策

**第１　基本方針**

　１　市は、地震、火災、水害等の災害から住民の生命、財産を守るため、避難計画を作成し、避難場所、避難道路等の整備を進めるとともに、住民への周知徹底を図る。

　２　学校、病院、社会福祉施設等の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難計画を作成し、その周知徹底を図る。

　３　住民は、災害時に的確な避難行動をとれるよう、平常時から災害に対する備えに努める。

**第２　避難計画の作成**

　１　市の避難計画

○　市は、「避難情報に関するガイドライン」を参考に、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下「避難指示等」という。）の具体的な発令基準を策定し、市地域防災計画に明記するとともに、その内容について避難計画とあわせて住民に周知する。また、災害が発生する危険性が高くなっている地域に対して、避難指示等を適切に発令することができるよう、具体的な避難指示等の発令範囲についてもあらかじめ設定するよう努める。

○　市は、指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）及び指定避難所（以下「避難所」という。）（以下「避難場所等」と総称する。）として指定する施設の管理者その他関係機関等と協議し、次の事項を内容とした避難計画を作成する。

〔資料編：避難対象地域及び避難場所〕

|  |  |
| --- | --- |
| ア　高齢者等避難（高齢者等の避難行動要支援者等に対して避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の一般住民に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかけるもの）、避難指示、緊急安全確保の発令基準、発令区域・タイミング及び伝達方法 | |
| イ　避難場所等の名称、所在地、対象地区及び対象人口 | |
| ウ　避難場所等への経路及び誘導方法 | |
| エ　避難場所等の管理 | ①　管理責任者  ②　管理運営体制  ③　職員の動員体制及び運営スタッフの確保  ④　災害対策本部及び各避難場所等との連絡手段  ⑤　食料、生活必需品等の物資の備蓄、調達方法  ⑥　電気、ガス、水道等が損壊した場合の復旧方法  ⑦　医療機関との連携方法  ⑧　避難収容中の秩序維持  ⑨　避難者に対する災害情報の伝達  ⑩　避難者に対する応急対策の実施状況の周知徹底  ⑪　避難者に対する各種相談業務  ⑫　自主避難者に対する各避難所の随時開放体制 |
| オ　避難者に対する救援、救護措置 | ①　給水  ②　給食  ③　空調  ④　医療・衛生・こころのケア  ⑤　生活必需品の支給  ⑥　その他必要な措置 |
| カ　避難行動要支援者に対する救援措置 | ①　情報の伝達  ②　避難の誘導及び避難の確認  ③　避難所等における配慮  ④　平常時からの関係機関による避難行動要支援者情報の収集・共有  ⑤　避難支援プラン（個別計画）の策定  ⑥　福祉避難所として社会福祉施設等を指定・協定締結  ⑦　避難場所から避難所への移送手段 |
| キ　避難場所等の整備 | ①　収容施設  ②　給食施設  ③　給水施設  ④　情報伝達施設 |
| ク　住民に対する広報 | |
| ケ　避難訓練 | |

　　○　避難計画作成に当たっては、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

○　避難計画作成に当たっては、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織、民生委員、社会福祉施設の職員等と協力して、避難行動要支援者の避難支援の体制を整備し、避難行動要支援者情報の共有や、支援員をあらかじめ明確にするなど、避難誘導が迅速に行われるよう特に配慮する。また、避難誘導体制の整備に当たっては、木造住宅密集地域における大規模な火災の発生など、二次災害の発生も考慮する。

○　市は、「避難情報に関するガイドライン」を参考に「警戒レベル３高齢者等避難」、「警戒レベル４避難指示」及び「警戒レベル５緊急安全確保」の具体的な発令基準を策定する。また、災害が発生する危険性が高くなっている地域に対して、避難指示等を適切に発令することができるよう、具体的な避難指示等の発令範囲についてもあらかじめ設定する。

　　○　避難計画に盛り込む避難指示等の発令基準は、地域の特性等を踏まえつつ、気象警報等の内容に応じたものとし、その策定又は見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、当該情報を取り扱う国及び県の機関との連携に努める。この場合において、国及び県の機関は、市による避難指示等の基準の策定又は見直しを支援する。

　　○　避難計画の作成に当たっては、災害発生時における児童、生徒、園児の安全な避難のため、学校、幼稚園、保育所等との連絡、連携体制の構築に努める。

　　○　避難手段は、原則として徒歩によるものとする。ただし、避難場所までの距離や避難行動要支援者の存在など地域の実情に応じ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合においては、避難者が自動車で安全かつ確実に避難するための方策をあらかじめ検討する。

　　○　避難計画作成に当たっては、夜間等様々な条件を考慮するとともに、消防団、自主防災組織、民生委員、社会福祉施設の職員等の防災対応、避難誘導に係る行動ルールや非常時の連絡手段等の安全確保策を定める。

　　○　避難計画の作成に当たっては、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口の確認等必要な準備を整える。

　　○　避難計画の周知を行うため、防災訓練の実施及びハザードマップ等の作成・配布するよう努める。なお、ハザードマップ等の作成に当たっては、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努め、住民等の参加も考慮する。

　２　学校、病院、社会福祉施設等における避難計画

　　○　学校、病院、社会福祉施設、事業所、観光施設など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図る。

　　○　浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を関係機関の協力を得て作成し、これを市長に報告する。

　　○　施設の管理者は、市、消防機関、警察機関等と密接な連携を図るとともに、避難訓練の実施等により、避難体制の確立に万全を期する。

　　○　学校、幼稚園、保育所等においては、児童、生徒、園児を集団的に避難させる場合の避難場所、経路、誘導方法、指示伝達方法等のほか、災害発生時における児童等の保護者への引き渡しに関するルールを、あらかじめ定める。

　　○　病院においては、患者を他の医療機関等に集団的に避難させる場合に備えて、移送可能施設の把握、移送方法、入院患者に対する保健、衛生の実施方法等を定める。

　　○　観光施設等の不特定多数の者が集まる場所においては、来訪者に対する避難指示等の周知方法、避難させる場合の避難場所、経路、誘導方法等を定める。

　３　広域避難及び広域一時滞在

　　○　市は、災害が発生するおそれがあり、自らの区域内で、住民等の生命、身体を保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、住民等の県内他市町村へ又は他都道府県への避難（以下「広域避難」という。）が円滑に実施できるよう、県内の他の市町村その他の関係団体との応援協定の締結や具体的な手続き、移動手段の確保等を定めたマニュアル等の整備に努める。

　　○　市は、災害が発生し、自らの区域内で、避難者の生命、身体を保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、避難者の県内他市町村又は他の都道府県への一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）が円滑に実施できるよう、県内の他の市町村その他の関係団体との応援協定の締結や具体的な手続き、移動手段の確保等を定めたマニュアル等の整備に努める。

　　○　市は、広域避難又は広域一時滞在の受入れ（他の都道府県からの受入れを含む。以下「広域避難等」という。）を想定し、受け入れるべき施設をあらかじめ定めるなど、具体的な受入方法を定めたマニュアル等の整備に努める。

**第３　避難場所等の整備等**

　１　避難場所等の整備

　　○　市は、次の事項に留意し、施設の管理者の同意を得て、地域の実情に応じ、地区ごとに避難場所等を指定するとともに、各地区の振興センター等を区域内の安否情報を収集する拠点避難所と位置付け、その整備に努める。

　　　　この場合、過去の災害の状況や新たな知見等を踏まえ、避難場所等の指定について、必要に応じて随時見直しを行う。

　　○　市は、避難場所等を指定する際は、広域避難等の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れ可能な施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

|  |  |
| --- | --- |
| 避難場所 | ア　火災の延焼によって生じる輻射熱等から避難者の安全を確保できる十分な広さを有する公園、緑地、広場、その他の公共空地であること。  イ　がけ崩れ、浸水等の危険のない場所及び付近に多量の危険物等が備蓄されていない場所であること。  ウ　避難者が安全に到達できる避難路と連結されている場所であること。  エ　避難者１人当たりの必要面積をおおむね２平方メートル以上(新型コロナウイルス感染症に対応する場合、県が作成しているガイドライン等を参考に設定)とし、対象避難地区すべての住民（昼間人口を考慮する）を収容できるような場所であること。  オ　避難する際に、できるだけ主要道路、鉄道、河川等を横断しなくてすむ場所であること。  カ　水害に対する緊急避難場所は、小河川、沢、堰等を渡らない場所で、かつ、滞水により孤立するおそれのない場所であること。 |
| 避難所 | ア　被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。  イ　速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。  ウ　想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。  エ　車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。  オ　給水、給食施設を有し、又は容易に給水、給食を確保できるものであること。  カ　暖房施設・器具を有し、又は容易に暖房器具を確保できるものであること。  キ　主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあっては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されているもの。  ク　避難生活の長期化に配慮し、公的住宅、民間アパートなどの確保も考慮すること。 |

○　指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを住民等へ周知するよう努める。

　　○　市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。

　　○　市は、災害の規模に鑑み、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。

　　○　市は、一般の避難所では生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、福祉避難所を指定する。

　　　　特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

　　○　福祉避難所を指定する場合は、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を指定するよう努める。

　　○　市は、福祉避難所について受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じてあらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に受入れ対象者を特定して公示する。

　　○　市は、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

　　○　市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の現場であることに配慮する。

○　住民等は、災害時の緊急避難が必要な場合において、自主的に一次避難所等を開設し、運営できるよう努める。

○　市は、孤立化のおそれがある地域においては、ヘリコプターが離着陸できる場所又はヘリコプターにより上空から救助ができる場所の選定に努める。

○　市は、必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、避難場所を近隣市町村に設けるものと

する。

○　市は、避難所についてホテルや旅館等の活用を含めて検討するよう努める。

　２　避難道路の整備等

市は、次の事項に留意し、地域の実情に応じ、地区ごとに避難道路を選定するとともに整備に努める。

|  |
| --- |
| ア　道路付近に延焼の危険のある建物、危険物施設がないこと。  イ　通行不能となった場合の代替経路の確保が可能な道路であること。  ウ　浸水等の危険のない道路であること。  エ　避難道路は、原則として相互に交差しないこと。  オ　避難道路の選定に当たっては、避難経路を確保するため、必要に応じ交通規制の実施者と協議のうえで、交通規制計画を定めること。 |

　３　避難場所等の環境整備

　　　市は、次の事項に留意し、避難場所等の環境整備を図る。

|  |
| --- |
| ア　住民に各種情報を確実に伝達できるような双方向の通信器材の配備  イ　非常用電源の配備とその燃料の備蓄  ウ　避難場所等及び周辺道路への案内標識、誘導標識、誘導灯、誘導ロープ、照明設備等の設置  エ　避難場所等での給水活動を行うためのポンプ、浄水器等必要な資機材の整備  オ　医療救護、給食、情報連絡等の応急活動に必要な設備等の整備  カ　毛布及び暖房器具、暖房施設等の整備  キ　高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮した環境の整備  ク　プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した環境の整備  ケ　避難の長期化に応じた環境の整備 |

○　市は、避難場所への誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

**第４　避難所の運営体制の整備**

市は、避難所を円滑に設置し、及び運営するため、あらかじめ避難所の設置及び運営に係るマニュアル等の作成、訓練を通じて、その内容について住民への普及啓発に努める。この際、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

**第５　避難行動要支援者名簿**

　○　市は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

○　市は、避難行動要支援者を適切に誘導し、安否確認等を適切に行うため次のとおり定める。

　ア　避難支援等関係者となる者

ア　花巻市消防団

イ　花巻警察署

ウ　民生委員・児童委員

エ　花巻市社会福祉協議会

オ　自主防災組織の長

カ　自治会又はこれに準じる組織の長

キ　花巻市行政区長

ク　その他の避難支援等の実施に携わる関係者

イ　避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者の対象は次のとおりにする。ただし、社会福祉施設や医療機関等に長期入所中・入院中の者を除く。

ア　おおむね６５歳以上の一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯に属する者

イ　障がい者

ウ　おおむね要介護３以上の者

エ　その他市長が支援を必要と認める者

ウ　名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

市は避難行動要支援者名簿の作成にあたり、必要な限度で市関係課が保有している情報を活用するほか、市で把握していない情報については、県知事その他の者に対して、情報提供を求める。

エ　名簿更新に関する事項

市は、要配慮者及び避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を定期的に更新する。その他、必要に応じて作成、更新する。

オ　名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために講ずる措置

市関係課は、災害対策基本法等の関係法令、花巻市個人情報保護条例、花巻市情報セキュリティーポリシー等に基づき適切な管理運営を行う。

また、名簿情報の提供を受ける者に対して情報漏えい防止のために必要な措置を講じるよう求めること、その他、避難行動要支援者及び関係者の権利利益を保護するために必要な措置を講じるよう努める。

カ　避難行動要支援者が適切に避難を行うための避難指示等の際における情報伝達上の配慮

災害時に迅速かつ的確な情報伝達ができるよう、避難行動要支援者の実態を把握し、各種災害を想定して複数の情報伝達手段を検討するなどして、避難行動要支援者や避難支援者への情報伝達に配慮する。

キ　避難支援者等関係者の安全確保

（ア）避難支援等関係者は自分や家族の安全を確保した上で、避難行動要支援者への情報伝達及び安全確認、さらには救護・避難誘導といった支援を状況に応じて迅速に実行する。

（イ）災害の種類や状況により、無理な環境での避難支援はむしろ被害を増大させるおそれがあることから、周囲の人や消防機関などに協力を求めるなど安全に配慮した上で避難支援を行う。

○　市は、上記のほか、避難行動要支援者名簿に関し必要な事項について別に定める。

**第６　避難に関する広報**

市は、住民が的確な避難行動をとることができるよう、平常時から、避難場所、危険箇所及び過去の浸水区域等を示した防災マップ、広報誌、パンフレット等の活用、講習会、避難防災訓練の実施、ホームページやアプリケーションなど、多様な手段を利用して、避難に関する広報活動を行い、住民に対する周知徹底を図る。

|  |  |
| --- | --- |
| 避難場所等に関する事項 | ア　避難場所等の名称及び所在地並びに避難所と避難場所の別  イ　避難場所等への経路  ウ　災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方 |
| 避難行動に関する事項 | ア　平常時における避難の心得  イ　避難指示等の用語の意味  ウ　避難指示等の伝達方法  エ　避難の方法  オ　避難後の心得 |
| 災害に関する事項 | ア　災害に関する基礎知識  イ　過去の災害の状況 |

**第７　避難訓練の実施**

○　市は、災害時に住民が的確な避難行動をとることができるよう意識高揚を図る。

○　住民等は、避難対象地区のすべての住民が参加するよう配慮するとともに、避難経路や避難場所を確認し、避難所の運営訓練の実施に努める。

第５節の２　災害医療体制整備

**第１　基本方針**

１　災害発生直後から災害中長期にわたり、災害や被災地の状況に応じた適切な医療救護を行うための体制をあらかじめ構築する。

２　ライフラインの機能停止、医療施設自体の被災による機能低下等に対応するため、災害拠点病院等を整備することにより、後方医療体制の確保を図る。

**第２　災害拠点病院**

　１　災害拠点病院の指定

　　○　県は、災害による水道、電気、ガス等のライフラインの機能停止、医療施設の被災による機能低下等に対応するため、後方医療機関の中核として、災害時における地域医療の拠点となる災害拠点病院をあらかじめ指定する。

○　県は、災害拠点病院に必要な施設、設備等の整備に努める。

基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院の指定状況

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 病院名 |
| 基幹災害拠点病院 | 盛岡赤十字病院  岩手医科大学附属病院※ |
| 地域災害拠点病院  （岩手中部保健医療圏） | 県立中部病院 |

注）※は、主として研修機能を担うものとする。

２　医療機関の防災能力の向上

○　医療機関は、水道、電気、ガス等のライフラインの機能が停止した場合の対策並びに医療スタッフ及び医薬品等の確保対策について、相互に支援を行う体制を整備するなど、防災能力の強化を図る。

○　医療機関は、災害時における情報の収集・発信方法、救急患者の受入方法、医療班の派遣方法等に関するマニュアルの作成に努める。

第６節　要配慮者の安全確保

**第１　基本方針**

市は、避難指示等の判断・伝達マニュアル及び避難行動要支援者避難支援計画等を策定するとともに、実際に避難訓練等を行うなど、県等の防災関係機関、消防団、自主防災組織、民生委員、社会福祉施設の職員等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。

**第２　実施要領**

　１　避難行動要支援者実態把握

○　市は、避難行動要支援者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平常

時から収集し、避難行動要支援者名簿を整備の上、電子データ、ファイル等で管理し、関係

機関と共有するとともに、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、避難支援プランを策定する。

○　市は、市地域防災計画に基づき、防災や福祉など関係部局の連携の下、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、個別避難計画の作成を支援するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう個別避難計画情報の適切な管理に努める。

○　市は、花巻市避難行動要支援者名簿に関する条例に定めるところにより、災害により避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認められた場合は、名簿情報の提供について拒否を申し出た避難行動要支援者に係る名簿情報を避難支援等関係者に提供することができる。

○　市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から必要な配慮を行う。

○　市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

○　市は、避難行動要支援者情報の収集・共有や避難支援プランの策定について、社会福祉協議会、民生委員、福祉サービス提供者、在宅医療提供者、障がい者・難病患者団体等の福祉・医療関係者の理解を深める取組を進める。

　２　災害情報等の伝達体制の整備

○　避難行動要支援者の避難支援は自助・地域（近隣）の共助を基本とし、市は、避難行動要支援者への避難支援対策に対応した高齢者等避難を発令するとともに、消防団や自主防災組織等を通じ、避難行動要支援者及び避難支援者までの迅速・確実な伝達体制の整備を行う。

○　市は、情報伝達のため、消防団や自主防災組織等への情報伝達責任者（班）を明確にする。

○　消防団、自主防災組織等は、情報伝達網の複数ルート化等に配慮するとともに、福祉・医療関係者と連携し、避難支援プラン等を基に情報伝達を実施する。

○　市は、平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者との連携を深め、発災時には、これらが構築しているネットワークを情報伝達に活用する。

○　市は、要配慮者利用施設の管理者に対し、避難指示等を確実に伝えるための情報伝達体制を整備する。

３　避難誘導

○　市は、警察署、消防署、消防団、自主防災組織等と協力し、避難行動要支援者を優先した避難誘導体制の整備を図る。

４　避難生活

○　市は、関係機関と連携し、避難所における避難行動要支援者支援窓口の設置、保健師等による健康相談、岩手県災害派遣福祉チームの受入れなど、福祉関係職員等による生活支援体制を整えるとともに、避難行動要支援者のための連絡会議を開催するなど、各支援者と堅密な連携が図れるよう支援体制の構築を図る。

○　避難所においては、避難行動要支援者の避難状況に応じて、段差解消設備等の速やかな仮設、福祉施設職員等による応援体制の構築などに努める。

５　社会福祉施設等の安全確保対策

○　社会福祉施設等は、入所者及び従事者等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、平常時から基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行い、定期的に訓練を実施する。

また、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮し避難誘導方法を確立し、避難支援計画を策定する。

６　要配慮者に配慮した防災訓練等の実施

○　市は、地域において要配慮者を支援する体制を確認するなど、要配慮者に十分配慮しながら避難計画に基づき防災訓練等の実施に努める。

７　外国人の安全確保対策

(1)　防災知識の普及

防災関係機関は、外国人に対する防災知識の普及に努める。

(2)　避難計画

市は、避難計画の作成に当たっては、外国人への情報伝達手段の確保に配慮する。

(3)　情報の提供等

○　市は、外国人に配慮し、災害情報の提供、通訳等ボランティアの把握に努める。

○　市は、災害時に避難所等において、災害時外国人支援情報コーディネーターを活用し、効果的な情報収集(外国人被災者の状況、ニーズ把握)、情報提供(災害情報、外国人被災者のニーズとのマッチング)を行うよう努める。

(4)　ボランティアの育成等

　　○　市は、国際交流関係団体等の協力を得て、災害時において通訳等を行う多言語ボランティアの養成、登録、研修を行う。

(5)　生活相談

○　市は、国際交流関係団体等の協力を得て、外国人に対する相談体制を整備する。

第６節の２　食料・生活必需品等の備蓄

**第１　基本方針**

　　市は、災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支え、避難所において使用するために必要な物資の備蓄を計画的に整備するとともに、市民及び事業所における物資の備蓄を促進する。

**第２　備蓄の類型**

備蓄の類型については、次のとおりである。

　　○　災害に備え、県、市町村、事業所、県民が主体となり備蓄する食料、飲料水等の物資(備蓄物資)

　　○　災害発生時、被災地方公共団体に対して被災地外の住民や民間事業者、団体等から善意で寄せられる物資で、調達費用等の対価が生じないもの(義援物資)

　　○　県又は市町村が、災害に備え、民間事業者等とあらかじめ締結した協定等に基づき、災害時に必要量調達する物資で、原則、調達費用等の対価が生じるもの。(流通在庫備蓄)

　　○　国が、被災地方自治体からの具体的な要望を待たず、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送する仕組み(プッシュ型支援)

**第３　住民及び事業所の役割**

○　住民は、各家庭において、飲料水、食料、生活必需品等の物資を備蓄し、定期的に点検及び更新を行うよう努める。

○　事業所は、災害時において必要な資機材、燃料等及び従業員のための物資を備蓄又は確保をし、定期的に点検及び更新に努める。

病院、福祉施設等においては、患者、入所者のための物資を備蓄又は確保するよう努める。

**第４　市の役割**

○　物資の備蓄計画（品目、数量、配置場所）を定めるものとし、計画を定める場合にあって

は、性別、性的マイノリティ(ＬＧＢＴ等)によるニーズの違いや高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、宗教上等の理由により食事制限のある者、乳幼児及び妊産婦等(要配慮者)の多様なニーズに配慮する。

○　備蓄計画に基づき物資の備蓄を行い、定期的に点検及び更新を行う。

○　振興センターに非常用電源を配備するとともに、地区ごとに分散して一定量の物資を確保する。

○　家庭及び事業所における物資の備蓄を奨励する。

○　物資の調達可能数量等を常時把握するとともに、あらかじめ、災害時における応援協定の締結等により、他の市町村及び関係団体からの物資調達に係る体制を整備する。

第７節　孤立化対策

**第１　基本方針**

市は、道路状況や通信手段の確保の状況等から孤立化が想定される地域をあらかじめカルテ化し、最新の状況を随時把握するとともに、現地消防団員から直接被害状況を収集できる体制を構築するなど予防対策に努める。

**第２　災害時孤立化想定地域への対策の推進**

**１　通信手段の確保**

　 (1)　市は、災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず防災行政無線機等の多様な通信手段の確保に努め、防災訓練を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。

　 (2)　県は、防災ヘリコプター等による空中偵察に対して住民側から送る合図を定め、市はその方法をあらかじめ周知する。

　　　[県統一合図]

　　　　ア　赤旗(負傷者等があり、早急な救助を求める場合)

　　　　イ　黄旗(負傷者等はいないが、救援物資等を求める場合)

　　　　ウ　白旗(異常なし又は存在を知らせる場合)

　 (3)　市は、孤立化のおそれがある場合に、地域の代表者に積極的に電話するなど、住民の安否確認を行う体制・連絡網を整備するように努める。

**２　避難先の検討**

市は、集落内に避難場所等がない場合には、災害時に集合する集落内の安全な場所や家をあ

　らかじめ定めるなど、避難先の確保に努める。

**３　救出方法の確認**

市は、孤立の可能性のある地域においてヘリコプターの飛行場外離着陸場その他ヘリコプタ

　―が離着陸できる場所又はヘリコプターにより上空から救助ができる場所(以下「飛行場外離

　　着陸場等」という。)の確保に努める。

**４　備蓄の奨励**

市は、孤立の恐れのある地域においては孤立しても住民が支え助け合うことができるよう備

　　蓄を推進する。備蓄にあたっては、水・食料等の生活物資に加えて非常用電源・簡易トイレ等

　　の集落単位での備蓄が望ましいが、最低限各家庭において３日分程度の水・食料の備蓄の奨励

　　に努める。

**５　防災体制の強化**

市は、住民自らが救助・救出、避難誘導、避難所生活の支援ができるよう自主防災組織の育

成強化に努める。

第８節　防災施設等整備

**第１　基本方針**

　　災害時において、迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるよう、防災施設等を整備し、災害時における応急活動体制の整備を推進する。

**第２　防災施設等の機能強化**

○　市は、防災上必要とする施設、設備の計画的な整備を進め、次に掲げる機能の強化を図る。

ア　災害応急対策活動における中枢機能と市庁舎等の被災時におけるサブ機能

　　イ　人員、物資等の輸送、集積及び災害対策用資機材の備蓄機能

　　ウ　非常時の電力供給機能

エ　被災住民の避難・収容機能

　　オ　防災関係機関への救援活動拠点機能

**第３　公共施設等の整備**

市は、避難路等を整備するとともに、避難所となる学校等の公共施設の耐震性の確保、不燃化

及び非常用電源設備の整備等に努める。

**第４　消防施設の整備**

　　市は、地域の実情に即して消防車両、消防無線、消防水利、その他の消防施設、設備を整備拡

充し、常時点検整備を行う。

**第５　防災資機材等の整備**

　　市は、災害応急対策活動用資機材を計画的に整備し、定期的に点検整備を行い、必要な補充を

行う。

第９節　建築物等安全確保

**第１　基本方針**

　１　都市災害を防止し、被害を最小限に食い止めるため、建築物の耐震性向上の促進、防火対策の推進等、都市の防災化を図る。

　２　文化財を災害から守るため、文化財保護思想の普及と防災対策の推進を図る。

**第２　建築物の耐震性向上の促進**

　１　防災上重要な建築物等の耐震性確保

　　　市は、既存建築物の耐震性の向上を図り、都市防災を推進する。

　２　木造住宅等の耐震性確保

木造住宅等の耐震性を確保するため、市民に対し、耐震性確保の重要性を啓発するとともに、耐震性能の診断の普及を図る。

　３　家具等の転倒防止対策推進

負傷の防止や避難路確保の観点から、住宅、事務所等の建築物内に設置されている食器棚、書棚等の家具及びブロック塀等の地震時における転倒、移動による被害を防止するため、適正な防止方法等について、広報紙等により市民への啓発、普及を図る。

**第３　建築物の安全確保**

市は、平常時より災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

**第４　防火対策の推進**

　○　消防法に定める防火対象物の防火管理体制の強化を図るため、防火管理者の選任、消防計画の作成、消火・通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の設置及び維持管理など、防火管理業務の充実を図るよう指導する。

　○　消防法に定める既存特定防火対象物の火災から人命の安全確保を図るため、現行基準に基づく消防用施設等の設置及びその適正な維持管理を指導する。

　○　事業場、住家、その他の防火対象物から火災の発生と被害の軽減を図るため、防火査察の強化並びに一般住民に対する防火思想及び防災知識の普及活動を推進し、火災予防の徹底を期するよう積極的に指導する。

　○　住宅等の不燃化を促進し、防災強化を図る。

**第５　文化財の災害予防対策**

○　文化財に対する防火思想及び火災予防の徹底を図るため、文化財保護強調週間（11月 1日～ 7日）、文化財防火デー（ 1月26日）等の行事を通じ、市民の防火・防災意識の高揚を図る。

○　災害から文化財を守るため、必要な防災施設等の整備、定期的な保守点検に配慮する。

第１０節　交通施設安全確保

**第１　基本方針**

　　災害による道路施設、鉄道施設及び空港施設の被害を防止し、又は軽減し、交通機能を確保するため、施設、災害対策用資機材の整備等を図る。

**第２　道路施設**

　１　道路の整備

災害時における道路機能を確保するため、所管道路について、法面等危険箇所の調査を実施し、必要な整備を進める。

２　橋梁の整備

災害時における橋梁機能を確保するため、所管橋梁について、点検調査を実施し、必要な整備を進める。

３　横断歩道橋の整備

災害時において、横断歩道機能を確保するため、所管横断歩道橋について、点検調査を実施し、必要な整備を進める。

４　トンネルの整備

災害時におけるトンネルの交通機能を確保するため、所管トンネルについて、安全点検調査を実施し、必要な整備を進める。

第１１節　ライフライン施設等安全確保

**第１　基本方針**

災害による電力、ガス、上下水道、電気通信等のライフライン施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設・設備、災害対策用資機材の整備等を図るとともに、各事業者において巡視点検の実施等安全対策に万全を期する。

**第２　電力施設**

電気事業者は、災害による電力施設の被害を防止し、又は軽減するため、災害に応じた設備、資機材の整備等を図るとともに、電気工作物の巡視、点検、広報活動の実施等により、電気事故の防止を図る。

**第３　ガス施設**

ガス事業者は、災害によるガス施設の被害を防止し、又は軽減するとともに、二次災害を防止するため、施設、資機材等の整備を図るとともに、需要家に対する器具の取扱い方法等の周知徹底を図る。

**第４　上下水道施設**

　１　上水道施設

水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）は、災害による上水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、「水道の耐震化計画等策定指針」（厚生労働省）及び「岩手県水道広域的防災構想」を踏まえ、施設、資機材の整備等を図る。

２　下水道施設

下水道施設の管理者は、災害による下水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設の整備等を図る。

**第５　通信施設**

　１　電気通信設備

電気通信事業者は、災害時における通信を確保するため、施設、資機材の整備等を図る。

　２　放送施設

放送局は、災害時における放送の送出及び受信を確保するため、放送施設・設備の整備拡充を図るとともに、災害応急・復旧対策に必要な資機材の整備を図る。

第１２節　危険物施設等安全確保

**第１　基本方針**

　　危険物災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備、災害対策用資機材等の整備を図るとともに、保安教育、指導等による保安体制の整備強化を図る。

**第２　石油類等危険物**

　１　保安教育の実施

　　○　危険物施設の所有者等は、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対し、保安管理の向上を図るため、消防機関等と連携し、講習会、研修会等の保安教育を実施する。

　２　指導強化

　　○　県は、市町村が行う許可及び消防機関による立入検査等に対し、指導助言を行い、災害防止に努める。

○　消防機関は、危険物施設の所有者等に対し、既存危険物施設の耐震構造の促進を指導するとともに、新設又は変更許可に当たっては、地震動による慣性力等によって生じる影響を十分考慮したものとするよう指導する。

　　○　消防機関は、危険物施設に対し、立入検査等を実施する。

３　屋外貯蔵タンクからの流出油事故対策

(１)　沈下測定の実施

　　　 ○　危険物施設の所有者等は、屋外貯蔵タンクの沈下測定を定期的に行い、その実態の把握に努める。

(２)　不等沈下の著しいタンクの措置

　　　 ○　消防機関は、不等沈下の著しいタンクについて、法令の定めるところにより、タンクの底部の厚さ、溶接部の損傷、亀裂、腐食等の欠陥の有無の確認等保全検査を実施する。

　　　 ○　消防機関は、欠陥が発見されたタンクについて、必要な修繕を行わせるとともに、タンクの基礎の修繕により不等沈下を是正させ、保安の確保に努める。

(３)　敷地外流出防止措置

　　　 ○　消防機関は、危険物の流出事故が発生した場合における敷地外又は河川等への流出による二次災害を防止するため、油槽基地等危険物タンクが相当数群立する危険物施設の所有者等に対し、防油堤・流出油防止堤の設置、土のう、オイルフェンス等の流出油防除資機材の整備など必要な措置を講じるよう指導する。

　４　自衛消防組織の強化措置

　　○　危険物施設の所有者等は、自衛消防隊の組織化を推進する。

　　○　危険物施設の所有者等は、隣接する事業所との相互応援に関する協定を締結するなど、効

率ある自衛消防力の確立を図る。

　５　化学防災資機材の整備

　　○　市は、化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化を推進する。

**第３　高圧ガス及び火薬類災害予防対策**

関東東北産業保安監督部東北支部及び県は、高圧ガス又は火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、規制の強化、自主保安体制の強化促進を図る。

１　保安意識の高揚

○　高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、火薬類取締法等関係法令の周知徹底を図るため、保安教育講習、保安推進パトロール等を実施する。

○　危害予防週間を中心に、保安意識の高揚に努める。

　２　規制の強化

○　高圧ガスの製造施設、貯蔵所又は火薬庫等が関係法令に規定する技術上の基準に適合し、かつ適正に維持されているか、保安検査及び立入検査を実施する。

○　指導の適正を期すため、指導取締方針の統一、県等関係機関との連携を密にする。

３　自主保安体制の整備指導

○　保安教育計画に基づく保安教育及び防災訓練の実施により、業務上の保安確保に万全を期するよう指導する。

　　○　定期自主検査の完全実施及び責任体制の確立を指導する。

　　○　災害発生時の自主防災対策の策定を指導する。

第１３節　風水害予防

**第１　基本方針**

　１　洪水等による水害を予防するため、市は風水害に強いまちづくりを進めるとともに、河川改修事業、ダム建設事業、砂防事業、農地防災事業、障害防止対策事業及び治山事業を計画的に実施する。

　２　災害時に適切な措置をとることができるよう、施設の維持管理体制を整備する。

３　県、市その他の防災関係機関は、風害対策やその知識の普及啓発を図る。

４　市は「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提に住民主体の取組みを支援・強化することにより社会全体としての防災意識の向上を図る。

**第２　風水害に強いまちづくり**

○　市は豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討し、評価結果を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。

○　市は豪雨、洪水、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や居室を有する建築物の建築禁止のみならず、地方公共団体が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討する。

○　市は立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に当たっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

○　市は溢水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。

**第３　河川改修事業**

○　一級河川、二級河川の改修は、国・県において各所管の整備計画に基づき改修事業が進められており、土地利用の高度化とともに、防災上の要請から、河川改修は急務となっている。

○　国土交通省直轄による北上川の洪水防ぎょ対策として、北上川工事実施基本計画（昭和40年4月28日決定）に基づく改修計画を策定しており、社会資本整備重点計画(平成15年10月閣議決定)により、計画的に事業を推進する。

○　県及び市の事業として、広域河川改修等の事業を進めるとともに、緊急度が高く、防災効果の大きい河川の改修を実施する。

〔資料編：重要水防箇所〕

**第４　砂防事業**

○　砂防事業は、流域における荒廃地域の保全及び土砂災害から人命、財産を守ることを目的として、えん堤工、渓流保全工等の整備を進める。

**第５　農地防災事業**

ため池整備事業及び土砂崩壊防止事業については、緊急度及び効果の大きいものから優先実施するとともに、年間施行量の増大を図る。

**第６　治山事業**

○　本市における治山事業の対象地は、広大な林野が各所に散在しているため、比較的小規模な施設を各所に多数配置し、その濃密化により漸次効果を高めていく。

○　山地災害の多発化傾向に対処するため、既存荒廃地への復旧治山、荒廃危険地への予防治山等の山地治山を強化し、山地災害の未然防止を図る。特に集落の地域的な保全強化を目的とした防災対策総合治山事業を積極的に推進する。

○　市は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。

　　特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進する。

**第７　施設の管理**

洪水防ぎょ又は内水排除等のために河川法指定河川に設置された水門、ひ門及びひ管については、洪水時等における緊急操作の必要性に鑑み、管理事務の一部を市等に委託されており、有事に即応した適切な管理体制を整備する。

〔資料編：樋管・樋門箇所〕

**第８　浸水想定区域の公表及び周知**

○　県又は市町村は、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排水できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、県は関係市町村に通知する。

○　市は、洪水浸水想定区域又は雨水出水浸水想定区域（以下、本節中「浸水想定区域」という。）の指定があったときは、市地域防災計画において、浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他円滑かつ迅速な避難を図るために必要な事項について定める。

○　市は、要配慮者が利用する施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設〔資料編：浸水想定区域内の要配慮者利用施設〕の所有者又は管理者に対し、ファックス、電子メール又は電話により、洪水予報等を伝達するものとする。

　　　浸水想定区域の指定状況（令和４年２月４日現在）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 水系・河川名 | 公表年月日 | 備　考 |
| 北上川水系北上川上流 | 平成28年６月３０日 | 国土交通省東北地方整備局 |
| 北上川水系豊沢川 | 平成28年６月３０日 | 国土交通省東北地方整備局 |
| 北上川水系猿ケ石川 | 平成28年６月３０日 | 国土交通省東北地方整備局 |
| 北上川水系稗貫川 | 令和４年２月　４日 | 岩手県 |

○　市は、浸水想定区域を市内に有するため、市地域防災計画において定められた洪水予報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(洪水ハザードマップ、内水ハザードマップ等)の配布その他の必要な措置を講じる。

**第９　避難場所**

浸水想定区域において洪水による被害が発生する恐れがある場合、当該浸水想定区域の住民等の避難場所は〔資料編：避難対象地域及び避難場所〕のとおりとする。

**第10　住民等に対する周知**

市は、洪水予報等の伝達方法、避難場所等を住民に周知させるため、これらの事項を記載した

印刷物（洪水ハザードマップ、内水ハザードマップ等）を配布するとともに、円滑かつ迅速な避

難の確保を図るために必要な措置を講ずるものとする。

**第11　風害予防の普及啓発**

県、市その他の防災関係機関は、暴風や竜巻等突風による災害等を踏まえ、風害対策やその知

識の普及啓発を図る。

**第12　関係者間の密接な連携体制の構築**

　市は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

第１４節　雪害予防

**第１　基本方針**

　　大雪、雪崩等による災害を防止し、市民の日常生活の安定と産業経済の機能を確保するため、雪害対策を進める。

**第２　雪崩防止対策**

○　市その他の関係機関は、適期に、雪崩の発生が予想される危険箇所を調査し、適切な周知を行う。

○　雪崩災害を未然に防止するため、雪崩防止柵、スノーシェッド等、必要な整備を進める。

**第３　道路交通の確保**

　１　除雪対策

　　○　道路管理者は、除雪を行い、所管道路の交通を確保する。

　　　　なお、短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、各実施機関が相互に連携し、迅速・適切に対応するよう努める。

|  |  |
| --- | --- |
| 実施機関 | 除雪路線 |
| 国土交通省 | 国土交通省東北地方整備局関係事務所の直轄管理する一般国道及び釜石自動車道の道路施設 |
| 県 | 国土交通省直轄管理路線以外の一般国道、主要地方道及び一般県道 |
| 市 | 管内市道 |
| 東日本高速道路㈱ | 東北自動車道、釜石自動車道 |

○　市その他の関係機関は、除雪用機械の整備、保守点検・除雪要員の確保等を図るとともに、積雪及び路面凍結による自動車のスリップ事故を防止するため、早期除雪及び路面凍結防止剤の散布を効果的に実施する。

○　市は、地域住民からなる地域コミュニティによる除雪を促進するとともに、ボランティア　　　等地域外からも雪処理の担い手を確保する等の方策を講じるものとする。

　２　凍雪害防止対策

冬期の安全で円滑な交通を確保するため、スノーシェッド、雪崩防止柵、堆雪帯等の施設を整備するとともに、歩車道の無散水消融雪施設の整備を促進する。

**第４　雪害予防の普及啓発**

　　○　市は、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性と対応策を住民に示し、注意喚起に努めるものとする。特に豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発・普及の促進を図るものとする。

　　　　また、県は事故防止対策について、様々な情報を収集し、市に提供するものとする。

第１５節　土砂災害予防

**第１　基本方針**

　　集中豪雨等による土砂災害を防止するため、地すべり防止対策事業、土石流対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を実施する。また、土砂災害が発生するおそれのある区域について、その周知、警戒避難、体制の整備を図るとともに、著しく土砂災害が発生するおそれがある区域については、一定の開発行為制限や、住宅移転を促進するなど土砂災害防止対策を推進する。

**第２　土砂災害等警戒区域等の指定**

市は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害警戒区域等の指定があったときは、当該警戒区域ごと次の事項について定める。

　　ア　土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

　　イ　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

　　ウ　災害対策基本法第48条第１項の防災訓練として市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

　　エ　警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

|  |  |
| --- | --- |
| 施設の名称 | 所在地 |
| 特別養護老人ホーム大谷荘 | 湯口字松原53-1 |
| 花巻小学校 | 花城町5-13 |
| 福祉作業所ヒメコザクラ | 大迫町外川目28-17-3 |
| 矢沢小学校 | 高木20-81-1 |

　　オ　救助に関する事項

　　カ　その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

土砂災害等警戒区域等の指定状況（令和４年９月末現在）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １ 急傾斜地崩壊危険箇所 | | | 217箇所 |
|  | うち土砂災害警戒区域指定 | | 204箇所 |
|  | うち土砂災害特別警戒区域指定 | 199箇所 |
| ２ 土石流危険渓流区域 | | | 366箇所 |
|  | うち土砂災害警戒区域指定 | | 315箇所 |
|  | うち土砂災害特別警戒区域指定 | 279箇所 |
| ３ 地すべり危険区域 | | | 14箇所 |
|  | うち地すべり警戒区域指定 | | 7箇所 |

〔資料編：急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流箇所、地すべり危険箇所〕

**第３　土砂災害防止対策の推進**

○　市は、危険箇所に関する情報を地域住民に提供し、適切な土地利用及び日頃の防災活動、降雨時の対応等について周知を図る。

○　県は、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域指定等のための基礎調査を行い、遅滞なく基礎調査結果を公表するとともに、関係市町村長の意見を聞き、その区域を指定する。

○　市は、土砂災害警戒区域等の指定があったときは、当該警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報・警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制について定める。

○　県は、土砂災害から住民の生命、身体を守るため、土砂災害特別警戒区域において一定の開発行為の制限、建築物の構造の制限に関する所要の措置等を実施する。

○　国土交通省及び地方公共団体は、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施する。

○　市は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。

　　また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

**第４　土砂災害警戒情報の発表**

**１　目的及び発表機関**

○　大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。危険な場所みからの避難が必要とされる警戒レベル４に相当

**２　発表対象地域**

○　土砂災害警戒情報は、市町村を最小単位とし、県内の全ての市町村を発表対象とする。

**３　発表・解除対象地域**

(1) 発表基準

大雨警報(土砂災害)発表中に、気象庁が作成する降雨予測に基づく値が１ｋｍメッシュごとの監視基準(土砂災害発生危険基準線)に達したときに、県と盛岡地方気象台は、協議のうえ、そのメッシュを含む市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。

また、地震等により地盤が脆弱になっている可能性が高くなり、土砂災害の危険性が現状よりも高いと考えられる場合は、発表基準を引き下げる。

(2) 解除基準

　　　監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるときに解除する。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず監視基準を下回らない場合は、土壌雨量指数の状況等を鑑み、解除できるものとする。

**４　利用に当たっての留意点**

(1) 土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難指示等の災害応急対策が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。しかし、土砂災害はそれぞれの斜面において植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することはできない。

　　また、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象とはしていない。

(2) 土砂災害警戒情報の対象とする土砂災害は、表層崩壊等による土砂災害のうち大雨による土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊

　　　山体の崩壊、地すべり、融雪期の土砂災害等については発表対象とするものではないことに留意する。

(3) 市長が行う避難指示の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の渓流・斜面の状況や気象状況、県の補足情報(土砂災害警戒情報システムの危険度を示す指標)等も合わせて総合的に判断すること。

　　(4) 土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報(土砂災害)が発表された場合は、警戒レベル５緊急安全確保の発令を検討すること。なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)において「災害切迫(黒)」(実況で大雨特別警報(土砂災害)の基準に到達)のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル５緊急安全確保の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル５緊急安全確保を発令する。

**５　情報の伝達体制**

　(1) 県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第２７条(土砂災害警戒情報の提供)の規定により、市町村に伝達し、あわせて一般住民に周知する。

　(2) 気象台は、気象業務法第１５条により大雨警報(土砂災害)を県に通知することが義務付けられている。土砂災害警戒情報は大雨警報(土砂災害)を解説する気象情報の１つとして関係機関に伝達し、伝達系統は大雨警報と同様の経路で行う。

第１６節　火山災害予防

**第１　基本方針**

　　火山現象による被害を軽減し、住民の生命、身体及び財産を保護するため、観測体制、情報収集・伝達体制、避難体制等の整備等を進めるとともに、住民に対する防災知識の普及を図る。

**第２　情報収集・伝達体制の整備**

○　県、市、防災関係機関及び火山周辺観光施設管理者は、火山情報及び必要な情報を迅速かつ的確に地域住民等に伝達する体制の整備を図る。

○　市は、火山活動に関する異常現象が、発見者から市町村、県及び盛岡地方気象台等に迅速かつ的確に通報されるよう、あらかじめ地域住民等に周知徹底する。

**第３　避難体制の整備**

　○　市は、予想される火山災害を踏まえ、避難場所、避難施設等の整備を図るとともに、関係機関等の協力を得ながら、伝達体制、避難誘導体制等の整備を図る。

第１７節　地盤災害予防

**第１　基本方針**

　１　地すべり、崖崩れ等の地盤災害を防止するため、危険地域の実態を調査するとともに、危険な箇所における必要な災害防止策を実施する。

　２　地盤の弱体化を招く宅地造成工事の規制、えん堤施設の保全に関する適正な管理、指導を行う。

**第２　地盤災害の防止対策**

市は、地盤災害に関する情報の収集及び伝達、その他必要な対策及び災害時の避難方法等について定める。

１　地すべり危険箇所　〔資料編：地すべり危険箇所〕

通常の地すべりは、土層の移動が継続的、かつ、緩慢であるが、地震、台風によって発生する地すべりは、移動が急激で土量も多く、悲惨な災害をもたらす場合がある。

　２　山地災害危険地域　〔資料編：山地災害危険箇所〕

近年、開発が逐次山地に向かって進んでいるため、山地荒廃による人家、公共施設等へ　の自然気象による災害が多発する傾向にある。

山地災害は、本市においては、台風、集中豪雨によって発生することが多いが、地震によって発生することもある。

この場合の山津波、崖崩れ、落石等は短時間に猛威を振るい、人的被害が顕著となる。特に降雨と地震が重なった場合は、災害の発生確率が高まる特徴がある。

３　急傾斜地崩壊危険箇所　〔資料編：急傾斜地崩壊危険箇所〕

市内のほぼ６０％が山林原野となっており、古くから崖地に近接した集落が多く、特に、近年都市周辺において宅地造成等が増加した結果、地震、集中豪雨時に崩壊事故が増加していく傾向にある。

　４　土石流危険渓流区域　〔資料編：土石流危険渓流箇所〕

　　○　最近における災害の一つの特徴として、一見安定した河状及び林相を呈している地域において、集中豪雨、地震後の降雨等により土石流が発生し、人家集落が悲惨な災害を受けた事例が多い。

　　○　土石流危険渓流に対する予防措置として、特に、土石流が発生するおそれの高い渓流、保全対象となる人家又は公共的施設の多い渓流について、重点的に砂防工事の実施に努めるものとする。

**第３　宅地防災対策**

　　○　市は、都市計画法の開発許可制度及び建築基準法に基づき、崖崩れ、擁壁の倒壊等の地盤災害を未然に防止するため、地盤の弱体化を招く宅地造成工事については、宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域の設定等の規制を実施する。

　　○　防災パトロールを強化して、違反宅造、危険宅地の発見に努め、これに対して是正措置を強力に指導し、宅地防災対策について万全を期する。

**第４　ダム防災対策**

　　○　市内に堤高15メートル以上のダムは、４ダム（国土交通省管理１、農林水産省管理２、県管理１）設置されており、耐震設計で施工されている。

　　○　その他のダム及び農業用のため池等のうち、老朽化の著しいもの又は耐震構造に不安があるものについては、次により調査等を実施し、適切な情報提供を行うとともに、下流に及ぼす被害が大きいと予測されるものから順次対策を講じる。

　　　ア　現地調査測量、更には、必要に応じて堤体及び地下構造を探る弾性波探査法、比抵抗を測る電気探査法等の地質調査を実施し、施設の危険度を測定する。

　　　イ　測定した資料を基に速やかに堤体の補強、漏水防止、余水吐、取水施設等の改善を行うとともに、適切な維持管理を行うよう管理団体を指導する。

　　○　ダムの管理は、それぞれの管理主体においてダム検査規程等に準拠し、万全の点検、維持管理を行う。

第１８節　火災予防

**第１　基本方針**

　１　火災の発生を防止し、又は拡大を防止するため、防火思想の普及、出火防止、初期消火の徹底等を図る。

　２　消防施設の整備等による消防力の充実強化を図る。

**第２　出火防止、初期消火体制の確立**

　１　火災予防の徹底

　　○　市は、出火防止等を重点とした講演会、講習会、座談会等の実施、ポスター、パンフレット等の印刷物の配布、その他火災予防週間中における車両等による広報を実施し、火災予防の徹底を図る。

　　○　市は、出火防止又は火災の延焼拡大防止を図るため、地域住民に対し、初期消火に必要な消火資機材、住宅用防災機器（火災警報器）、消防用設備等の設置及びこれら器具等の取扱い方について、指導の徹底及び普及啓発を図る。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象 | 指導内容 |
| 一般家庭 | ○　すべての住民が参加できるよう全区域を対象に防災指導等を行い、火災や地震の恐ろしさ、出火防止、初期消火の重要性等についての知識の普及を図る。  ○　火災予防週間等には、重点的に各家庭への巡回指導を実施し、出火防止に関する適切な指導啓発を行う。  ア　火気使用設備の取扱方法  イ　消火器の設置及び取扱方法  ウ　住宅用防災機器（火災警報器）の設置及び取扱方法  ○　避難行動要支援者に対しては、家庭訪問を行い、出火防止及び避難方法等について、詳細な指導を行う。 |
| 職場 | ○　予防査察、火災予防運動、防火管理者講習会、防災指導等の機会をとらえ、関係者に対する防火思想の普及、高揚を図る。  ア　災害発生時における応急措置要領の作成  イ　消防用設備等の維持管理及び取扱方法の徹底  ウ　避難、誘導体制の確立  エ　終業後における火気点検の励行  オ　自衛消防隊の育成 |

　２　地域ぐるみの防火防災訓練、民間防火組織の育成

市は、火災時において、消防機関の活動とともに、地域住民が自主的に初期消火活動等を行えるよう、防火防災訓練の実施や民間防火組織の育成に努める。

(１)　防火防災訓練の実施

防災関係機関の訓練と併せ、住民参加による地域ぐるみの防火防災訓練を実施し、初期消火等に関する知識、技術の普及を図る。

(２)　民間防火組織の育成

ア　女性防火クラブ等の育成

家庭防火思想の普及徹底及び地域内の自主防火体制の確立を図るため、女性を対象とした防火クラブや消防協力隊等の組織づくりの推進及び育成に努める。

イ　幼年少年消防クラブの育成

幼年少年期から火災予防思想の普及を図るため、園児、小・中学生を対象とした消防クラブ等の組織づくりの推進及び育成に努める。

３　予防査察の強化

　　○　市は、防火対象物の予防査察を年間行事計画等により、定期的に実施する。

　　○　火災発生時において人命に危険があると認められる防火対象物及び公共施設等については、定期査察のほかに、随時、特別査察を行う。

　４　防火対象物の防火体制の推進

市は、多数の者が出入りする防火対象物について、次の事項を指導し、当該対象物の防火体制の推進を図る。

　　ア　防火管理者の選任

　　イ　消防計画の作成

　　ウ　消防計画に基づく消火、避難等の訓練の実施

　　エ　消防用設備等の点検整備

　　オ　火気の使用又は取扱方法

　　カ　消防用設備等の設置

　５　危険物等の保安確保指導

(１)　石油類

　　　○　市は、危険物による災害を未然に防止するため、必要に応じて危険物施設への立入検査を実施し、当該施設の位置、構造及び設備その他管理状況が法令に定める技術上の基準に適合し、安全管理されているかを査察指導する。

　　　○　危険物施設の所有者、管理者又は占有者に対し、定期的な点検、点検記録の作成及び保有を励行させ、災害発生の防止に努める。

　　　○　危険物施設の従業員に対し保安教育を行い、防災に関する諸活動が円滑に運用され、応急対策が完全に遂行されるよう、自主保安体制の確立を図る。

(２)　高圧ガス、火薬類

　　　○　市は、高圧ガス、火薬類による災害を未然に防止するため、必要に応じて製造施設等への立入検査を実施し、当該施設の位置、構造及び設備その他管理の状況が法令に定める技術上の基準に適合し、安全に管理されているかを指導する。

　　　○　大火災（爆発）を発生する危険性のある施設等に対しては、災害発生予防計画の策定を指導する。

(３)　化学薬品

市は、化学工場、病院、学校等が保有している化学薬品について、転倒落下の衝撃、他

の薬品との混合に伴う発火発熱を防止するため、適切な貯蔵、保管場所の不燃化等について指導する。

**第３　消防力の充実強化**

市は、大火災等に対処しうる消防力を確保するため、消防力の充実強化に努めるものとし、県は、これに必要な指導、援助を行う。

　１　総合的な消防計画の策定

消火活動に万全を期するため、消防計画を策定する。

２　消防活動体制の整備強化

○　火災発生時における初動体制を確立するため、消防署、消防分署等の分散配置、消防機械装備の近代化等に努めるとともに、広域消防体制の整備を図る。

○　「消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第１号）」に基づき地域の実情に即した適切な消防体制の整備を図る。

３　消防施設等の整備強化

(１)　消防特殊車両等の増強

ア　特殊車両等の増強

建築物の高層化、複雑化等に伴う火災の立体化、特異化に対応した人命救助及び消火活動を実施するため、はしご車、化学車等の特殊車両及び特殊装備の整備強化を図る。

イ　可搬式小型動力ポンプの増強

災害時の道路損壊等による交通障害下において、同時多発火災に対処できるよう、消防署所等への可搬式小型動力ポンプの増強を図る。

　　　ウ　救助用資機材の整備

倒壊家屋等から人命救助を行うために必要な資機材の整備充実を図る。

(２)　消防水利の確保

消火栓、防火水槽の整備、河川水等自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

(３)　消防通信施設の整備

災害応急対策活動時における防災関係機関との情報連絡を円滑に実施するため、消防通信施設の整備充実を図る。

(４)　ヘリコプターの離着陸場の確保

ヘリコプターによる空中消火活動を実施するため、ヘリコプターの飛行場外離着陸場その他ヘリコプターが離着陸できる場所の確保及び適正な配置に努める。

第１９節　林野火災予防

**第１　基本方針**

　　森林の保全と地域の安全を守るため、林野火災の予防体制を整備するとともに、林野火災予防思想の普及、徹底を図る。

**第２　林野火災防止対策の推進**

　１　山火事防止対策推進協議会の活動

「岩手県山火事防止対策推進協議会」に参加し、林野火災防止対策の円滑な推進を図る。

　２　林野火災予防思想の普及、徹底

　　○　山火事防止運動月間（３月１日～５月31日）を中心に、予防運動を実施する。

　　○　ハイカー等の一般入山者、森林所有者、林内及び森林周辺での作業従事者、地域住民等に対して、広報活動等を実施する。

　３　予防及び初期消火体制の整備

　　○　ジェットシューター、軽可搬ポンプ等の初期消火資機材を配備し、関係機関及び団体が常備する。

　　○　防火帯等を設置する。

　４　組織の強化

　　○　地域の実状に即した予防対策を行うため、初期消火を中心とした消防訓練、研究会等を実施するなど林業関係者、消防関係者等の緊密な連携を図る。

　　○　地域住民、森林所有者等による林野火災予防組織の育成に努めるとともに、これらの組織が自主的に予防活動を行うよう指導する。

第２０節　農業災害予防

**第１　基本方針**

　　農作物及び畜産物の気象災害を最小限に防止するため、気象の季節予報及び注意報等の迅速な伝達を図るとともに、作付当初からの安定技術の普及を進める。

**第２　予防対策**

　○　気象災害を最小限に防止することに重点を置き、次の対策を実施する。

|  |
| --- |
| ア　冷害防止対策　　　　　エ　干害防止対策  イ　凍霜害防止対策　　　　　オ　風・雪害防止対策  ウ　水・雨害防止対策　　　カ　病害虫発生予察 |

○　突発的な異常気象に対しては、その種類に応じた臨機の措置がとれるよう必要な防止対策を講じる。

第２１節　防災ボランティア育成

**第１　基本方針**

　１　防災ボランティア活動についての普及啓発を図る。

　２　防災ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成に努める。

　３　防災ボランティアの登録、活動拠点の確保等その受入体制の整備に努める。

**第２　実施要領**

　１　防災ボランティア・リーダー等の養成

　　○　市は、社会福祉法人花巻市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）及び日本赤十字社岩手県支部花巻市地区（以下「日赤市地区」という。）と連携し、防災ボランティア活動について広報等により、普及啓発を行う。

　　○　市社協は、防災ボランティアの入門講座、防災ボランティアのリーダー及びコーディネーターの養成講座など養成研修を行う。

　　　　この場合において、市社協及び日赤市地区は、防災ボランティアが円滑かつ効果的に活動が行われるよう、市と連携し、小地域ごとに複数の者が受講するように努める。

　　○　市は、研修修了者に対し、適宜、必要な情報の提供を行う。

　２　防災ボランティアの登録

　　○　市社協及び日赤市地区は、あらかじめ、災害時において防災ボランティア活動に参加する意思を持つ個人及び団体の登録を行う。

　　○　防災ボランティア登録は、経験、専門知識、技術の有無及び活動地域等の別に行う。

　３　防災ボランティアの受入体制の整備

○　市は、市社協及び日赤市地区その他の団体とともに、防災ボランティアを円滑に受け入れるための体制の構築に努める。

○　市は、想定する被災状況に応じ、次の事項をあらかじめ定め、防災ボランティアの受入体制を整備する。

|  |  |
| --- | --- |
| ア　防災ボランティアの受入担当  イ　防災ボランティアに提供する情報  ウ　防災ボランティアに提供する装備、資機材  エ　防災ボランティアの宿泊する施設 | オ　防災ボランティアの活動拠点  カ　防災ボランティアとの連絡調整の方法  キ　その他必要な事項 |

第２２節　事業継続対策

**第１　基本方針**

１　市は、災害時に重要業務を継続するため、業務継続計画を策定するよう努める。

２　県、市及び関係団体は、企業等の防災力向上及び事業継続計画（ＢＣＰ）の策定の促進に努める。

　３　企業等は、災害時の企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自ら防災体制の整備や防災訓練に努めるなど防災力向上を図る。

４　市は、あらかじめ商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

**第２　事業継続計画の策定**

○　市は、災害時に重要業務を継続するため、庁舎の耐震化、行政データのバックアップその他の業務の継続に必要な事項を内容とする業務継続計画を策定するよう努める。

○　業務継続計画には、概ね次の内容について定めるものとする。

　ア　災害時において優先して実施すべき業務

　イ　首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

　ウ　本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎

　エ　電気・水・食料等の確保に関する事項

　オ　通信手段の確保に関する事項

　カ　行政データのバックアップに関する事項

○　市及び関係団体は、各企業等における事業継続計画（ＢＣＰ※）の策定に資する情報提供を進める。

○　企業等は、各企業等において災害時に重要業務を継続するため、事業継続計画（ＢＣＰ※）を策定するように努める。

　　※　事業継続計画（ＢＣＰ：Ｂｕｓｉｎｅｓｓ Ｃｏｎｔｉｎｕｉｔｙ Ｐｌａｎ)とは、自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

　〔企業の事業復旧に対するＢＣＰ導入効果のイメージ〕

ＢＣＰ

導入済

一部の事業

が継続

廃業

事業縮小

100％

0％

操

業

率

中核事業が

早期復旧

時間

緊急事態

目標復旧時間

**第３　企業等の防災活動の推進**

　○　県及び市は、地域コミュニティの一員である企業の防災力向上を促進するため、次の事項に取り組む。

　　ア　企業等の職員の防災意識の高揚を図ると共に、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上を推進する。

　　イ　地域の防災訓練等への積極的参加を企業等に呼びかけ、防災に関する情報提供やアドバイスを行う。

　○　企業等は、県及び市との協定の締結、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害の復旧計画策定、各計画の点検・見直しの実施等防災活動の推進に努める。

ページ調整

第３章　災害応急対策計画

第１節　活動体制

**第１　基本方針**

　１　市その他の防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象をいう。）の発生可能性も認識し、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制について、計画を定める。

　２　職員の動員計画においては、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ夜間、休日等の勤務時間外における災害の発生に当たっても、職員を確保できるよう配慮する。

　３　災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市その他の防災関係機関は、あらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等を確認するとともに、連絡調整のための職員を相互に派遣することなどにより情報共有を図るなど、相互の連携を強化し、応援協力体制の整備を図る。

また、震災時における各災害応急対策の実施に係る関係業者・団体との協力体制の強化を図る。

　４　市は、退職者や民間人材等の活用も含め、災害応急対策等の実施に必要な人員の確保に努める。

　５　市は、円滑な災害応急対策の実施のため、必要に応じ、外部の専門家等の意見・支援を活用する。

**第２　市の活動体制**

　　市は、市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、花巻市災害警戒本部（以下、本節中「災害警戒本部」という。）又は花巻市災害対策本部（以下、本節中「災害対策本部」という。）を設置する。

　１　災害警戒本部　〔資料編：花巻市災害警戒本部〕

　　　　災害警戒本部は、「花巻市災害警戒本部設置要領」に基づき設置し、主に災害情報の収集を行う。

(１)　設置基準

　　　ア　気象警報（海上に対するものを除く。）及び洪水警報が発表された場合

　　　イ　北上川上流洪水予報のうちのはん濫警戒情報、はん濫危険情報又ははん濫発生情報(洪水警報)が発表された場合

ウ　集中豪雨により、災害が発生する恐れがある場合

エ　大規模な火災、爆発等による災害（「火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防

災第267号)」に定める火災等即報の基準を超えた災害をいう。）、放射性物質等の被害が

発生した場合で、総合政策部長が必要と認めたとき。

オ　市内で震度４又は５弱の地震を観測した場合

カ　長雨等による地面現象災害が多数発生するおそれがある場合において、総合政策部長が必要と認めるとき。

キ　その他地域振興部長が特に必要と認めた場合

(２)　組織

　　　　　災害警戒本部の組織は、次のとおりである。

地域振興部長

本部長

消防本部

消防長

副本部長

本部長が指名する各部長等

本部員

本部長が指名する各部等の職員長

本部職員

　 (３)　分掌事務

災害警戒本部の分掌事務は、次のとおりである。

　　　ア　気象警報等（地震関連含む）の受領及び関係機関への伝達

　　　イ　気象情報及び河川の水位情報の収集並びに関係機関への伝達

　　　ウ　各地域の気象及び震度等に関する状況及び被害発生状況の把握

　　　エ　各地域の対応状況の把握

　　　オ　応急措置の実施

　　　カ　その他の情報の把握

　 (４)　廃止基準等

　　　○　災害警戒本部は、気象予報・警報等が解除された場合等において、本部長が、災害発生のおそれがなくなったと認めるときに廃止する。

　　　○　本部長は、災害による被害が相当規模を超えると見込まれる場合は、災害警戒本部を廃止し、災害対策本部を設置する。

　２　災害対策本部　〔資料編：花巻市災害対策本部〕

　　○　災害対策本部は、災害対策基本法第23条の規定に基づき設置し、災害応急対策を迅速、的確に実施する。

　　○　災害対策本部は、県の災害対策本部及び地方支部と密接な連絡調整を図り、支援、協力等を求める。

(１)　 配備基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 配備基準 | 配備職員の範囲 | |
| 本部 | 現地本部 |
| ①警戒配備 | ア　気象警報、洪水警報、北上川上流洪水予報のうちのはん濫警戒情報、はん濫危険情報又ははん濫発生情報(洪水警報）又は水防警報が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれのある場合において、本部長が警戒配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。  イ　大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が警戒配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。  ウ　市内で震度５強の地震を観測した場合  エ　その他本部長が特に必要と認めた場合 | 課等の長及び主任職以上の職員で各部長が指名した者並びに防災担当職員 | 課等の長及び主任職以上の職員で各総合支所長が指名した者 |
| ②１号  非常配備 | ア　気象警報、洪水警報、北上川上流洪水予報のうちのはん濫警戒情報、はん濫危険情報又ははん濫発生情報(洪水警報)又は水防警報が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれのある場合において、本部長が１号非常配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。  イ　大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が１号非常配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。  ウ　市内で震度６弱又は震度６強の地震を観測した場合  エ　その他本部長が特に必要と認めた場合 | すべての課等の主任職以上の職員 | 現地本部の主任職以上の職員 |
| ③２号  非常配備 | ア　大規模な災害が発生した場合において、本部長が本部のすべての組織及び機能を挙げて災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。  イ　市内で震度７の地震を観測した場合  ウ　その他本部長が特に必要と認めた場合 | 全職員 | 現地本部の全職員 |

注）　各部長及び総合支所長は、夜間、休日等の勤務時間外において、警戒配備又は１号非常配備に係る配備職員に不足が生じると認められる場合は、配備職員の範囲と異なる範囲の職員を指名することができる。

(２)　組織

災害対策本部の組織は、次のとおりである。

本部員会議

本部長

市　長

副本部長

副市長

教育長

本部員

各部長

消防本部消防長

総合支所長

議会事務局長

本部室

現地本部長

部

課等

現地副本部長

現場指揮本部

現地災害対策本部

緊急初動特別班

現地作業班

(３)　分掌事務

　　○　災害対策本部の事務分掌は、「花巻市災害対策本部規程」(資料編)に定めるところによる。この場合において、同規程が改正されたときは、この計画が修正されるまでの間は、この計画の定めは、同規程の改正内容により修正されたものとみなす。

　　○　各部は、平常時から所管する次の事項について、行動マニュアルを作成するなど、迅速かつ円滑な災害応急対策の実施方法を定め、更に当該行動マニュアルに基づいて訓練を行うなど、災害時の分掌事務を遂行するために必要な準備を行う。

(４)　災害発生の各段階に応じた活動項目

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | | 活動項目 |
| 災害発生前 | １　事前の情報収集、連絡調整 | (1) 気象状況の把握及び分析  (2) 気象予報・警報等の迅速な伝達  (3) 防災関係機関との連絡、配備体制及び予防対策の事前打ち合わせ及び警戒態勢の強化 |
| ２　災害対策用資機材の点検整  　備 | (1) 災害対策用物資及び機材の点検整備  (2) 医薬品及び医療資機材の点検整備  (3) 感染症予防用薬剤及び感染症予防用資機材の点検整備 |
| ３　避難対策 | 避難指示及び避難誘導の準備 |
| ４　活動体制の整備 | (1) 本部員となる部局長による対策会議の実施  (2) 地方支部に市本部の対策動向の連絡  (3) 自衛隊連絡職員の市本部への派遣要請  (4) 医療救護班の活動開始準備 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | | 活動項目 |
| 災害発生前 | ５　活動体制の徹底 | (1) 市本部の配備体制及び職員の配備指令の徹底  (2) 報道機関に対する本部設置の発表  (3) 防災関係機関に対する本部設置の通知  (4) 災害応急対策用車両等の確保  (5) 各部の配備状況の把握  (6) 被害速報の収集報告(人的及び住家被害情報の優先) |
| 災害発生後 | １　情報連絡活動 | (1) 被害状況の迅速、的確な把握  (2) 被害速報の集計及び報告  (3) 災害情報の整理  (4) 災害情報の各部及び防災関係機関への伝達  (5) 気象情報の把握及び伝達  (6) 警察署等との災害情報の照合 |
| ２　本部員会議の開催 | (1) 災害の規模と動向の把握  (2) 災害情報及び現地報告等に基づく災害応急対策の検討  (3) 自衛隊災害派遣要請及び緊急消防援助隊派遣要請  (4) 災害救助法の適用  (5) 災害応急対策の調整  (6) 配備体制の変更  (7) 現地災害対策本部の設置並びに現地作業班の派遣  (8) 本部長指令の通知 |
| ３　災害広報 | (1) 災害情報及び災害応急対策の報道機関への発表  (2) 災害写真、災害ビデオ等の撮影、災害情報等の広報資料の収集 |
| ４　公安・警備対策 | (1) 避難指示、避難誘導  (2) 被災者の救出救護 |
| ５　避難対策 | (1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の放送  (2) 避難状況の把握  (3) 指定緊急避難場所等の設置、運営 |
| ６　自衛隊災害派遣要  　請 | (1) 孤立地帯の偵察及び救援  (2) 被災者の捜索、救助  (3) 給食給水活動 |
| ７　県に対する応援要  　請 | (1) 被災者の捜索、救助要請  (2) 食料、生活必需品及び災害応急対策用資機材の調達及びあっせん要請  (3) 災害応急対策活動要員の派遣要請 |
| ８　防災ボランティア活動対策 | (1) 防災ボランティア活動のニーズの把握  (2) 防災ボランティアの受付・登録  (3) 防災ボランティア活動の調整  (4) 防災ボランティアの受入体制の整備 |
| ９　災害救助法適用対策 | (1) 被害状況の把握  (2) 災害救助法の適用基準該当の有無の判定  (3) 救助の種類の判定  (4) 災害救助実施計画の策定  (5) 災害救助法に基づく救助の実施 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | | 活動項目 |
| 災害発生後 | 10　現地災害対策本部の設置並びに現地作業班の派遣 | (1) 編成指示  (2) 編成  (3) 派遣 |
| 11　機動力及び輸送力の確保 | (1) 災害応急対策用車両の確保  (2) 道路、橋りょう等の被害状況の把握  (3) 道路上の障害物又は災害廃棄物の除去  (4) 道路交通の確保  (5) 空港施設の被害状況の把握  (6) 航空輸送の確保 |
| 12　医療・保健対策 | (1) 応急医療・保健活動の実施  (2) 医薬品、医療用資機材の調達あっせん |
| 13　食料、生活必需品等物資の応急対策 | (1) 食料の調達あっせん  (2) 被服、寝具その他の生活必需品等物資の調達あっせん |
| 14　給水対策 | (1) 水源の確保及び給水の実施  (2) 応急給水用資機材の確保 |
| 15　感染症予防対策 | (1) 感染症予防活動の実施  (2) 食品衛生活動の実施  (3) 感染症予防用資機材の調達あっせん |
| 16　文教対策 | (1) 応急教育の実施  (2) 市立学校等施設の応急対策の実施 |
| 17　農林応急対策 | (1) 農林被害の把握  (2) 病害虫防除の実施  (3) 家畜防疫の実施  (4) 技術指導の実施  (5) 動物用医薬品・医療用資機材の調達あっせん |
| 18　土木応急対策 | (1) 土木関係被害の把握  (2) 道路交通応急対策の実施  (3) 下水道応急対策の実施  (4) 直営工事応急対策の実施  (5) 浸水対策の実施  (6) 地すべり等危険地域における被害防止対策の徹底 |
| 19　県等への陳情要望対策 | (1) 県等への要望書及び陳情書の提出  (2) 災害に対する県の動向把握及びその対策 |
| 20　被災者見舞対策 | (1) 被災者(死亡、行方不明及び全壊家屋)見舞のための職員派遣  (2) 被災者(死亡、行方不明及び全壊家屋)への見舞金等の措置 |
| 21　被災者に対する生活確保対策 | (1) 物価の値上がり防止対策  (2) 被災者の住宅対策  (3) 世帯更正資金対策  (4) 農林復旧対策  (5) 租税等の減免対策  (6) 商工業復旧対策  (7) 公共土木施設関係復旧対策  (8) 見舞金及び義援金品の受入れ及び配布 |

(５)　廃止基準

災害対策本部は、次の場合に廃止する。

　　　ア　本部長が、市の地域に災害が発生するおそれがなくなったと認めるとき

　　　イ　本部長が、おおむね災害応急対策が終了したと認めるとき

**第３　市の職員の動員配備体制**

１　配備体制

災害対策本部及び災害警戒本部の配備体制は、次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 配備体制 | | 配備課公署・職員 |
| 災害警戒本部 | | 本部長が指名する各部長等 |
| 災害 | 警戒配備 | 第２　市の活動体制  　２　災害対策本部  　　(1)　配備基準　参照 |
| 対策 | １号非常配備 |
| 本部 | ２号非常配備 |

　２　自主参集

　　○　各配備体制の対象となる職員は、夜間、休日等の勤務時間外において、配備基準に該当する災害の発生を覚知したとき、又は気象警報等が発表されたときは、配備指令を待たずに、直ちに所属公署等に参集する。

　３　所属公署に参集できない場合の対応

　　○　職員は、夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合において、やむを得ない事情により、在勤公署に参集できないときは、在勤公署の長に連絡の上、本庁又は最寄りの総合支所に参集する。

　　○　参集した職員は、参集先の公署の長に対して到着の報告を行い、直ちにその指示に従い、必要な業務に従事する。

　　○　到着の報告を受けた参集先の公署の長は、その参集状況をとりまとめ、速やかに関係部長又は総合支所長に報告する。

　○　参集先の公署の長は、その後の事情により、所属以外の職員を在勤公署に移動することが可能と判断した場合は、当該職員の所属する公署と調整のうえ、当該職員の移動を命ずる。

４　災害時職員行動マニュアル等

○　災害対策本部の設置基準、配備体制の種別及び基準は、県計画に準ずるものとする。特に、台風等、災害の発生が予測される場合には、災害発生前であっても、災害応急対策を実施するための全庁的な体制に移行する。災害対策本部の運営及び職員の活動体制については「花巻市災害時職員行動マニュアル」による。

○　市は、本部長を補佐し、各部等の総合調整、関係機関との連絡調整、災害応急対策等を円

滑に行うための組織を設置する。

　　○　市は、後発災害の発生が懸念される場合には、後発災害にも対処できる配備体制を構築する。

　　○　市本部長は、必要に応じ、関係指定行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。この場合において、市本部長は、県本部長に対し、当該職員派遣に係るあっせんを求めることができる。

○　市は、災害時に適切な管理のなされていない空家に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等を行う。

**第４　防災関係機関の活動体制**

○　防災関係機関は、市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、法令、防災業務計画及び市計画の定めるところにより、その所管する災害応急対策を実施する。

○　防災関係機関は、所管する災害応急対策を実施するため、必要な組織を整備する。

○　防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、後発災害にも対処できる体制を構築する。

○　災害応急対策の実施に当たっては、県、市との連携を図る。

○　防災関係機関は、災害応急対策が実施される現場において、現地関係機関の活動を円滑に推進するため、必要に応じ、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関相互の連絡調整を図る。

○　防災関係機関は、その活動に当たって、職員の安全確保に十分配慮するとともに、こころのケア対策に努めるものとし、必要に応じ、国等に対し、精神科医等の派遣を要請する。

第２節　気象予報・警報・地震情報等の伝達

**第１　基本方針**

　１　気象の予報、警報、地震情報等及び災害が発生するおそれがある異常な現象に係る伝達、通報を、迅速かつ確実に実施する。

２　原子力事業所における警戒事象、特定事象又は原子力緊急事態の発生情報及び原子力緊急事態宣言（当該宣言に掲げる緊急事態応急対策を実施すべき区域に本市の区域が含まれるものに限る。以下「特定事象発生情報等」という。）並びに原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定による内閣総理大臣の指示及び第20条第3項の規定による原子力災害本部長（原子力災害対策特別措置法第17条第1項に規定する者をいう。）の指示（以下「内閣総理大臣等による指示」という。）に係る伝達、通報を、迅速かつ確実に実施する。

　３　通信設備が被災した場合においても、気象予報・警報・地震情報等を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化に努める。

**第２　実施機関（責任者）**

|  |  |
| --- | --- |
| 実施機関 | 活動の内容 |
| 市本部長 | １　気象予報・警報・地震情報等の周知  ２　火災警報の発表  ３　特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の周知 |
| 県本部長 | １　気象予報・警報・地震情報等の市等に対する伝達  ２　北上川上流洪水予報等の伝達  ３　北上川上流水防警報等の伝達  ４　土砂災害警戒情報の発表 |
| 東北地方整備局  （岩手河川国道事務所） | １　北上川上流洪水予報等の発表  ２　北上川上流水防警報等の発表  ３　上記の予報・警報・地震情報等の関係機関に対する通知 |
| 東日本電信電話㈱又は西日本電信電話㈱ | 気象予報・警報・地震情報等の市町村に対する伝達 |
| 盛岡地方気象台 | １　気象予報・警報・地震情報等の発表  ２　北上川上流洪水予報等の発表  ３　土砂災害警戒情報の発表  ４　上記の予報・警報・情報等の関係機関に対する通知 |
| 日本放送協会盛岡放送局  ㈱アイビーシー岩手放送  ㈱テレビ岩手  ㈱岩手めんこいテレビ  ㈱岩手朝日テレビ  ㈱エフエム岩手  ㈱えふえむ花巻  ニューデジタルケーブル㈱　花巻ケーブルテレビ | 気象予報・警報・地震情報等の放送 |

**第３　実施要領**

　１　気象予報・警報・地震情報等に関する情報の種類及び伝達

　 (１)　気象予報・警報・地震情報等の種類

　　　　　気象予報・警報・地震情報等の種類及びその内容は、次のとおりである。

　　　　（気象業務法に基づくもの）

　　　ア　警戒レベルを用いた防災情報の提供

　　　　　警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を５段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

　　　　　「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報」(警戒レベル相当情報)をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供する。

　　　　　なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

　イ　情報の種類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種類 | | 内　容 |
| 気  象  に  関  す  る  情  報 | 早期注意情報(警報級の可能性) | ５日先までの警報級の現象の可能性を[高][中]の２段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、２日先から５日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表する。大雨や高潮に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１ |
| 岩手県  気象情報 | 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報の発表に先立って注意を喚起する場合や特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。 |
| 記録的短時間大雨情報 | 大雨警報発表中に数年に一度しか発生しないような猛烈な雨(１時間降水量)が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁が発表する。 |
| 土砂災害警戒情報  (※１) | 大雨警報(土砂災害)発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長が避難指示を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう県と盛岡地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認できる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当 |
| 竜巻注意情報 | 積乱雲下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに、１時間を有効期として内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。 |
| 地  震  に  関  す  る  情  報 | 震度速報  （※２） | ○発表基準  ・震度３以上  ○内容  　地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報。 |
| 震源に関する情報 | ○発表基準  ・震度３以上（大津波警報、津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）  ○内容  地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。 |
| 震源・震度に関する情報 | ○発表基準  　以下のいずれかを満たした場合  ・震度３以上  ・大津波警報、津波警報又は注意報発表時  ・若干の海面の変動が予想される場合  ・緊急地震速報（警報）を発表した場合  ○内容  地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度３以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。  震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。 |
| 各地の震度に関する情報 | ○発表基準  ・震度１以上  ○内容  震度１以上を観測した地点のほか、地震発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。  震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。  ※　地震が多数発生した場合には、震度３以上の地震についてのみ発表し、震度２以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表 |
| 推計震度分布図 | ○発表基準  ・震度５弱以上  ○内容  観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。 |
| 遠地地震に関する情報 | ○発表基準  国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等  ・マグニチュード7.0以上  ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合  ○内容  地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。  日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 |
| 長周期地震動に関する観測情報 | ○発表基準  震度３以上  ○内容  　高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約１０分後に気象庁ホームページ上に掲載) |
| その他の情報 | ○発表基準  ・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など  ○内容  顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表。 |

　　　　　注）※１　大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨注意報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

※２　震度速報は、盛岡地方気象台からの伝達は行わない。

　ウ　注意報の種類と発表基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種類 | | 発表基準 | |
| 気  象  注  意  報 | 風雪注意報  （※１） | 雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合に発表する。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。  ○　雪を伴い、平均風速が11ｍ/s以上と予想される場合 | |
| 強風注意報 | 強風により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合  ○　平均風速が11ｍ/s以上と予想される場合 | |
| 大雨注意報 | 大雨により災害が発生するおそれがあると予想され、花北地域で次の基準に到達することが予想される場合  大雨注意報基準   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 二次細分区域 | 市町村 | 表面雨量指数基準 | 土壌雨量指数基準 | | 花北地域 | 花巻市 | 7 | 66 | | 北上市 | 7 | 72 | | 西和賀町 | 7 | 88 |   ハザードマップによる災害リスクの再確認、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２ | |
| 大雪注意報 | 大雪により災害が発生するおそれがあると予想され、花北地域で次の条件に該当する場合  ○　12時間の降雪の深さが、平野部で15㎝以上、山沿いで25㎝以上と予想される場合 | |
| 濃霧注意報 | 濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合  ○　濃霧のため視程が陸上で100ｍ以下になると予想される場合 | |
| 雷注意報  （※２） | 落雷等により災害が発生するおそれがあると予想される場合発表する。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風やひょうによる災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。 | |
| 乾燥注意報 | 空気の乾燥により災害が発生するおそれ(火災の危険が大きい気象条件)があると予想され、次の条件に該当する場合  ○　最小湿度40％以下、実効湿度65％以下で風速７ｍ/s以上が２時間以上継続すると予想される場合  ○　最小湿度35％以下で実効湿度60％以下と予想される場合 | |
| 霜注意報 | 早霜、晩霜等により農作物等への被害が発生するおそれがあると予想され、  次の条件に該当する場合  ○　早霜、晩霜期に最低気温がおおむね、２℃以下になると予想される場合 | |
| 低温注意報 | 夏  期 | 低温により農作物等に著しい被害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合  ○　最高、最低、平均気温のいずれかが平年より４～５℃以上低い日が数日以上続くと予想される場合 |
| 冬  期 | 低温により水道凍結等著しい被害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合  ○　最低気温が－６℃以下であって、かつ最低気温が平年より５℃以上低いとき。  ○　最低気温が－６℃以下であって、かつ、最低気温が平年より２℃以上低い日が数日続くとき。 |
| 着雪注意報 | 著しい着雪により通信線、送電線、樹木等に被害が発生するおそれがある  と予想され、次の条件に該当する場合  ○　大雪注意報の条件下で、気温が－２℃より高いと予想される場合 | |
| 着氷注意報 | 著しい着氷により通信線、送電線、樹木等に被害が発生するおそれがある  と予想され、次の条件に該当する場合  ○　大雪注意報の条件下、気温が－２℃より高いと予想される場合 | |
| なだれ注意報 | なだれにより災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当す  る場合  ○　山沿いで24時間降雪の深さが40㎝以上になると予想される場合  ○　積雪が50㎝以上あり、日平均気温５℃以上の日が継続すると予想される場合 | |
| 融雪注意報 | 融雪により浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあると予想される場合 | |
| 洪水注意報 | | 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。  洪水注意報基準   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 二次細分区域 | 市町 | 主な河川 | 流域雨量指数基準 | 複合基準 | | | 表面雨量指数 | 流域雨量指数 | | 花北地域 | 花巻市 | 北上川流域 |  | 5 | 29.2 | | 豊沢川流域 | - | 5 | 16.4 | | 猿ヶ石川流域 | - | 5 | 22.5 | | 飯豊川流域 | 6.3 | 5 | 5.5 | | 後川流域 | 3.6 | 5 | 3.5 | | 瀬川流域 | 11.9 | 5 | 11.9 | | 添市川流域 | 9 | - | - | | 滝沢川流域 | 4 | 5 | 3.2 | | 稗貫川流域 | 12.4 | 5 | 12.4 | | 葛丸川流域 | 13 | - | - | | 薬師堂川流域 | 4.8 | 5 | 3.2 | | 台川流域 | 5.8 | 5 | 4.8 | | 小通流域 | 3.5 | 5 | 2.8 | | 毒沢川流域 | 7.3 | 5 | 5.8 | | 小又川流域 | 7.8 | 5 | 7.8 | | 大堰川流域 | 4.5 | 5 | 4.5 | | 北上市 | 北上川流域 | - | 5 | 35.3 | | 和賀川流域 | 38.4 | - | - | | 黒沢川流域 | 6 | - | - | | 飯豊川流域 | 6.9 | - | - | | 夏油川流域 | 14.4 | - | - | | 尻平川流域 | 11.2 | - | - | | 北本内川流域 | 14.4 | - | - | | 西和賀町 | 和賀川流域 | 27.2 | 5 | 21.8 | | 南本内川流域 | 17.4 |  |  | | 小鬼ヶ瀬川流域 | 7.1 |  |  | | 鬼ヶ瀬川流域 | 9.6 |  |  | | 下前川流域 | 6.8 |  |  | | 本内川流域 | 9.7 |  |  | | 七内川流域 | 8 |  |  | | 横川流域 | 17.2 | 5 | 17.2 |   ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２ | |
| 地面現象注意報  （備考１） | | 大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等により災害が発生するおそれがあると予想される場合 | |
| 浸水注意報  （備考１） | | 浸水により災害が発生するおそれがあると予想される場合 | |

　備考１　地面現象注意報及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に含めて行い、この注意報の標題は用いない。

２　大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められ

る場合は、大雨注意報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

　　エ　警報の種類と発表基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種類 | | 発表基準 |
| 気  象  警  報 | 暴風警報 | 暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合  ○　平均風速が16ｍ/ｓ以上と予想される場合 |
| 暴風雪警報 | 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合  ○　雪を伴い、平均風速が16ｍ/ｓ以上と予想される場合  なお、「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 |
| 大雨警報 | 大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想され花北地域で次の基準に到達することが予想される場合  大雨警報基準   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 二次細分区域 | 市町 | 表面雨量指数基準 | 土壌雨量指数基準 | | 花北地域 | 花巻市 | 15 | 95 | | 北上市 | 15 | 104 | | 西和賀町 | 15 | 126 |   大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当 |
| 大雪警報 | 大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、花北地域で次の条件に該当する場合  ○　12時間の降雪の深さが、平野部で40㎝以上、山沿いで50㎝以上と予想される場合 |
| 洪水警報 | | 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な被害が発生するおそれがあると予想され、花北地域で次の基準に到達することが予想される場合  洪水警報基準   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 二次細分区域 | 市町 | 主な河川 | 流域雨量指数基準 | 複合基準 | | | 表面雨量指数 | 流域雨量指数 | | 花北地域 | 花巻市 | 北上川流域 | - | 5 | 32.4 | | 豊沢川流域 | - | 9 | 18.2 | | 猿ヶ石川流域 | - | 5 | 37.8 | | 飯豊川流域 | 7.9 | 5 | 6.1 | | 後川流域 | 4.5 | 5 | 4.2 | | 瀬川流域 | 14.9 | - | - | | 添市川流域 | 11.3 | - | - | | 滝沢川流域 | 5.9 | - | - | | 稗貫川流域 | 15.6 | - | - | | 葛丸川流域 | 16.3 | - | - | | 薬師堂川流域 | 6 | 5 | 3.6 | | 台川流域 | 7.3 | 5 | 5.3 | | 小通流域 | 4.4 | 5 | - | | 毒沢川流域 | 9.2 | 5 | - | | 小又川流域 | 9.8 | 5 | 8.8 | | 大堰川流域 | 5.7 | 5 | - | |  | 北上市 | 北上川流域 | - | 5 | 75.7 | | 和賀川流域 | 48 | - | - | | 黒沢川流域 | 7.6 | - | - | | 飯豊川流域 | 8.7 | - | - | | 夏油川流域 | 18 | - | - | | 尻平川流域 | 14.1 | - | - | | 北本内川流域 | 18.1 | - | - | | 西和賀町 | 和賀川流域 | 34 | 5 | 30.6 | | 南本内川流域 | 21.8 |  |  | | 小鬼ヶ瀬川流域 | 8.9 |  |  | | 鬼ヶ瀬川流域 | 12 |  |  | | 下前川流域 | 8.6 |  |  | | 本内川流域 | 12.2 |  |  | | 七内川流域 | 10.1 |  |  | | 横川流域 | 21.6 | 5 | 19.4 |   河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当 |
| 地面現象警報  （備考１） | | 大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合 |
| 浸水警報  （備考１） | | 浸水によって重大な災害がおこるおそれがあると予想される場合 |

　　　備考１　地面現象警報及び浸水警報は、その注意事項を気象警報に含めて行い、この警

報の標題は用いない。

２　大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨警報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

３　警報の危険度分布等の種類と概要は次のとおりである。

|  |  |
| --- | --- |
| 種　類 | 概　　要 |
| 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布) | 大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1ｋｍ四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時１０分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。  ○　「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当  ○　「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当  ○　「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当  ○　「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当 |
| 浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布) | 短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１ｋｍ四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時１０分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。  ○　「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当 |
| 洪水キキクル(洪水警報)の危険度分布) | 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１ｋｍごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時１０分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。  ○　「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当  ○　「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当  ○　「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当  ○　「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当 |
| 流域雨量指数の予測値 | 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。６時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を常時１０分ごとに更新している。  水防団待機水位（又は氾濫注意水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基  準に達する場合は「高齢者等避難」、氾濫注意水位（又は避難判断水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準を大きく超過する場合は「避難指示」を発令することが基本となる。 |

　　オ　特別警報の種類と発表基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種類 | | 発表基準 |
| 気  象  特  別  警  報 | 暴風特別警報 | 暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合  ○　数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合 |
| 暴風雪特別警報 | 雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合  ○　数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合  また、「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 |
| 大雨特別警報 | 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合  ○　台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合  また、大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当 |
| 大雪特別警報 | 大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、花北地域で次の条件に該当する場合  ○　数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 |
| 地面現象特別警報（備考） | | 大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想され、次の条件に該当する場合  ○　台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 |

備考１　地面現象特別警報は、気象特別警報に含めて発表するため、この特別警報の標

題は用いない。

　　２　発表の判断に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて行う。

　　　カ　緊急地震速報(警報)

　　　　○　気象庁は、震度５弱以上の揺れが予想された場合又は長周期地震動階級３以上を予想した場合に、震度４以上が予想される地域又は長周期地震動階級３以上を予想した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（ＮＨＫ）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

　　　　○　震度６弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。

○　緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、強い揺れの発生を知らせる警報であることから、震源付近では強い揺れが到達する前に、警報が発表されないことがあることに注意する。

　　　キ　その他

　　　　地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等の情報を提供するために気象庁本庁及び管区・地　方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供するとともに、ホームページなどで発表している資料。

(ア)　地震解説資料

担当区域で大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時や震度４以上の地震が観測された時　などに防災等に係る活動の利用に資するよう地震津波情報や関連資料を編集した資料。

(イ)　月間地震概況及び週間地震概況

地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援する　ために管区・地方気象台等で月毎及び週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁及び管区気象台は週毎の資料を作成し（週間地震概況）、毎週金曜日に発表している。

　　　ク　火山に関する予報・警報・情報の種類と内容

|  |  |
| --- | --- |
| 種類 | 内　容 |
| 噴火警報(居住地域)又は噴火警報 | 居住地域及びそれより火口側における警戒が必要な場合にその対象範囲と警戒事項を随時発表 |
| 噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報 | 火口から少し離れた所まで、または火口から居住地域近くまでの広い範囲における火口周辺で警戒が必要な場合にその対象範囲と警戒事項を随時発表 |
| 噴火予報 | 噴火警報を解除する場合、または火山活動が静穏（活火山であることに留意）な状態が続くことを知らせる場合にその旨を発表 |
| 降灰予報 | 噴火が予想される又は発生した場合に降灰量の分布及び小さな噴石の落下範囲を予測して発表 |
| 火山の状況に関する解説情報 | 火山活動が活発な場合等に火山性地震や微動回数及び噴火等の火山の状況を随時発表 |

　　（消防法に基づくもの）

|  |  |
| --- | --- |
| 種類 | 通報基準 |
| 火災気象通報 | 気象の状況が火災の予防上危険であると予想され、次の条件に該当する場合  イ　最小湿度が40％以下、実効湿度が65％以下で風速７ｍ/s以上が２時間以上継続すると予想される場合  ロ　最小湿度が35％以下、実効湿度が60％以下と予想される場合  ハ　平均風速が11ｍ/s以上と予想される場合  （降雨、降雪中は通報しないこともある。） |
| 火災警報 | 火災気象通報が通知され、市の地域の気象状況が火災の発生又は拡大のおそれがあると認められる場合 |

　　ケ　水防法等に基づく警報・注意報

　　（水防法に基づくもの）

|  |  |
| --- | --- |
| 種類 | 内　容 |
| 国管理河川水防警報 | 洪水によって災害がおこるおそれがある場合において、水防を行う必要がある旨を警告して行うもの |
| 県管理河川水防警報 | 洪水によって災害がおこるおそれがある場合において、水防を行う必要がある旨を警告して行うもの |
| 県管理河川氾濫危険水位警報 | 河川の水位が氾濫危険水位(洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。)に達したとき、洪水により川が氾濫し避難等が必要となるおそれがあることを発表するもの。 |
| 県管理河川避難判断水位警報 | 河川の水位が避難判断水位(氾濫危険水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。)に達したとき、洪水により川が氾濫し避難等が必要となるおそれがあることを発表するもの。 |

　　（水防法及び気象業務法に基づくもの）

　　(ｱ)　一般河川等の水防活動の利用に適合する警報・注意報

|  |  |
| --- | --- |
| 種類 | 内　容 |
| 水防活動用気象注意報 | 大雨注意報をもって代える。 |
| 水防活動用気象警報 | 大雨特別警報又は大雨警報をもって代える。 |
| 水防活動用洪水注意報 | 洪水注意報をもって代える。 |
| 水防活動用洪水警報 | 洪水警報をもって代える。 |

　　(ｲ)　指定河川洪水予報

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 標題(種類) | 概要 |
| 北上川上流洪水予報及び猿ケ石川洪水予報 | 氾濫注意情報  (洪水注意報) | 氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表する。  ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当 |
| 氾濫警戒情報  (洪水警報) | 氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表する。  高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当 |
| 氾濫危険情報  (洪水警報) | 氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、また３時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表する。  いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当 |
| 氾濫発生情報  (洪水警報) | 氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表する。  新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当 |

　 (２)　伝達系統

　　　　気象予報・警報・地震情報等の発表機関及び伝達系統は、次のとおりである。

〔資料編：気象予報・警報・地震情報等伝達系統図〕

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種類 | 発表機関 | 伝達系統 |
| 気象、洪水についての予報及び警報等並びに火災気象通報 | 盛岡地方気象台 | 〔気象警報等伝達系統図〕 |
| 土砂災害警戒情報 | 盛岡地方気象台及び岩手県 | 〔土砂災害警戒情報伝達系統図〕 |
| 地震に関する情報 | 気象庁及び盛岡地方気象台 | 〔地震に関する情報伝達系統図〕 |
| 北上川上流洪水予報及び猿ケ石川洪水予報 | 盛岡地方気象台及び岩手河川国道事務所 | 〔北上川上流洪水予報及び猿ケ石川洪水  予報伝達系統図〕 |
| 北上川上流水防警報  （情報・警報） | 岩手河川国道事務所 | 〔国土交通省が行う水防警報伝達系統図〕 |
| 県管理河川水防警報 | 県各広域振興局土木部 | 〔岩手県知事が行う水防警報伝達系統図〕 |
| 県管理河川氾濫危険水位情報等 |
| 火山に関する予報・警報・情報 | 仙台管区気象台 | 〔火山情報・予報・警報伝達系統図〕 |
| 火災警報 | 花巻市消防本部 | 〔火災気象通報・火災警報伝達系統図〕 |

　 (３)　伝達機関等の責務

　　　○　気象予報・警報・地震情報等の発表機関及び伝達機関は、気象予報・警報・地震情報等の発表、伝達、周知等が迅速かつ正確に行われるよう、伝達体制等の整備を図るとともに、所管する防災事務に基づき、気象予報・警報・地震情報等の伝達先その他必要な要領を定める。

　　　○　気象予報・警報・地震情報等の受領及び伝達に当たっては、夜間、休日等の勤務時間外における体制の整備に留意する。

　　　○　気象予報・警報・地震情報等の伝達機関は、災害による通信設備が損壊した場合においても、気象予報・警報・地震情報等の受信、伝達等ができるよう、通信手段の複数化に努める。

　 (４)　市の措置

○　市長は、気象予報・警報・地震情報を受領した場合及び火災気象通報を受領し、火災警報を発令する場合は、直ちに、その内容を関係機関に通知するとともに、地域内の住民、団体等に対して広報を行う。

　　　○　市長は、気象特別警報を受領した場合は、直ちに、その内容を地域内の住民、団体等に周知するとともに、その内容を関係機関に通知する。

　　　○　気象予報・警報・地震情報等の受領責任者は、必要と認める場合は、速やかに上司に報告をするとともに、気象予報・警報・地震情報等通知計画により関係各部等に通知する。

　　　○　市長は、あらかじめ、通知先の機関及び通知方法を定める。

　　　○　気象予警・警報・地震情報等の受領後においては、ラジオ、テレビ等の報道内容に注意するとともに、地方支部及び関係機関との連絡を密にするなど、的確な気象情報の把握に努める。

　　　○　市長は、同報系防災行政無線の整備等により、住民、団体等に対する気象予報・警報・地震情報等の伝達手段の確保に努める。

　　　○　火災警報の発令、気象予報・警報・地震情報等の広報は、おおむね、次の方法に

よる。

|  |  |
| --- | --- |
| ア　同報系防災行政無線  イ　有線放送  ウ　ＣＡＴＶ  エ　コミュニティＦＭ、臨時災害放送局  オ　電話 | カ　携帯端末の緊急速報メール機能  キ　ソーシャルメディア  ク　広報車  ケ　サイレン及び警鐘  コ　自主防災組織等の広報活動 |

　 (５)　防災関係機関の措置

　　　ア　東日本電信電話㈱岩手支店

　　　　　警報又は特別警報を受領した場合は、一般通信に優先して電話回線により、市に伝達する。

　　　イ　放送事業者

　　　　　ラジオ放送においては番組を利用し、また、緊急の場合は番組を中断し、テレビ放送においては字幕・スーパー等により放送する。

ウ　その他の防災関係機関

　　　　　それぞれの所管事務に応じて、関係団体等に通知する。

　２　異常現象発生時の通報

　 (１)　異常現象発見者の通報義務

　　　○　災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに市長又は警察官に通報するものとする。

　　　○　異常現象の通報を受けた警察官は、その旨を市長に通報するとともに、(2)に定める担当機関の長に通報するよう努める。

　 (２)　市長の通報先

　　　○　通報を受けた市長は、次の区分により、担当機関の長に通報する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種類 | 担当機関 | 通報を要する異常現象の内容 |
| 水防に関するもの | 岩手河川国道事務所、県広域振興局土木部、県広域振興局土木部土木センター、県復興防災部防災課 | 県又は国の管理に属する河川に係るもの |
| 気象、地象、水象に関するもの | 盛岡地方気象台、県復興防災部防災課 | 気象、地象、水象に係るすべてのもの |
| その他に関するもの | 県復興防災部防災課 | 国又は県の予防等の措置が必要と認められるその他の現象 |

　　　　（異常現象の通報、伝達経路）

一

般

住

民

関

係

機

関

気象、 地象、 水象に 関 す る も の

市　　　長

地域振興部

消防本部

盛岡地方気象台

［水防に関するもの］

岩手河川国道事務所

警　察　署

［水防に関するもの］

県花巻土木センター

水防、地震、気象、水象その他に関するもの

県復興防災部防災課

　 (３)　異常現象の種類

　　　○　通報を要する気象、地象、水象に関する異常現象は、おおむね、次のとおり

である。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | | 異常現象の内容 |
| 水防に関する事項 | | 堤防の異常 |
| 気象に関する事項 | | 竜巻、強い降雹、強い突風等で著しく異常な気象現象 |
| 地  象  に  関  す  る  事  項 | 火山関係 | (1)　噴火現象  　　噴火（噴石、火砕流、火砕サージ、溶岩流、土石流、火山泥流等）及びこれに伴う降灰砂等  (2)　噴火以外の火山性異常現象  　　ア　火山地域での地震の群発  イ　火山地域での鳴動の発生  ウ　火山地域での顕著な地形変化（山崩れ、地割れ、土地の昇沈陥没等）  　　エ　噴気、噴煙の顕著な異常変化(噴気孔、火孔の新生拡大、移動、噴気・噴煙の量、色、臭、温度、昇華物の異常変化  オ　火山地域での湧泉の顕著な異常変化（湧泉の新生、湧出量、味、臭、色、濁度、温度の異常変化等）  カ　火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生拡大、移動及びそれに伴う草木の立ち枯れ等  キ　火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化（量、濁度臭、色の変化、軽石、死魚等の浮上、発泡、温度の上昇等) |
| 地震関係 | 数日間にわたり頻繁に感ずるような地震 |
| 土砂災害関係 | (1)　渓流  流水内での転石、流木の発生、流水の急激な濁り、土臭いにおい、地鳴り  (2)　がけ崩れ  　　　小石の落下、亀裂の発生、湧水の異常（量の増加、濁り等）、斜面のはらみだし、地鳴り |
| その他に関する事項 | | 通報を要すると判断される上記以外の異常な現象 |

第３節　通信情報

**第１　基本方針**

　１　市その他の防災関係機関は、通信施設・設備の被災状況及び通信状況を把握するとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の確保を図る。

　２　通信施設等が損壊した場合においては、代替通信手段の確保及び迅速な応急復旧

に努める。

　３　災害時における通信は、原則として専用通信施設により行うものとするが、災害により使用できない場合又は緊急を要する場合においては、他の防災関係機関の有する専用通信施設等を利用し通信の確保を図るものとし、東北地方非常通信協議会等を通じて防災関係機関相互の連携を強化する。

**第２　実施要領**

　１　電気通信設備の利用

　　　通信がふくそうした場合は、災害時優先電話を利用し、通信を確保する。

　２　専用通信施設の利用

　　○　専用通信施設の設置者は、災害時における通信連絡に当たっては、それぞれの専用通信施設を有効に活用する。

特に、移動系無線局については、防災拠点や被災地域に重点配備する。

　　○　専用通信施設の設置者は、災害により専用通信施設が損壊した場合においても通信を確保できるよう、通信施設のサブシステム化に努めるとともに、応急復旧に要する要員及び資機材を確保する。

　３　電気通信設備が利用できない場合の通信の確保

(１) 他の機関が設置する通信設備の利用又は使用

　　　○　市本部長及び指定（地方）行政機関の長は、災害対策基本法第57条及び第79条の規定により、次の通信設備を利用し、使用することができる。

|  |
| --- |
| 警察通信設備、消防通信設備、水防通信設備、航空保安通信設備、鉄道通信設備、電力通信設備、自衛隊通信設備 |

　　　○　これらの通信設備を利用し、使用する場合には、次の事項を管理者に申し出て行うものとするが、当該機関相互において、あらかじめ、協議又は協定の締結により、円滑な利用を図る。

|  |
| --- |
| ア　利用し、又は使用しようとする通信施設　エ　発信者及び受信者  イ　利用し、又は使用しようとする理由　　　オ　利用又は使用を希望する期間  ウ　通信の内容　　　　　　　　　　　　　　カ　その他必要な事項 |

　 (２) 応急復旧用通信設備の利用又は使用

　　　　孤立防止用無線電話

　　　　　災害時に、通信手段が途絶した場合において、市等は、孤立防止を図るため、東日本電信電話（株）が設置した無線設備（孤立防止用無線電話）を使用することができる。

　 (３) 非常通信の利用

　　　○　市本部長その他の防災関係機関の長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できず、又は利用することが著しく困難であり、災害応急対策等のため必要があると認めるときは、非常通信を利用し、通信の確保を図る。

　　　○　非常通信は、地震、台風、洪水、火災、暴動その他の非常の事態が発生し、又は発生するおそれのある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる場合に限る。

　　　○　非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発信する。また、無線局の免許人は、防災関係機関等以外の者からの依頼であっても、人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の場合においては、非常通信を実施する。

　　　○　非常通信による通報の内容は、「非常通信運用細則」（岩手県非常通信運用細則）に定めるところによる。

　　　○　防災関係機関は、非常災害時に利用できる無線局を把握するとともに、非常通信の利用について、無線局と、あらかじめ、協議を行う。

　　　○　非常通信は、最寄りの東北地方非常通信協議会の構成員所属の無線局等に依頼する。

　　　○　非常通信は、次の要領により、通信文を電文形式（片仮名）又は平文で記載の上、無線局に依頼する。

|  |
| --- |
| ア　あて先の住所、氏名（職名）及び電話番号  イ　字数は２００字以内（平文の場合は片仮名換算）にする。  ウ　本文中の濁点、半濁点は字数に数えない。  エ　用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書きし、また、末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入する。 |

　　　○　非常時において、他の通信手段が確保できない場合においては、アマチュア無線局に対して協力を求める。

(４)　東北総合通信局による通信支援

　　　　 市本部長は、災害対策用移動通信機器及び災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源（移動電源車）について、必要に応じ、東北総合通信局に貸与を要請する。

　 (５)　自衛隊による通信支援

　　　○　市その他の防災関係機関の長は、災害応急対策のため必要がある場合においては、県本部長に対して災害派遣（通信支援）の要請を依頼することができる。

　　　○　市本部長は、第10節「自衛隊災害派遣要請」に定めるところにより、必要な要員、資機材等の支援についても要請する。

　 (６)　放送の利用

　　　○　市本部長は、緊急を要する場合で、他の電気通信設備又は無線設備による通信ができないとき、又は著しく困難なときにおいては、県と協議の上、災害に関する通知・要請等の放送を報道機関に対して要請することができる。

　　　○　県本部長及び市本部長は、次の分担により要請する。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 内　容 |
| 県本部長 | １　県全域又は複数の市町村の地域に及ぶ災害に関するもの  ２　日本放送協会盛岡放送局に対する緊急警報放送の要請 |
| 市本部長 | 主として市の地域の災害に関するもの（ただし、特に緊急を要する場合は、県本部長が要請する場合もある。） |

　　　○　放送の要請は、次の事項を放送局長に文書により通知の上、行う。

|  |
| --- |
| ア　放送を求める理由　　　　　　　　　エ　放送希望時間  イ　放送内容　　　　　　　　　　　　　オ　その他の必要な事項  ウ　放送範囲 |

なお、緊急を要する場合は、各放送局の担当部長に対して、電話又は口頭により要請する。

第４節　情報の収集・伝達

**第１　基本方針**

１　災害時における災害応急対策を円滑かつ的確に実施するため災害情報の収集及び伝達を行

う。

２　災害情報の収集、伝達に当たっては、災害情報システムを利用する等、防災関係機関と密接に連携を図る。

３　災害により、通信施設等が被災した場合においても、災害情報を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化を図る。

　４　災害応急対策の実施に当たっての重要な情報をあらかじめ選定し、その情報を優先的に収集、伝達する。

５市は、Ｌアラート(災害情報共有システム)で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

**第２　実施機関（責任者）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施機関 | 収集、伝達する災害情報の内容 |  |
| 市本部長 | １　災害発生の概要及び災害応急対策の実施状況  ２　避難指示等の実施状況  ３　人的被害及び住家被害の状況  ４　市有財産の被害状況  ５　県立以外の社会福祉施設、社会教育施設、文化施設及び体育施設の被害状況  ６　国立、県立以外の医療施設、上水道施設、衛生施設の被害状況  ７　消防施設の被害状況  ８　自然公園施設、観光施設の被害状況  ９　商工関係の被害状況  10　高圧ガス及び火薬類施設の被害状況  11　県管理以外の水産関係の被害状況  12　県管理以外の農業施設の被害状況  13　県管理以外の農作物等の被害状況  14　県管理以外の家畜等の被害状況  15　県管理以外の農地農業用施設の被害状況  16　林業施設、林産物、市有林及び私有林の被害状況  17　市管理の河川、道路・橋りょう及び都市施設等の被害状況  18　市管理の公営住宅に係る被害状況  19　市立学校に係る児童、生徒及び教職員の被害状況  20　市立学校の被害状況  21　市指定文化財の被害状況 |

**第３　実施要領**

　１　災害情報の収集、報告

　 (１)　市

　　　○　市本部長は、災害情報ごとに、その収集、報告に係る責任者、調査要領、連絡方法等を定める。

　　　○　市本部長は、災害情報の総括責任者を選任し、災害情報の収集、総括及び報告に当たらせる。

○　市本部長は、災害情報の収集に当たっては、所轄警察署と緊密に連絡を行う。

　　　○　市本部長は、災害の規模及び状況により、当該市本部における情報の収集及び被害調査が不可能又は困難と認めた場合は、次の事項を明示して、県本部長、地方支部長その他の防災関係機関の長に対して、応援要請を行う。

|  |  |
| --- | --- |
| ア　職種及び人数　　　 ウ　応援期間　　　　　 オ　携行すべき資機材等  イ　活動地域　　　　　 エ　応援業務の内容　　 カ　その他参考事項 |  |

　　　○　市本部長は、被害状況を、地方支部長に報告するが、緊急を要する場合には、県本部長に直接、報告する。

○　市本部長は、当該市の区域内で震度５強以上を記録した場合、第１報を県本部長及び消防庁に対して原則として、覚知後30分以内で可能な限り迅速に報告する。

　　　○　市本部長は、県本部との連絡がとれない場合は、直接、消防庁に対して被害状況を報告する。

　　　○　市本部長（消防機関の長を含む。）は、火災が同時多発し、あるいは、多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合には、最も迅速な方法により、直ちに、消防庁及び県本部長に報告する。

　　　○　市本部長は、直接即報基準に該当する火災・災害等を覚知した場合は、第１報については、県本部の他に、直接消防庁にも、原則として覚知後３０分以内に報告する。

○　市本部長は、孤立地域が発生した場合には、防災関係機関と連携し、被害状況、備蓄状

況及び要配慮者の有無等を早期に把握し、県に報告する。

　　　○　市本部長は、災害情報の収集、報告に当たっては、次の事項に留意する。

　　　　ア　災害が当初の段階であり、被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況、個別の災害情報などの概括情報を報告する。

　　　　イ　収集した情報は、地域別、対策別、組織別及び確認・未確認別に整理の上、管理する。

　　　　ウ　市が行う災害応急対策に必要な災害情報のうち、自ら、収集できない情報について、その情報源及び収集方法等を明らかにしておく。

　　　　エ　孤立地域の発生に備え、あらかじめ、想定地域のカルテ化を行うとともに、被災現地消防団員から直接被害状況を収集できる体制を構築するなど、災害時の確実な被害情報把握に努める。

○　市本部長は、必要に応じ、関係地方公共団体、防災関係機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

　 (２)　防災関係機関

防災関係機関は、その所管する災害情報の収集、報告に係る責任者を定める。

また、災害が発生した場合には、関係機関に対して、迅速かつ正確に報告又は通報する。

　２　災害情報収集の優先順位

　　○　災害情報の収集に当たっては、災害の規模の把握及び災害応急対策の実施において重要な被害情報を優先的に収集する。

　　○　災害発生の当初においては、住民の生命身体に対する被害状況及び住民が当面の生活を維持することに直接関係する住居、医療衛生施設、交通施設、通信施設等の被害状況を重点的に収集する。

　　○　災害の規模、状況が判明したときは、公共施設、文教施設、産業施設その他の被害状況を調査し、収集する。

　３　災害情報の報告要領

　 (１)　報告を要する災害及び基準

　　　　　報告を要する災害は、おおむね、次の基準に合致するものをいう。

　　　　ア　市の管轄地域内において、人的被害又は物的被害が生じたもの

　　　　イ　災害救助法の適用基準に合致するもの

　　　　ウ　県又は市が災害対策本部を設置したもの

　　　　エ　災害が当初は軽微であっても、今後拡大するおそれのあるもの又は県における災害は軽微であっても全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

　　　　オ　災害による被害に対して国の特別の財政援助（激甚法、災害復旧国庫負担法等による　　　　　国庫補助の適用がなされること。）を要するもの

　　　　カ　災害の状況及びこれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

　 (２)　被害状況判定の基準

　　　　　災害による被害の判定基準は、〔資料編：被害状況判定基準〕による。

　 (３)　災害情報の種類

災害情報は、次の種類別に報告する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種　類 | 内　　容 | 伝達手段 |
| 初期情報報告 | 災害発生直後にその概要を報告するとともに、災害応急対策の内容とその進捗状況について逐次報告するもの。  災害の規模やその状況が判明するまでの間(災害発生初期)に種類別に報告するもの。 | 原則として、インターネットや県情報通信基盤(いわて情報ハイウェイ)を使用したシステム、電子メール等によるものとし、防災行政情報通信ネットワーク衛星系等によるＦＡＸはバックアップ用として利用するものとする。 |
| 被害額等報告 | 被害額等が判明した時に、種類別に報告するもの。 |
| その他の報告 | 前記の報告以外で、必要な事項について報告するもの。 |

　 (４)　災害対策基本法に基づく報告

　　　○　災害対策基本法第53条第２項の規定に基づき、県が内閣総理大臣に報告する災害は、次

のとおりである｡(市が県に報告できず、内閣総理大臣に報告する場合も、これに準じる｡)

　　　　ア　県において災害対策本部を設置した災害

　　　　イ　災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害

　　　　ウ　ア又はイに定める災害になるおそれのある災害

　　　○　上記報告は、消防庁に対して行うものとし、消防組織法第40条の規定に基づく災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領により行う消防庁への報告と一体的に行う。

　　　○　確定報告は、応急措置の完了後20日以内に、災害対策基本法に基づく内閣総理大臣あての文書及び消防組織法に基づく消防庁長官あての文書を各一部ずつ消防庁に提出する。

４　災害情報通信の確保

(１)　災害情報通信のための電話の指定

市その他の防災関係機関は、災害時における情報連絡系統を明らかにするとともに、そのふくそうを避けるため、災害情報通信に使用する指定有線電話（以下「指定電話」という。）を定める。

(２)　災害情報通信に使用する通信施設

災害情報の収集、報告又は通報を行う場合に使用する通信施設については、次のいずれ　かによる。

　　　ア　市と県本部及び支部との場合

　　　　　防災行政情報通信ネットワーク衛星系、県情報通信基盤（いわて情報ハイウェイ）、指定電話、消防無線（一部有線電話使用）、電報、非常通信

　　　イ　市本部と他の防災関係機関との場合

　　　　　インターネット、指定電話、電報、非常通信

　　　ウ　防災関係機関相互の場合

　　　　　専用電話、指定電話、インターネット

　 (３)　伝達手段の確保

　　　○　災害情報の収集伝達は、自ら有する有線、無線通信施設を利用し、最も迅速かつ的確な

　　　　手段をもって行う。

　　　○　有線、無線通信施設が地震により損壊した場合においては、第３節「通信情報」の定める他の通信手段により､災害情報の収集伝達を行う。

　　　○　すべての通信が不通の場合においては、通信可能な地域まで伝令を派遣するなど、あらゆる手段をつくして、災害情報の収集伝達に努める。

第５節　広報広聴

**第１　基本方針**

　１　災害時における人心の安定を図るとともに、災害救助に対する協力及び復興への意欲を喚起し、災害応急対策を推進するために、広報広聴活動を実施する。

　２　防災関係機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との密接な連携協力のもとに行うものとし、情報の混乱や誤報、遅延等の防止に努める。

　３　報道機関は、各防災関係機関からの災害広報の要請に対して、積極的に協力するものとし、防災関係機関においても、報道機関に対して、資料の提供及び災害報道のための取材活動について積極的に協力する。

　４　情報通信事業者は、広報手段に関する最新の技術、サービス等に関する情報を提供する等、災害広報の実施者の広報活動に協力するよう努める。

　５　広報活動に当たっては、あらかじめ、被災者の必要とする情報を選定のうえ、その優先順位を定める。その際、特に要配慮者が必要とする情報について配慮をする。

　６　広聴活動に当たっては、被災者の相談、要望等を広く聴取する。その際、特に要配慮者の相談、要望等について配慮をする。

**第２　実施機関（責任者）**

|  |  |
| --- | --- |
| 実施機関 | 広報広聴活動の内容 |
| 市本部長 | １　災害の発生状況  ２　気象予報・警報・地震情報等及び災害発生時の注意事項  ３　市長等が実施した避難指示等  ４　避難所の開設状況  ５　救護所の開設状況  ６　道路及び交通情報  ７　各災害応急対策の実施状況  ８　災害応急復旧の見通し  ９　二次被害の予防に関する情報  10　犯罪の予防及び人心安定のために必要な事項  11　安否情報及び避難者名簿情報  12　生活関連情報  13　相談窓口及び臨時災害相談所の開設状況  14　防災ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報  15　その他必要な情報 |
| 県本部長 | １　災害の発生状況  ２　気象予報・警報・地震情報等及び災害発生時の注意事項  ３　市町村長等が実施した避難指示等  ４　救護所の開設状況  ５　交通機関の運行状況及び交通規制の状況  ６　医療機関の情報  ７　各災害応急対策の実施状況  ８　災害応急復旧の見直し  ９　安否情報  10　生活関連情報  11　相談窓口の開設状況  12　防災ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報  13　犯罪の予防及び人心安定のために必要な事項  14 その他必要な情報 |
| 東北地方整備局  （岩手河川国道事務所）  (北上川ダム統合管理事務所) | １　気象予報・警報等及び災害発生時の注意事項  ２　水防に関する指示  ３　所管施設の被災状況、復旧状況及び災害応急復旧の見通し |
| 東日本電信電話㈱岩手支店  ｴﾇ･ﾃｨ･ﾃｨ･ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝｽﾞ㈱  ㈱ＮＴＴドコモ  ＫＤＤＩ㈱  ソフトバンク㈱  楽天モバイル㈱ | １　通信の疎通の状況  ２　災害応急復旧の状況  ３　利用者に協力をお願いする事項 |
| 日本銀行盛岡事務所 | 金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置、損傷日本銀行券及び貨幣の引換え措置 |
| 日本赤十字社岩手県支部 | 義援金の募集及び受付け情報 |
| 社会福祉法人  花巻市社会福祉協議会 | 防災ボランティアの募集情報 |
| 社会福祉法人  岩手県共同募金会 | 義援金の募集及び受付け情報 |
| 日本放送協会盛岡放送局 | １　気象予報・警報・地震情報等の伝達  ２　緊急警報放送  ３　避難指示等の情報  ４　災害の発生状況及び被害状況  ５　各災害応急対策の実施状況 |
| 東日本高速道路㈱東北支社  （盛岡・北上管理事務所） | １　高速道路の被災状況及び交通規制の状況  ２　災害応急復旧の状況  ３　利用者への迂回路等の情報 |
| 東日本旅客鉄道㈱盛岡支社 | １　鉄道施設の被災状況  ２　災害応急復旧の状況  ３　利用者への代替輸送等の情報 |
| 東北電力ネットワーク(株)花北電力センター  東北電力㈱岩手支店 | １　電力関係施設の被災状況  ２　災害応急復旧の状況  ３　利用者への電力供給等の情報 |
| ㈱アイビーシー岩手放送  ㈱テレビ岩手  ㈱岩手めんこいテレビ  ㈱岩手朝日テレビ  ㈱エフエム岩手  ㈱えふえむ花巻  ニューデジタルケーブル㈱　花巻ケーブルテレビ | １　気象予報・警報・地震情報等の伝達  ２　避難指示等の情報  ３　災害の発生状況及び被害状況  ４　各災害応急対策の実施状況 |
| ㈱岩手日報社花巻支局  ㈱朝日新聞社北上支局  ㈱毎日新聞社盛岡支局  ㈱読売新聞社北上支局  ㈱河北新報社北上支局  ㈱産業経済新聞社盛岡支局  ㈱日本経済新聞社盛岡支局  ㈱岩手日日新聞社中部支社  ㈱ﾃﾞｰﾘｰ東北新聞社盛岡支局  (一社)共同通信社盛岡支局  ㈱時事通信社盛岡支局  ㈱盛岡タイムス社 | １　避難指示等の情報  ２　災害発生状況及び被害状況  ３　各災害応急対策の実施状況 |
| (社)岩手県バス協会  岩手県交通(株) | １　バス路線の復旧状況  ２　利用者等への情報提供 |
| (社)岩手県高圧ガス保安協会  花巻支部  花巻ガス㈱ | １　ガス関係施設の被災状況  ２　災害応急復旧の状況  ３　利用者へのガス供給等の情報 |

**第３　実施要領**

　１　広報活動

　 (１)　広報資料の収集

　　　○　市本部長は、広報活動を行うために必要な資料として、被害報告によるもののほか、次に掲げる写真等を作成し、又は収集する。

　　　　ア　市本部総合政策部広報班員が撮影した災害写真、災害ビデオ等

　　　　イ　現地災害対策本部、情報収集班が撮影した写真、ビデオ等

　　　　ウ　防災関係機関及び住民等が撮影した写真、ビデオ等

　　　　エ　災害応急対策活動の状況を取材した写真、ビデオ等

　　　○　広報資料の収集に当たっては、災害発生の原因、経過推移を知ることのできる資料の収集に努める。

　　　○　市本部長及び防災関係機関は、県本部長に災害に係る広報資料を提供する。

　 (２)　市民に対する広報

　　　ア　広報の実施

○　災害広報の実施者は、関係機関との密接な連携協力のもと、それぞれが収集した広報資料及び情報により、被災者その他の市民等に必要な広報を的確に行う。

○　報道機関は、市が災害情報システムからＬアラートへ送信した情報について、市民等に広報を行うよう努める。

○　市本部長は、その収集した情報及び(1)により提供を受けた広報資料等を取りまとめて、必要な広報を行う。

　　　イ　広報の優先順位

　　　　○　災害広報は、発災後の時間経過、被害の拡大の状況等を考慮しながら、次の事項について、優先的に広報活動を行う。

|  |
| --- |
| ①　災害の発生状況　　　　　　　　　　　　 ⑦ 毛布等の生活関連物資の配給  ②　災害発生時の注意事項　　　　　　　　　 ⑧ 安否情報  ③　避難指示等の発令状況　　　　　　　　　 ⑨ ライフラインの応急復旧の見通し  ④　道路及び交通情報　　　　　　 　　　　　⑩ 生活相談の受付  ⑤　医療機関の被災情報及び活動状況　　　　 ⑪ 各災害応急対策の実施状況  ⑥　給食、給水の実施　　　　　　　　　　　 ⑫ その他の生活関連情報 |

　　　ウ　広報の方法

○　災害広報の実施者は、総合的な情報を提供するポータルサイト等の設置に努める。

　　　　○　災害広報の実施者は、各種の広報手段を駆使して行うものとし、おおむね、次の方法により実施する。

|  |
| --- |
| 同報系防災行政無線、有線放送、コミュニティＦＭ、ＣＡＴＶ、広報車、ヘリコプター等の航空機、インターネット（携帯端末へ配信できるサービスを含む。）、広報誌、消防車、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ及び臨時災害放送局を含む）、新聞等 |

　 (３)　報道機関への発表

　　　○　災害情報の報道機関への発表は、災害状況及び災害応急活動の実施状況等報告により収集されたもののうち、市本部長が必要と認める情報について行う。

　　　○　発表は、原則として、市本部総合政策部長が記者クラブに対して行う。

　　　○　市本部総合政策部長は、報道機関に発表した情報について、必要と認める市本部各部に送付するとともに、必要に応じて防災関係機関に提供する。

　　　○　防災関係機関が災害に関する情報を報道機関に発表する場合には、原則として、市本部総合政策部長と協議のうえ行う。

　　　　　ただし、緊急を要する場合には、発表後速やかに、その内容を市本部総合政策部長に報告する。

　 (４)　関係省庁等に対する周知

　　　○　関係省庁等に対する周知は、災害の態様、応急対策の実施方針及び実施状況を内容とし、被害の実態に対する認識及び理解を深めることを主体とする。

　　　○　周知においては、写真、ビデオ等を活用するほか、市本部職員を派遣してその実情を説明する等徹底を図る。

　 (５)　災害広報実施系統

　　　　災害広報の実施系統は、次のとおりとする。

自 衛 隊

NHK､IBC､TVI､MIT､IAT､FMI､岩手日報社花巻支局､朝日新聞社北上支局､毎日新聞社盛岡支局､読売新聞社北上支局､河北新聞社北上支局､産業経済新聞社盛岡支局､日本経済新聞社盛岡支局､岩手日日新聞社中部支社､デーリー東北新聞社盛岡支局､日本農業新聞東北支所､日刊工業新聞社盛岡総局､共同通信社盛岡支局､時事通信社盛岡支局、㈱盛岡タイムス社

（災害派遣要請）

放送要請

報道要請

県　本　部

伝達

関係省庁等

周知

写真、ビデオ等

地方支部

警 察 署

伝達

市 本 部

関係各部

伝達

市　　　本　　　部

伝達

発表

同報無線、有線放送、コミュニティFM、CATV、広報車、消防車、回覧板、掲示板、広報誌

インターネット等

報道機関

伝達

広報車等

市

民

及

び

被

災

者

防災関係機関

ヘリコプター、車両等による広報、回覧板、掲示板、広報誌

広報車､インターネット､掲示板､広報誌

ヘリコプター

報道―ラジオ､テレビ､新聞等

災害時における放送要請に関する協定に基づくラジオ､テレビ放送災害時における報道要請に関する協定に基づく新聞報道

航空機、車両等による広報

　２　広聴活動

　　○　市本部長は、被災者の精神的不安を解消するため、被災者の相談、要望、苦情等を広く聴取し、その早期解決に努める。

　　○　市本部長は、庁舎内に相談窓口を、避難所に臨時災害相談所を設置するとともに、巡回による移動相談を実施する。

　　○　県本部長は、市本部長が行う広聴活動を支援するとともに、県本部環境生活企画室及び地方支部総務班に相談窓口を設置し、被災者の相談、要望、苦情等を聴取し、関係課及び班と連絡しながら、早期解決に努める。

第６節　　交通確保・輸送

**第１　基本方針**

　１　災害発生時において、各道路管理者及び関係機関は相互に協力して、適切な交通規制及び円滑な応急復旧作業を行い、交通の確保を図る。

　２　市本部長は、災害応急活動を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ、緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、災害対策本部内に道路応急復旧のための専門班を配置し、優先的に交通の確保を図る。

　３　市その他の防災関係機関は、災害応急対策の実施に係る要員及び物資等を迅速に輸送するため、あらかじめその保有する車両等の動員計画を定めるとともに、運送関係事業者等の保有する車両等を調達し、緊急輸送体制を確保する。

　４　緊急輸送の実施に当たっては、陸上輸送及び航空輸送の有機的な連携を図る。

５　県及び市は、防災関係機関による災害応急対策を支援するため、防災拠点等、緊急輸送道路及びヘリポート等の確保を図るとともに、これらの管理者との情報共有に努める。

**第２　実施機関（責任者）**

|  |  |
| --- | --- |
| 実施機関 | 担当業務 |
| 市本部長 | １　市管理道路に係る通行規制、災害対策基本法に基づく車両の移動等及び応急復旧  ２　災害応急対策の実施に係る要員及び物資の緊急輸送 |
| 県本部長 | １　県内の道路に係る交通規制  ２　県管理道路に係る災害対策基本法に基づく車両の移動等及び応急復旧  ３　災害応急対策の実施に係る要員及び物資の緊急輸送 |
| 警察庁東北管区警察局 | 広域交通規制の実施に係る管内各警察本部に対する指導及び相互援助 |
| 国土交通省東北運輸局(以下「東北運輸局」という。) | １　災害応急対策用資材の輸送に係る調整  ２　所管する運送関係事業者等に対する協力要請  ３　所管する運送関係事業者等に対する輸送命令の発動 |
| 東北地方整備局  （岩手河川国道事務所） | １　所管する一般国道に係る交通規制、災害対策基本法に基づく車両の移動等及び応急復旧  ２　災害対策基本法に基づく県又は市町村長に対する区間指定の指示 |
| 陸上自衛隊岩手駐屯部隊 | １　災害派遣要請に基づく緊急輸送  ２　災害派遣活動の実施に係る交通規制 |
| 東日本高速道路㈱東北支社  （盛岡、北上管理事務所） | 所管する高速自動車道に係る交通規制、災害対策基本法に基づく車両の移動等及び応急復旧 |
| 東日本旅客鉄道㈱盛岡支社 | 鉄道車両による緊急輸送 |
| (公社)岩手県トラック協会  (公社)岩手県バス協会  日本通運㈱北上支店  北東北福山通運㈱北上支店  佐川急便㈱北東北支店  ヤマト運輸㈱岩手主管支店  岩手西濃運輸㈱盛岡支店  岩手県交通㈱ | トラック、バス等の車両による緊急輸送 |

**第３　交通確保**

　１　情報連絡体制の確立

　　○　道路管理者及び交通規制実施者は、あらかじめ、災害時における情報連絡系統を定める。

　　○　道路管理者及び交通規制実施者は、交通混雑及び被害状況を的確に把握し、相互に連絡をとるとともに、市本部長に報告するものとする。

　２　防災拠点等の指定

　　○　市本部長は、災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、交通の確保の重要拠点として、災害応急活動の中核となる防災拠点、緊急物資等の集積、輸送等の中核となる物資集積・輸送拠点及び交通拠点（以下「防災拠点等」という。）を定める。

　　○　市本部長が指定する防災拠点等は、次のとおりとする。

　　　ア　防災拠点

市本庁舎、大迫総合支所庁舎、石鳥谷総合支所庁舎、東和総合支所庁舎、市消防本部

　　　イ　物資集積・輸送拠点

①　陸上輸送拠点

　　　　　　花巻第１工業団地、花巻流通業務団地、道の駅石鳥谷、道の駅東和、

　　　　　　日居城野運動公園

　　　　②　航空輸送拠点

　　　　　　花巻空港

　　　ウ　交通拠点

　　　　　花巻ＩＣ、花巻南ＩＣ、花巻空港ＩＣ、東和ＩＣ

３　緊急輸送道路の指定　〔資料編：緊急輸送道路の指定状況〕

　　○　市本部長は、緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、優先的に交通の確保を図る。

　　○　緊急輸送道路は、次に該当する道路の中から指定する。

　　　ア　他県と県内の都市を結ぶ高速自動車道国道及び一般国道を中心とする幹線道路

　　　イ　防災拠点等へのアクセス道路

　　　ウ　上記道路の代替道路

　　○　市本部長が指定する緊急輸送道路は、〔緊急輸送道路の指定状況〕のとおりとする。

　４　道路啓開等

　 (１)　道路啓開等の順位

　　　　　道路管理者は、災害の態様と緊急度に応じて、相互に連携を図りながら道路啓開及び復旧作業を行う。

　 (２)　復旧資材等の確保

　　　　　道路管理者は、あらかじめ、県内各地域における復旧資材、機械等の状況を把握し、建

設業協会等と応援協定を締結するなど、災害時における道路啓開及び応急復旧に対処する供給体制を整備する。

　 (３)　道路啓開等の方法

　　　○　道路上の瓦礫等の障害物を除去による道路啓開を行う。

　　　○　段差、亀裂、陥没等を応急復旧する

　　　○　落橋した場合には、被災状況に応じて、組立式の仮橋あるいはＨ形鋼、覆工板等により応急復旧する。

　５　交通規制

　 (１)　実施区分

　　　　　交通規制の実施者は、一般交通の安全と災害応急対策に必要な緊急輸送等を確保するため、相互に連絡を取りながら、次の区分により交通規制を実施する。

　　　ア　第１次交通規制

災害が発生した直後における緊急の措置として、被災地を結ぶ緊急輸送道路において、緊急自動車、緊急通行車両及び規制除外車両であるとの確認を受けた車両（以下、本節中「緊急通行車両等」という。）以外の車両の全方向への通行を禁止し、又は制限する。

　　　イ　第２次交通規制

道路状況に応じて、第１次交通規制を縮小し、路線別、車種、用途別及び時間別に車両（緊急通行車両等を除く。）の通行を禁止し、又は制限する。

　　　ウ　第３次交通規制

道路状況に応じて、車両の通行を禁止し、又は制限する。

　 (２)　規制の内容

　　　○　交通規制を行った区域、区間の路線上の車両については、直ちに同路線以外の道路へ誘導退去させるとともに、その通行を抑制する。

　　　○　交通規制を行った区域、区間に入ろうとする車両については、その流入を阻止する。

　　　○　交通規制を行った区域、区間の路線上に駐車している車両その他の物件について、災害応急対策に著しい支障があると認める場合においては、当該車両その他の物件の所有者等に対して移動等の措置を命ずる。なお、措置を命じられた者が当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、警察官、自衛官又は消防吏員が自らその措置を行

　　　　う（自衛官又は消防吏員にあっては警察官がその場にいない場合に限る。）。

　　　○　交通規制の実施により、車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合においては、関係機関と連携を図り、必要な措置を講ずる。

　 (３)　交通規制の周知

　　　○　交通規制の実施者は、交通規制を実施した場合は、原則として、「災害対策基本法に基づく車両通行禁止」標示を設置する。

　　　○　標示を設置することが困難、又は不可能な場合においては、通行を禁止し、又は制限したことを明示するとともに、必要に応じて、遮断等の措置を講ずる。また、警察官等が現地において指示・誘導にあたる。

　　　○　標示には、次の事項を表示する。

|  |
| --- |
| ア　禁止又は制限の対象　　　　　　　ウ　規制する期間  イ　規制する区域、区間 |

　　　○　交通規制の実施者は、一般交通に支障が生じないよう、災害の態様及び道路の状況に応じて、適当な迂回路を選定し、必要な地点に案内板を設置する。

　　　○　交通規制の実施者は、規制地周辺において、車両広報により、規制状況や迂回路等の周知徹底を図るとともに、報道機関に連絡をとり、交通規制に係る放送を依頼する。

(４)　報告の系統

　　　○　市道路管理者は、管理道路の交通規制を行った場合は、他の機関の道路管理者、地方支部警察署班に連絡するとともに、住民への周知に努める。

　　　○　交通規制が複数の市町村に及ぶことが予想される大規模災害時には、交通規制の実施者が隣接する地域等の道路管理者、警察関係機関へ情報提供を行い、連携を図る。

○　災害時等における規制の種別及び根拠は、おおむね次による。

|  |
| --- |
| ア　災害対策基本法に基づく規制（同法第76条）  イ　道路法に基づく規制（同法第46条）  ウ　道路交通法に基づく規制（同法第４条―第６条） |

(５)　緊急通行車両確認証明書の交付

○　県公安委員会は、緊急通行車両又は規制除外車両の確認を迅速かつ円滑に行うため、県、市町村等との協定等により緊急輸送を行う民間事業者等に対し、緊急通行車両標章又は規制除外車両標章交付のための事前届出制度の周知を行う。

○　県公安委員会は、あらかじめ、緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者から、緊急通行車両の事前届出書又は規制除外車両の事前届出書を提出させ、審査の上、届出済証を交付する。

　　　　　また、届出済証を交付した車両については、緊急通行車両事前届出受理簿又は規制除外車両事前届出受付簿に登載しておく。

　　　○　緊急輸送のため車両を使用する者は、県本部長（復興防災部防災課）又は県公安委員会（交通規制課又は警察署）に次の事項を明らかにして、緊急通行車両確認の申し出をする。

|  |
| --- |
| ア　番号標に標示されている番号　　エ　通行日時  イ　輸送人員又は品名　　　　　　　オ　通行経路（出発地、目的地）  ウ　使用者の住所及び氏名 |

　　　○　届出済証の交付を受けている車両については、優先的に確認するとともに、次の事項を明らかにすることにより、確認のための審査を省略する。

|  |
| --- |
| ア　当該車両を使用して行う業務を証明する書類  イ　届出済証 |

　　　○　県本部長及び県公安委員会は、緊急通行車両である旨を確認したときは、災害対策基本法施行規則別記様式第３及び第４に定める標章及び証明書を交付する。

　　　○　県公安委員会は、規制除外車両である旨を確認したときは、災害対策基本法施行規則別記様式３に定める標章及び規制除外車両確認証明書を交付する。

　６　災害時における車両の移動

　　　○　道路管理者は、放置車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため必要があると認めるときは、その管理する道路について区間を指定し、当該放置車両等の運転手等に対し車両の移動等の命令を行う。この場合において、運転手等がいない場合等には、道路管理者は、自ら車両等の移動等を行う。

　　　○　道路管理者は、自ら車両等の移動等を行う場合には、やむを得ない限度で当該車両等を破損することができる。

　　　○　道路管理者は、車両等の破損によって生じた損失について、当該車両等の所有者等と協議の上、補償する。

　　　○　県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両等の移動等について要請する。

　　　○　県は、市町村道を活用し、緊急通行車両の通行ルートを確保する必要があると認めるときは、市町村に対し必要な指示を行う。

　　　○　県は、緊急通行車両の通行ルートを確保するため必要があると認めるときは、国道路管理者又は高速自動車道路管理者に対し必要な要請を行う。

**第４　緊急輸送**

　１　緊急輸送の対象

　　　市その他の防災関係機関は、災害応急対策を実施するために必要な要員、物資等を輸送するため、各々が保有する車両・船舶等を動員するとともに、運送事業者等関係団体等との物資輸送に係る災害時応援協定の締結等により、緊急輸送体制を整備する。

　　　災害時における緊急輸送の対象となる要員、物資等の範囲は、次のとおりである。

　　　ア　応急復旧対策に従事する者

　　　イ　医療、通信、調達等で応急復旧対策に必要とされる者

　　　ウ　食料、飲料水その他生活必需品

　　　エ　医療品、衛生資材等

　　　オ　応急復旧対策用資機材

　　　カ　その他必要な要員、物資及び機材

　２　陸上輸送

　 (１)　車両の確保

○　市その他の防災関係機関は、あらかじめ、災害時における輸送車両の運用及び調達方法を定める。

○　市その他の防災関係機関は、その保有し、又は調達する輸送車両で不足を生じる場合は、他の機関に調達又はあっせんを要請する。

　 (２)　燃料の確保

市その他の防災関係機関は、あらかじめ、災害時における輸送に要する燃料の調達方法を定める。

　 (３)　市本部の鉄道輸送等

　　　○　市本部において、鉄道輸送を行う場合は、次の事項を明示して総合政策部を通じて行う。

|  |
| --- |
| ア　輸送貨物の所在地　　　　　エ　輸送日時　　　キ　その他参考事項  イ　輸送貨物の内容、数量　　　オ　荷送人  ウ　輸送先　　　　　　　　　　カ　荷受人 |

　　　○　市本部長は、日本貨物鉄道㈱東北支社に要請し、その協力を得る。

３　航空輸送

　 (１)　航空輸送の実施

　　　　　次に掲げる事態が発生した場合は、航空輸送を実施する。

　　　　ア　人命、身体の保護上緊急を要するとき

　　　　イ　その他、輸送又は移送に緊急を要するとき

　 (２)　航空機の確保

○　市その他の防災関係機関の長は、航空機による緊急輸送が必要と認めた場合は、次の事項を明示して、県本部長に対し、航空機のあっせんを要請する。

|  |
| --- |
| ア　要請理由　　　　　　　エ　輸送先　　キ　荷受人  イ　輸送貨物の所在地　　　オ　輸送日時　ク　着陸希望場所及びその状況  ウ　輸送貨物の内容・数量　カ　荷送人　　ケ　その他参考事項 |

　　　○　県本部における航空機のあっせん事務は、復興防災部防災課が担当する。

　　　○　自衛隊機を希望する場合の手続は、第10節「自衛隊災害派遣要請」に定めるところによる。

　 (３)　ヘリポートの現況

　　　　　市内におけるヘリポートの現状は〔資料編：ヘリポートの現況〕のとおりである。

　４　輸送関係従事命令等

　 (１)　従事命令

市本部長は、緊急輸送の実施に当たり、契約等による一般の方法で緊急輸送の確保ができない場合は、災害対策基本法第７１条の規定に定めるところにより、従事命令を執行してその確保を図るものとする。

　 (２)　従事命令の手続き

　　　　　従事命令の手続は、第22節「応急対策要員確保」に定めるところによる。

　５　整備すべき書類

* 輸送記録簿
* 輸送費関係支払証拠書類

第７節　消防活動

**第１　基本方針**

　１　大規模火災発生時においては、消防機関は、防災関係機関と連携を図り、火災防ぎょ活動等を行う。

　２　市は、同時多発火災による被害を軽減するため、あらかじめ、大規模火災防ぎょ計画を定める。

　３　市は、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」に定めるところにより消防相互応援を行う。

４　本計画に定めのない事項については、消防組織法に基づく「消防計画」の定めるところによる。

**第２　実施機関（責任者）**

|  |  |
| --- | --- |
| 実施機関 | 担当業務 |
| 市本部長 | １　消火、救助その他災害の発生を防ぎょし、又は、災害の拡大を防止するために必要な応急措置の実施  ２　警戒区域の設定及び当該区域への立入りの制限等 |
| 陸上自衛隊岩手駐屯部隊 | 災害派遣要請に基づく消防活動の支援 |
| 消防機関 | １　市本部長の命令又は要請による消防応急活動等の実施  ２　消防警戒区域等の設定及び当該区域への立入りの制限等 |
| 県本部長 | １　消防広域応援に係る連絡、調整  ２　消火薬剤及び消防資機材の調達及びあっせん  ３　大規模火災に係る消防庁長官に対する緊急消防援助隊の派遣等の要請 |

**第３　実施要領**

　１　市本部長の措置

　　○　市本部長は、同時多発火災による被害を軽減するため、次により、大規模火災防ぎょ計画を定める。

　　　ア　重要対象物の指定

　　　　　火災が同時多発した場合は、優先的に防ぎょする施設として、避難所、医療施設、防災拠点施設、救援物資の輸送拠点施設、市民生活に直接影響を及ぼす公共施設及び報道機関等の施設を重要対象物として指定する。

　　　イ　延焼阻止線の設定

　　　　　火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域から延焼拡大した火災を阻止するため、あらかじめ、その地形建物、空地、水利の状況及び動員部隊を考慮の上、延焼阻止線を設定す

る。

　　　ウ　消防活動計画図の作成

　　　　　消防部隊の効率的、効果的運用を確保するため、危険区域、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難場所、避難路等を調査し、防災関係機関と調整の上、消防活動計画図を作成する。

　　○　市本部長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、必要と認めるときは、消防機関の長に対し、消防職員・団員の出動準備若しくは出動を命じ、又は要請する。

　　○　市本部長は、災害により情報孤立地域が発生した場合においては、被災現地消防団員との情報連絡体制を確保する。

　　○　市本部長は、消防機関が行う消防応急活動等を支援する。

　　　　また、災害が拡大し、必要があると認める場合においては、警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

　　○　市本部長は、市の消防力のみによる消防応急活動等によって対応できないと判断した場合においては、あらかじめ、相互応援協定を締結している市町村に対して応援要請を行うとともに、県本部長に対して、消防部隊の応援要請を行うほか、第10節「自衛隊災害派遣要請」に定める手続により、自衛隊の災害派遣要請を行う。

　　○　市本部長は、これらの要請を行った場合においては、その受け入れ体制の整備を図る。特に、広域航空消防応援又は自衛隊によるヘリコプターの派遣を要請した場合においては、ヘリポート及び補給基地を確保する。

　２　消防機関の長の措置

　 (１)　応急活動体制の確立

　　　○　消防機関の長は、あらかじめ、非常参集、部隊編成、資機材の確保・調達体制、有線電話途絶時における通信運用等を定める。

　　　○　消防機関の長は、市本部長から出動準備命令を受けたときは、次の措置をとる。

　　　　ア　消防職員・団員に対する出動準備命令

　　　　イ　出動準備命令時に、必要と認めた場合における待機命令

　　　　ウ　出動準備終了後における市本部長への報告（消防職員・団員の数、待機状況、部隊編

成状況、装備状況等）

　　　○　消防職員・団員は、出動準備命令又は出動命令を受けたときは、直ちに命令事項に従って行動し、指揮系統を通じて、準備又は出動の状況を消防機関の長に報告する。

　　　○　消防機関の長及び消防職員・団員は、地域内に大規模な災害が発生したことを知り、消防部隊の活動を必要と認めたときは、出動命令を待つことなく所属の署所に非常参集の上、参集したことを所属長に報告し、その指揮を受ける。

　 (２)　火災防ぎょ活動

　　　○　消防機関の長は、住民及び自主防災組織に対して、出火防止と初期消火の徹底を指導するとともに、消防職員・団員及び消防資機材の効率的運用を図り、延焼の拡大を迅速かつ

的確に防止する。

　　　○　火災防ぎょ活動に当たっては、次の点に留意する。

　　　　ア　火災発生が比較的少ないと判断した場合は、積極的な防ぎょを行い、一挙鎮滅を図る。

　　　　イ　火災件数が消防力を上回る場合は、重要かつ消防効果の大きい火災に対して優先的に防ぎょを行う。

　　　　ウ　火災が随所に発生し、消防隊個々による防ぎょでは効果を期待できない場合は、部隊を集中して、人命の確保と最重要地域の防ぎょにあたる。

　　　　エ　火災が著しく多発し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして、避難者の安全確保にあたる。

　　　　オ　大量の人命救助を要する場合は、火災状況に応じ、これを優先する。

　　　　カ　水災等の他の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防ぎょを優先する。

　 (３)　救急・救助活動

　　　○　消防機関の長は、あらかじめ、医療機関、医師会、日本赤十字社、警察等の関係機関と、救助隊の派遣、救護所の設置、医療機関への搬送等について、協議を行い、このための活動計画を定める。

　　　○　消防機関の長は、大規模災害時における家屋の倒壊、障害物の落下、崖崩れ、自動車等車両の衝突等の発生に対処するため、必要に応じて、人員、資機材を活用し、救急・救助活動を行い、人命の安全確保に努める。

　　　○　救急・救助活動に当たっては、次の点に留意する。

　　　　ア　負傷者に対しては、可能な限り、止血その他の応急措置を行った上、安全な場所に搬送を行う。

　　　　イ　負傷者が多数発生した場合は、重傷者、子供、老人、病人及び障がい者を優先する。

　　　　ウ　大規模災害により、救急・救助能力を上回る場合は、その効果を重視するとともに、多くの人命の危険のある対象物を優先する。

　 (４)　避難対策活動

　　　○　消防機関の長は、あらかじめ、避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）の伝達、避難誘導、避難場所・避難路の防ぎょ等に係る活動計画を定める。

　　　○　避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）の伝達、避難誘導については、自主防災組織等との連携を図る。

　　　○　避難準備・高齢者等避難開始の発令、避難勧告・避難指示（緊急）がなされた場合においては、これを住民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、住民を安全な方向に誘導する。

　　　○　住民の安全避難を確保するため、災害危険地域からの避難を完了するまでの間、火災の鎮圧及び延焼拡大の防止を図る。また、避難場所の管理者と連携を図りながら避難誘導を行う。

　　　○　避難行動要支援者の避難誘導に当たっては、社会福祉施設、自主防災組織、町内会等のコミュニティ組織等と連携を図り、高齢者等の居所の把握、連絡体制の整備を図る。

　 (５)　情報収集・広報活動

　　　○　消防機関の長は、災害情報の収集・伝達を円滑に処理できるよう、あらかじめ、その活動計画を定める。

　 (６)　消防警戒区域等の設定

　　　○　消防職員・団員は、火災の現場において、消防警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

○　消防長・消防署長は、ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定し、その区域内における火気の使用を禁止し、又は応急活動の従事者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

　３　緊急消防援助隊

　　○　県本部長は、市本部長からの要請があった場合、又は災害の範囲が著しく拡大し、県内の市町村の消防力をもって対処できないと認めるときは、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊の派遣について要請するとともに、岩手県緊急消防援助隊受援計画に基づき緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制を整える。

　　○　県は、緊急消防援助隊が出動した場合には、消防応援活動調整本部を設置し、消防の応援等の総合調整を行うものとする。

　　○　緊急消防援助隊は、本部支援室との連携を図り、必要に応じ、総合調整所において防災関係機関相互の連絡調整等を行い活動にあたるものとする。

　　○　緊急消防援助隊は、消防組織法第44条、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画、緊急消防援助隊運用要綱並びに緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱の規定に基づき出動する。

　　○　緊急消防援助隊は、被災地において、被災地の市町村長又はその委任を受けた消防長の指揮命令に従い、活動する。また、消防組織法第44条又は第44条の３に基づき、部隊の移動を行う場合がある。

　　○　県外で大規模な災害が発生した際における、全国の消防機関相互による迅速な援助体制を確立するため「緊急消防援助隊岩手県隊」を登録する。（消防組織法第45条に基づく登録部隊）

第８節　水防活動

**第１　基本方針**

　１　洪水又は内水による水災を警戒し、防ぎょし、及びこれによる被害の軽減を図る。

　２　水防区域の監視、警戒活動、ダム、水門等の操作及び応急水防措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、重点的に水防活動を実施すべき地域を調査検討するとともに、事前配備体制の充実を図る。

　３　水防活動上、必要な施設、設備の整備を計画的に推進する。

**第２　実施機関（責任者）**

|  |  |
| --- | --- |
| 実施機関 | 担当業務 |
| 花巻市(水防管理団体) | 地域内の河川等における水防活動の実施 |
| 陸上自衛隊岩手駐屯部隊 | 災害派遣要請に基づく水防活動 |

**第３　実施要領**

　１　洪水又は内水による水災を警戒し、防ぎょし、及びこれによる被害を軽減するための水防活動は、水防法第33条の規定に基づく「花巻市水防計画」に定めるところにより実施する。

　２　水防計画に定めのない地域における豪雨による被害については、次の事項を重点として応急対策を実施する。

　 (１)　小河川の永久橋に浮流物が滞留して上流地域がダム化して浸水地域が生じ、下流地域に流失、土砂流入等の被害発生の危険がある住家に対する避難誘導、閉塞等防止の措置を講ずること。

　 (２)　がけ崩れ等の事態により住宅被害の発生するおそれのある地域における住民に対する避難、誘導等の警戒体制を十分にすること。

第９節　相互応援協力

**第１　基本方針**

　１　市は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」等に基づき、災害時における応援協力を行う。この場合において、県は、市町村の相互応援が円滑に進むよう配慮する。

　２　市その他の防災関係機関は、その所管事務に関係する団体等と応援協定の締結を進め、また、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、訓練を実施するなど、日頃から災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。

　　　なお、応援協定の締結に当たっては、近隣のみならず、遠方の地方公共団体や関係機関との協定締結も考慮する。

　３　市は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ締結した応援協定に基づき、速やかに応援体制を構築する。

　４　市その他の防災関係機関は、応援計画や受援計画を定めるよう努め、また、応援・受援に関する連絡・要請方法の確認や応援部隊の活動拠点の確保等を図り、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。

５　市は、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

〔資料編：協定等の締結状況〕

**第２　実施機関**

|  |  |
| --- | --- |
| 実施機関 | 応援の内容 |
| 市本部長 | １　他の市町村の地域で発生した災害に係る応援  ２　市の地域で発生した災害に係る防災関係機関の行う災害応急対策の応援 |
| 県本部長 | １　他の都道府県の地域で発生した災害に係る応援  ２　県内市町村の地域で発生した災害に係る応援  ３　県内市町村の地域で発生した災害に係る防災関係機関の行う災害応急対策の応援 |
| 警察庁及び東北管区警察局 | 被災県警察以外の警察災害派遣隊（広域緊急援助隊）の派遣調整 |
| 厚生労働省東北厚生局 | 管内の国立病院・国立療養所に係る医療班の派遣調整 |
| 農林水産省東北農政局岩手農政事務所 | １　野菜、乳製品等の供給に係る出荷要請及び緊急輸送  ２　農地・農業用施設の災害復旧に係る技術者及び技能者の派遣調整  ３　応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡 |
| 東北運輸局 | 所管する運送事業者に対する緊急輸送の協力要請 |
| 総務省東北総合通信局 | 非常通信協議会の協力を得て行う通信の確保に必要な措置 |
| 陸上自衛隊岩手駐屯部隊 | 県知事等からの災害派遣要請に基づく、人命又は財産保護に係る部隊派遣 |
| 東北地方整備局 | 東北地方における災害時の相互応援に関する協定に基づく応援 |
| 日本赤十字社岩手県支部 | 災害救助法適用時における救助の実施に係る協力 |
| 日本放送協会盛岡放送局  ㈱アイビーシー岩手放送  ㈱テレビ岩手  ㈱岩手めんこいテレビ  ㈱岩手朝日テレビ  ㈱エフエム岩手 | 県知事からの要請に基づく、災害放送の実施 |
| (公社)岩手県トラック協会  (公社)岩手県バス協会  東日本旅客鉄道㈱盛岡支社  日本通運㈱北上支店  北東北福山通運㈱北上支店  佐川急便㈱北東北支店  ヤマト運輸㈱岩手主管支店  岩手西濃運輸㈱盛岡支店  岩手県交通㈱ | 救援物資及び被災者の輸送 |
| (一社)岩手県高圧ガス保安協会 | プロパンガスの供給等 |

**第３　実施要領**

　１　市町村の相互協力

○　市町村は、県内に地震・津波等による大規模な災害が発生した場合は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」に基づき、相互に応援協力する。

○　被災市町村は、次の応援調整市町村を通じて、応援要請を行う。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 地域名 | 構成市町村 | 応援調整市町村 | |
| 正 | 副 |
| 二戸 | 二戸市、軽米町、九戸村、一戸町 | 盛岡市 | 久慈市 |
| 久慈 | 久慈市、普代村、野田村、洋野町 | 二戸市 | 盛岡市 |
| 盛岡 | 盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、  葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町 | 北上市 | 宮古市 |
| 宮古 | 宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村 | 盛岡市 | 花巻市 |
| 岩手中部 | 花巻市、北上市、西和賀町 | 一関市 | 釜石市 |
| 胆江 | 奥州市、金ケ崎町 | 花巻市 | 大船渡市 |
| 釜石 | 遠野市、釜石市、大槌町 | 遠野市 | 奥州市 |
| 両磐 | 一関市、平泉町 | 奥州市 | 陸前高田市 |
| 気仙 | 大船渡市、陸前高田市、住田町 | 一関市 | 奥州市 |

　　○　応援の種類は、おおむね、次のとおりとする。

　　　ア　応急措置を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供

　　　イ　食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん

ウ　被災者の救出、医療、感染症予防、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供及びあっせん

　　　エ　災害応急活動に必要な車両等の提供及びあっせん

　　　オ　災害応急活動に必要な職員等の派遣

　　　カ　被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん

　　　キ　その他、特に要請のあった事項

○　被災市町村は、次の事項を明らかにして、電話、ファクシミリ等により要請し、後日文書を提出する。

|  |
| --- |
| ア　被害の種類及び状況  イ　応援を希望する資機材、物資、車両等の種類、数量等  ウ　応援を希望する職種別人員  エ　応援場所及び応援場所への経路  オ　応援の期間  カ　その他参考事項 |

○　市町村は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」によるもののほか、災害時における相互応援体制を整備するため、近隣市町村及び県外の遠隔の市町村等と、相互応援協定を締結するよう努める。

　２　県による市町村応援

○　市本部長は、大規模災害時において、近隣市町村の応援のみでは、十分に被災者の救援等の応急対策が実施できない場合は、原則として、地方支部長を通じて、県本部長に応援を求める。

被災市町村に代わって県本部長に応援を求めることができる市町村にあっても同様とす

る。

○　応援要請は、次の事項を明らかにして、口頭又は電話により要請し、後日文書を提出す

る。

|  |
| --- |
| ア　被害の種類及び状況  イ　応援を希望する資機材、物資、車両等の種類、数量等  ウ　応援を希望する職種別人員  エ　応援場所及び応援場所への経路  オ　応援の期間  カ　その他参考事項 |

　３　防災関係機関の相互協力

　 (１)　防災関係機関の応援要請

防災関係機関の長は、県本部長に対して、応急措置の実施若しくは応援を求めようとする場合、又は市町村若しくは他の防災関係機関等の応援のあっせんを依頼しようとする場合は、次の事項を明らかにして、県本部復興防災部防災課総括課長に対して、口頭又は電話により要請し、後日文書を提出する。

|  |
| --- |
| ア　被害の種類及び状況  イ　応援を希望する機関名（応援のあっせんを求める場合のみ）  ウ　応援を希望する人員、物資等の種類、数量等  エ　応援場所及び応援場所への経路  オ　応援の期間  カ　その他参考事項 |

　 (２)　防災関係機関相互間の協力

　　　○　防災関係機関は、他の防災関係機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障のない限り、相互に協力する。

　　　○　防災関係機関は、相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じ、事前協議を行う。

　４　団体等との協力

市その他の防災関係機関は、その所管事務に関係する団体等と、応援協定を締結するなど、災害時において、団体等の協力が得られる体制の整備に努める。

　５　消防活動に係る相互協力

大規模災害時における他の都道府県に対する緊急消防援助隊の派遣及び県内市町村における消防隊の派遣による相互応援については、県計画に準ずる。

　６　経費の負担方法

○　国、県又は県内外の市町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費については、災害対策基本法施行令第１８条に定めるところによる。

　　○　その他の防災関係機関、団体等が県に協力した場合における経費負担については、各応急対策計画に定めるもののほかは、その都度あるいは事前に相互協議して定める。

第１０節　自衛隊災害派遣要請

**第１　基本方針**

　１　陸上自衛隊岩手駐屯部隊等は、岩手県における災害の発生に当たって、速やかに災害情報の収集に努めるとともに、県知事等からの災害派遣要請を受けて、又は、一定の条件下においては自主的に人命救助を第一義とする緊急救援活動を行い、引き続き、組織的救援活動を行う。

　２　県本部長は、災害派遣要請を決定した場合は、市その他の防災関係機関の長にその受入体制を整備させるとともに、災害派遣の活動に係る連絡調整に当たる。

また、緊急時に円滑な派遣活動が実施されるよう、防災訓練等を通じ、自衛隊との連携強化を図るものとする。

**第２　実施機関（責任者）**

|  |  |
| --- | --- |
| 実施機関 | 担当業務 |
| 県本部長 | 県域の災害に係る自衛隊災害派遣要請 |
| 東京空港事務所  仙台空港事務所 | 県域の航空機の捜索救難に係る自衛隊災害派遣要請 |
| 陸上自衛隊岩手駐屯部隊 | 県知事等の要請に基づく災害派遣 |

**第３　実施要領**

　１　災害派遣の基準

　　　災害派遣の基準は、次のとおりである。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 災害派遣の基準 |
| 要請派遣 | 災害に際して、県本部長等が人命又は財産の保護のため必要があると認め、災害派遣要請を行った場合 |
| 予防派遣 | 災害に際し、被害がまさに発生しようとしており、県本部長等が災害派遣要請を行った場合 |
| 自主派遣 | 大規模災害が発生し、人命救助等の必要性から、特に緊急を要し、県本部長等の災害派遣要請を待っていては、時機を失すると認められる場合 |
| 近傍派遣 | 防衛省の施設等の近傍に、火災その他の災害が発生した場合 |

　２　災害派遣命令者

県本部長等から災害派遣の要請を受け、また、自ら災害派遣を行うことができる者（自衛隊法第83条に示す指定部隊等の長(以下「指定部隊等の長」という。)）は、次のとおりである。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 指定部隊等の長 |
| 陸上自衛隊 | 第９師団岩手駐屯地司令 |
| 航空自衛隊 | 北部航空方面隊司令官 |

　３　災害派遣時に実施する救援活動

自衛隊が災害派遣時に実施する活動等は、災害の態様、他の救難機関の活動状況、派遣要請の内容等によるが、通常、次のとおりである。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 内　容 |
| 被害状況の把握 | 車両、航空機等状況に適した手段により、情報収集活動を行い、被害状況を把握する。 |
| 避難への援助 | 避難指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。 |
| 遭難者等の捜索  救助活動 | 行方不明者、傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。 |
| 水防活動 | 堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。 |
| 消防活動 | 火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は、航空機）により、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常、関係機関が提供するものを使用する。 |
| 道路又は水路の啓開 | 道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。 |
| 応急医療・救護及び感染症予防 | 被災者に対し、応急医療、救護及び感染症予防活動を行うが、薬剤等は、通常関係機関が提供するものを使用する。 |
| 人員及び物資の緊急輸送 | 救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。 |
| 給食及び給水 | 被災者に対し、給食及び給水を実施する。 |
| 入浴支援 | 被災者に対し、入浴支援を実施する。 |
| 救援物資の無償貸付け又は譲与 | 「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第１号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。 |
| 危険物の保安及び除去 | 能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。 |
| その他 | その他臨機の必要に応じ自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置をとる。 |

４　災害派遣の要請手続

　 (１)　災害派遣の要請

　　　○　市その他の防災関係機関の長は、災害発生時において、その救援及び応急復旧が、当該機関等だけでは明らかに能力が不足し、若しくは時機を失すると判断した場合、又は自衛隊の人員装備、機材によらなければ困難と思われる場合は、次の事項を明らかにして、県本部長に口頭又は電話で災害派遣要請を依頼し、後日、文書を提出する。この場合において、市本部長は、必要に応じ、その旨及び地域の災害の状況を自衛隊に通知する。

|  |
| --- |
| ア　災害の状況、通信途絶の状況及び派遣を要する事由  イ　派遣を希望する期間  ウ　派遣を希望する区域及び活動内容  エ　その他参考となる事項（派遣を希望する部隊の種類、車両、航空機の概数等） |

○　市本部長は、県本部長に対し災害派遣要請をするよう求めた場合は、災害対策基本法第68条第１項後段の規定により、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又は指定する部隊等の長に通知することができる。この場合において、市本部長は、当該

通知をしたときは、速やかにその旨を県本部長に通知する。

　　　○　市その他の防災関係機関の長は、災害派遣要請の申出後において、前記に掲げる事項に変更を生じた場合は、前記の申出の手続きに準じて、県に変更の手続きを申し出る。

　　　○　市本部長は、通信の途絶等により県本部長に自衛隊の災害派遣要請ができない場合は、その旨及び災害の状況を防衛大臣又は指定する部隊等の長に通知することができる。

　　　○　市本部長は、前記の通知をしたときは、速やかに県本部長にその旨を通知しなければならない。

　　　○　災害派遣要請は、まず、口頭、電話等により行い、事後、正式文書により行う。

　　　○　自衛隊が、災害派遣部隊を出動させた場合においては、速やかに県本部長に対して派遣部隊の指揮官の官職、氏名その他必要事項を連絡する。

　 (２)　撤収の要請

　　　○　市その他の防災関係機関の長は、自衛隊の災害派遣の目的を達したと判断した場合には、撤収日時を記載した文書により、県本部長に、撤収要請を依頼する。

　５　災害派遣部隊の受入れ

災害派遣部隊との連絡調整

　　　○　県本部長は、災害対策本部を設置した場合において、災害応急対策のため自衛隊と県本部との連絡を迅速緊密にするため必要と認めるときは、陸上自衛隊岩手駐屯地司令と協議の上、県庁内に連絡幹部室を設置する。

　　　○　受入側の市その他の防災関係機関の長は、次の点に留意し、災害派遣部隊の活動が十分に達成されるように努める。

　　　　ア　派遣部隊との連絡職員を指名し、派遣する。

　　　　イ　陸上自衛隊岩手駐屯地司令と協議の上、市役所内に連絡班室を設置する。

　　　　ウ　応援を求める活動内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるよう、あらかじめ、準備する。

　　　　エ　部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに、現地連絡所を設け、部隊指揮官と次の事項について、連絡調整を図る。

|  |
| --- |
| ①　災害情報の収集及び交換  ②　災害派遣の要否についての検討及び派遣を要請する場合の部隊の規模、期間、地区等についての調整  ③　県等の保有する資機材等の準備状況  ④　自衛隊の能力、作業状況  ⑤　他の災害復旧機関等との競合防止  ⑥　関係市町村相互間における作業の優先順位  ⑦　宿泊及び経費分担要請  ⑧　撤収の時期及び方法 |

　　　○　市本部長は、ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合においては、次により準備を行う。

　　　　ア　事前の準備

　　　　　①　ヘリポートとして使用する土地の所有者及び管理者との調整を行う。

　　　　　②　ヘリポートの位置の確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺１万分の１程度のもの）を提供する。

　　　　　③　夜間等の災害派遣に対応できるよう、ヘリコプター誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度（岩手県災害対策用地図）によりヘリポート位置を明らかにする。

　　　　　④　自衛隊があらかじめ行う、各ヘリポートの離着陸訓練の実施に対して協力する。

　　　　イ　受入れ時の準備

　　　　　①　離着陸地点には、Ｈ記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空からの風向、風速の判定ができるよう、吹き流しを掲揚する。

1. ヘリポート内の風圧により巻き上げられるものは、あらかじめ、撤去する。

③　砂塵が舞い上がる場合においては、散水、積雪時においては、除雪又はてん圧を行う。

④　ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離発着について広報を行う。

⑤　物資を搭載する場合は、その形状及び重量を把握の上、事前に自衛隊と調整を行う。

⑥　離発着時においては、ヘリポートには関係者以外立ち入らせない。

　６　自衛隊の自主派遣

　　○　指定部隊等の長は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、県知事の派遣要請を待ついとまがない場合においては、要請を待つことなく、その判断に基づいて、部隊を派遣する。

　　○　この場合において、指定部隊等の長は、できるだけ早急に県知事に連絡し、緊密な連携のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

なお、部隊派遣後に、県知事から災害派遣の要請があった場合においては、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

○　指定部隊等の長が、要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準は、次のとおりである。

　　 (１)　関係機関に対して、当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき

　　 (２)　県知事が自衛隊の災害派遣要請を行うことができないと認められ、直ちに救援の措置をとる必要があるとき

　　 (３)　自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合において、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められるとき

　　 (４)　その他、上記に準じて、特に緊急を要し、県知事等からの要請を待ついとまがないと認められるとき

　７　災害派遣に伴う経費の負担

　　○　自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として次の基準により、派遣を受けた市その他の防災関係機関が負担する。

　　　ア　派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上げ料

　　　イ　派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため、通常必

要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料

　　　ウ　派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材の調達、借上げ、運搬、修理費

　　　エ　有料道路の通行料

　　○　負担区分について疑義が生じた場合、又はその他の必要経費が生じた場合は、県本部長と指定部隊等の長との間でその都度協議の上、決定する。

第１１節　防災ボランティア活動

**第１　基本方針**

　１　防災ボランティア活動に対しては、その自主性を尊重しつつ、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

　２　被災地における防災ボランティア活動に対するニーズ把握に努める。

　３　防災ボランティアの受付、防災ボランティア活動の調整、活動拠点の確保、安全上の確保、被災地におけるニーズ等情報提供等その受入体制の整備に努める。

**第２　実施機関（責任者）**

|  |  |
| --- | --- |
| 実施機関 | 担当業務 |
| 市本部長 | １　防災ボランティアの受入体制の整備  ２　防災ボランティア活動に対するニーズの把握  ３　防災ボランティア活動に関する情報の提供  ４　防災ボランティア活動に対する支援  ５　防災ボランティア活動に係る日本赤十字社岩手県支部花巻市地区（以下、本節中「日赤市地区」という。）並びに市社会福祉協議会（以下、本節中「市社協という。」との連絡調整  ６　自主防災組織など関係団体等との連絡調整 |
| 県本部長 | １　防災ボランティア活動に対する支援  ２　防災ボランティア活動に関する情報の提供  ３　防災ボランティア活動に係る日本赤十字社岩手県支部（以下、本節中「日赤県支部」という。）及び岩手県社会福祉協議会（以下、本節中「県社協」という。）との連絡調整  ４　県外防災ボランティアの受入れに係る関係機関との連絡調整 |
| 日本赤十字社岩手県支部 | １　防災ボランティア活動に係る日赤市地区との連絡調整  ２　防災ボランティア活動に係る県との連絡調整 |
| 日本赤十字社岩手県支部花巻市地区 | １　防災ボランティア活動に係る市との連絡調整  ２　防災ボランティアの受付・登録、情報提供及び連絡調整 |
| 岩手県社会福祉協議会 | １　防災ボランティア活動に係る市社協との連絡調整  ２　防災ボランティア活動に係る県との連絡調整  ３　県内の防災ボランティア関係団体との連絡調整  ４　県外防災ボランティアの受入れに係る関係団体との連絡調整 |
| 花巻市社会福祉協議会 | １　防災ボランティア活動に係る市との連絡調整  ２　防災ボランティアの受付・登録、情報提供及び連絡調整 |
| その他のボランティア団体（職域、職能等）等 | 防災ボランティア活動に係る日赤県支部、日赤市地区、県社協、市社協との連絡調整 |

**第３　実施要領**

　１　防災ボランティアに対する協力要請

○　市本部長は、被災地において、防災ボランティアのニーズの把握に努める。

○　市本部長は、災害時において、防災ボランティアの協力が必要と認めた場合は、日赤県支部、日赤市地区、県社協、市社協と連携して、防災ボランティアに対して、協力を要請する。

○　市本部長は、市の防災ボランティアのほか、さらに多くの防災ボランティアを必要とする場合は、県本部長に対して次の情報の提供を行うとともに、当該情報を地域住民に提供し、広く参加を呼びかける

|  |
| --- |
| ア　防災ボランティアの活動内容及び人数等  イ　防災ボランティアの集合日時及び場所  ウ　防災ボランティアの活動拠点  エ　防災ボランティア活動に必要な装備、資機材の準備状況  オ　その他必要な事項 |

○　県本部長は、防災ボランティア活動に関する情報を県民に提供するとともに、広く参加を呼びかける。また、日赤県支部及び県社協に対し、防災ボランティア活動に関する情報を提供するとともに、被害状況に応じ、他県及び他の市町村に対しても情報の提供を行う。

　　○　日赤県支部及び県社協は、防災ボランティア活動に関する情報を県民に提供するとともに、広く参加を呼かける。また、被災地以外の日赤市地区及び市社協に対し情報を提供するとともに、被災の状況に応じ、防災ボランティア団体の全国組織や他の都道府県組織に対しても、情報の提供を行う。

○　日赤県支部及び県社協は、県本部長に対し、適宜、防災ボランティア活動の状況を報告する。

防災ボランティア活動に係る連絡調整図

市 本 部 長

県本部長

日赤岩手県支部

県社会福祉協議会

防 災 ボ ラ ン テ ィ ア　　　・　　　住　民　等

被災地の日赤岩手県支部花巻市地区

花巻市社会福祉協議会

被災地以外の

日赤岩手県支部市町村

地区・町村分区等

市町村社会福祉協議会

ボランティア団体

個人ボランティア

住民等

県内外の

ボランティア団体

ボランティア

参加呼びかけ

参加呼びかけ

参加呼びかけ

防災ボランティアに係る協力要請

防災ボランティアに係る情報提供

防災ボランティアに係る連絡・調整

防災ボランティアに係る連絡・調整

防災ボランティア

に係る連絡・調整

防災ボランティアに係る連絡・調整

防災ボランティア

に係る情報提供

防災ボランティア

に係る連絡・調整

防災ボランティアに係る情報提供

防災ボランティアに係る情報提供

　２　防災ボランティアの受入れ

日赤市地区及び市社協は、災害時において防災ボランティアの受付を行い、次の事項についてオリエンテーションを行う。

|  |
| --- |
| ア　防災ボランティア活動の内容  イ　防災ボランティア活動の期間及び活動区域  ウ　防災ボランティア活動のリーダー等の氏名  エ　防災ボランティア活動の拠点及び宿泊施設（場所）  オ　被害状況、危険箇所等に関する情報  カ　交通機関、医療機関、通信網等に関する情報  キ　その他必要な事項 |

○　県本部長及び市本部長は、社会福祉協議会、被災地入りしているＮＰＯ・ＮＧＯ・ボランティア等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うなど連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

　　○　県又は県から事務の委任を受けた市は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象にできる。

　３　防災ボランティアの活動内容

　　　防災ボランティアに期待される活動内容は、次のとおりである。

|  |
| --- |
| ・炊き出し　　　・介助　　　　　　　・物資仕分け　　　　　　・移送サービス  ・募金活動　　　・引っ越し　　　　　・物資搬送　　　　　　　・入浴サービス  ・話し相手　　　・負傷者の移送　　　・安否確認・調査活動　　・理容サービス  ・シート張り　　・後片付け　　　　　・給食サービス  ・清掃　　　　　・避難所の運営支援　・洗濯サービス  ・その他、応急危険度判定、医療、無線等の専門的知識、技術を活かした活動 |

第１２節　救援物資・義援金の受付・配分

**第１　基本方針**

　　災害時において、被災者に対し市内外から寄せられる救援物資及び義援金について、その受入れ態勢及び配分方法等を定め、確実、迅速な被災者への配分を実施する。

**第２　実施機関（責任者）**

|  |  |
| --- | --- |
| 実施機関 | 担当業務 |
| 市本部長 | 救援物資及び義援金の募集、受付及び配分 |
| 県本部長 | 救援物資及び義援金の募集、受付及び配分 |
| 日本赤十字社岩手県支部 | 義援金の募集及び受付 |
| 社会福祉法人岩手県共同募金会 | 義援金の募集及び受付 |

**第３　実施要領**

　１　救援物資

(１)　救援物資の受付

○　市本部長は、被災地のニーズを確認し、受入れを希望する物資を把握の上、県本部長に報告する。

○　県本部長は、大規模な災害の発生により被災市町村村と連絡が取ることができない場合その他の必要と認める場合には、市町村において必要と推測される物資の募集について周知する。

○　救援物資の受付に当たっては、受付担当窓口及び物資の集積場所をあらかじめ明示する。

○　実施機関は、それぞれ送付された救援物資を受け付け、被災者に配分するまでの間、適切に保管する。

(２)　配分及び輸送

○　県本部で受け付けた救援物資の被災市町村に対する配分は、県本部において決定し、市町村の指定する場所に輸送し、引き渡す。

○　市本部長は、県本部及び日本赤十字社岩手県支部から送付された救援物資について、被災者に配分する。

２　義援金

(１)　義援金の受付

○　義援金募集が決定された場合、実施機関相互が連携し、義援金の受付けを開始するとともに、インターネット等を通じて周知する。

○　実施機関は、それぞれに送付された義援金を受付け、被災者に配分するまでの間、適切

に保管する。

(２)　配分

受付けた義援金の配分については、義援金配分委員会において協議し、決定するものとし、あらかじめ、基本的な配分方法を定めておくなど、迅速な配分に努める。

第１３節　災害救助法の適用

**第１　基本方針**

　１　市本部長は、災害による住家の滅失が一定規模以上となった場合、災害救助法（以下、本節中「法」という。）の適用について、県本部長に要請する。

　２　法に基づく救助は、県が実施機関となり、市はその補助機関として、活動に当たるが、県本部長は、救助を迅速に行う必要がある場合は、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を市本部長に委任する。

３　県及び市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調査を行っておくものとする。

**第２　実施機関（責任者）**

|  |  |
| --- | --- |
| 実施機関 | 担当業務 |
| 市本部長 | １　避難所の供与  ２　炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給  ３　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与  ４　被災者の救出  ５　被災した住宅の応急修理  ６　学用品の給与  ７　埋葬  ８　遺体の捜索及び処理  ９　災害によって住居又はその周辺に運びこまれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 |
| 県本部長 | １　応急仮設住宅の供与  ２　医療及び助産  ３　生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 |

**第３　実施要領**

　１　法適用の基準(本項では災害救助法第２条第１項での適用について災害救助法施行令に明記された基準を記述する。)

法による救助は、市の区域単位に、原則として同一原因による災害によって市の被害が次の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施する。

ア　市の区域内における全壊、全焼、流失等により住宅が滅失した世帯（以下「被害世帯」という。）の数が、次のいずれかに該当する場合

|  |
| --- |
| ①　市町村人口区分に応じた滅失世帯数がある場合〔災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）第１条第１項第１号〕  　　花巻市（人口区分５万人以上10万人未満）８０世帯以上  ②　県内の滅失世帯数が、1,500世帯以上ある場合で、かつ市町村人口区分に応じた滅失世帯数がある場合〔令第１条第１項第２号〕  　花巻市（人口区分５万人以上10万人未満）４０世帯以上  ③　県内において、7,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は隔絶地域など救護が困難な事情がある場合で、かつ多数の世帯がが滅失した場合〔令第１条第１項第３号〕  ④　多数の者が生命、身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合  〔令第１条第１項第４号〕 |

注）被害世帯数の算定は、次のとおりとする。

①　住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯は、２世帯をもって１被害世帯とする。

②　住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能の状態となった世帯は、３世帯をもって１被害世帯とする。

③　全壊及び半壊の判定に当たっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）によるものとする。

イ　災害が隔絶した地域において発生する等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別な事情があり、かつ、被害世帯が多数である場合

被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。

ウ　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する場合

①　災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

②　災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。

　２　法適用の手続

市本部長の措置

ア　市本部長は、その区域における災害による被害が、法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれが生じた場合においては、直ちにその旨について地方支部福祉環境班長を通じて県本部長に情報提供する。

イ　法の適用基準となる被害世帯数については、第４節「情報の収集・伝達」に定める被害判定基準によるものとし、被害状況を取りまとめの上、被害報告様式により、県本部長に情報提供する。

ウ　市本部長は、地震による被害規模が大きく、被害状況を早急に取りまとめることが困難な場合においては、被害の概要を報告するものとする。

　３　救助の実施

　　　法の適用による救助の具体的な実施方法は、応急対策計画の各節で定めるところによる。

|  |  |
| --- | --- |
| 救助の種類 | 応急対策計画の該当節 |
| 避難所の設置 | 第14節「避難・救出」 |
| 応急仮設住宅の供与 | 第18節「応急仮設住宅の建設等及び応急修理」 |
| 炊き出しその他による食品の給与 | 第16節「食料、生活必需品等供給」 |
| 飲料水の供給 | 第17節「給水」 |
| 被服、寝具その他生活必需  品の給与又は貸与 | 第16節「食料、生活必需品等供給」 |
| 医療 | 第15節「医療・保健」 |
| 助産 |
| 被災者の救出 | 第14節「避難・救出」 |
| 被災した住宅の応急修理 | 第18節「応急仮設住宅の建設等及び応急修理」 |
| 学用品の給与 | 第23節「文教対策」 |
| 埋葬 | 第21節「行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬」 |
| 死体の捜索 |
| 死体の処理 |
| 障害物の除去 | 第20節「廃棄物処理・障害物除去」 |
| 輸送費及び賃金職員等雇上費 | 第22節「応急対策要員確保」 |

**第４　救助の種類、程度、期間等**

　　法による救助の種類、程度、期間等は〔資料編：災害救助法による救助の種類等〕のとおりである。

第１４節　避難・救出

**第１　基本方針**

　１　災害発生時において、住民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確に避難指示等を伝達するとともに、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。

　２　救出救助活動を行う防災関係機関は、災害発生当初における救出救助活動の重要性を十分に認識し、救出救助活動に必要な人的・物的資源を優先的に配分するなど、救出救助体制を整備し、倒壊家屋の下敷きになった者等の早急な救出活動を行う。

　３　被災者の避難生活の場を確保するため、避難所を迅速に開設するとともに、その適正な運営を図る。

　４　市は、避難指示等の発令が円滑に行えるよう、様々な災害発生状況を考慮した実践的な訓練を実施する。

**第２　実施機関（責任者）**

　１　避難指示等

|  |  |
| --- | --- |
| 実施機関 | 担当業務 |
| 市本部長 | 必要と認める地域の必要と認める住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き勧告、指示  （水防法第29条、災害対策基本法第60条） |
| 県本部長 | 必要と認める区域の居住者に対する避難のための立退き指示  （水防法第29条、地すべり等防止法第25条、災害対策基本法第60条、  第61条、警察官職務執行法第４条） |
| 陸上自衛隊岩手駐屯部隊 | １　その場に居合わせた者、事物の管理者その他の関係者に対する避難のための警告又は避難のための措置  （自衛隊法第94条）  ２　災害派遣要請に基づく避難の援助 |

２　警戒区域の設定

|  |  |
| --- | --- |
| 実施機関 | 担当業務 |
| 市本部長 | 警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令  　（災害対策基本法第63条） |
| 県本部長 | 警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令  　（災害対策基本法第63条、第73条） |
| 陸上自衛隊岩手駐屯部隊 | 警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令（市長（市長の委任を受けてその職権を行う市の吏員を含む。）又は警察官がいない場合）  　（災害対策基本法第63条） |

　３　救出

|  |  |
| --- | --- |
| 実施機関 | 担当業務 |
| 市本部長 | 災害により生命及び身体が危険な状態にある者、又は生死が不明の状態にある者の捜索又は救出 |
| 県本部長 | 救出にかかる消防機関又は自衛隊への派遣要請等 |
| 陸上自衛隊岩手駐屯部隊 | 災害派遣要請に基づく救出 |

４　避難所の設置、運営

|  |  |
| --- | --- |
| 実施機関 | 担当業務 |
| 市本部長 | 避難所の設置、運営 |
| 県本部長 | 県有施設に係る避難所における市町村への協力 |

**第３　実施要領**

　１　避難指示等

　 (１)　避難指示等の実施及び報告

　　　＜土砂災害＞

|  |  |
| --- | --- |
| 種類 | 発令基準 |
| 高齢者等避難  (警戒レベル３)※1 | 次のいずれかに該当する場合に、盛岡地方気象台に今後の降雨の見込みについて確認した内容と合わせ発令の目安とする。  １：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布（※４）が「警戒（赤）」（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）となった場合  ２：警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（日没の２時間前までに発令） |
| 避難指示  (警戒レベル４)  ※２ | 次のいずれかに該当する場合に、盛岡地方気象台に今後の降雨の見込みについて確認した内容と合わせ発令の目安とする。  １：土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）が発表された場合。なお、発令対象区域は土砂災害の危険度分布で「非常に危険（紫）」（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）となった区域とする。  　　※　この場合は上記の気象台に加え岩手県県土整備部砂防災害課にも確認する。  ２：土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）となった場合  ３：警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)  ４：警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等 |
| 緊急安全確保  (警戒レベル５)  ※３ | 次のいずれかに該当する場合を発令の目安とする。  （災害が発生直前又は既に発生しているおそれ）  １：大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル５相当情報[土砂災害]）が発表された場合  なお、発令対象区域は土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（実況で土砂災害警戒情報の基準に到達）となった区域とする。  （災害発生を確認）  ２：土砂災害の発生が確認された場合 |

※1　※2　※3 原則として、振興センター単位もしくは行政区単位で発令

※4　・気象庁ホームページ（キキクル：大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

（https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land）

・気象庁ホームページ（大雨危険度）

（<https://www.jma.go.jp/bosai/#pattern=rain_level>）

・岩手県土砂災害警戒情報システム

（<http://sabo.pref.iwate.jp/>）

　発令に当たっては上記サイトに加え、実測の雨量計、現地の住民など可能な範囲で情報収集すること

　　　＜河川洪水＞

|  |  |
| --- | --- |
| 種類 | 発令基準 |
| 高齢者等避難(警戒レベル３) | |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 次のいずれかに該当する場合を発令の目安とする。  １：指定河川洪水予報により、下記の川の基準観測所の水位が避難判断  水位（レベル３水位）に到達し、かつ、水位予測において引き続きの  水位が上昇する予測が発表されている場合  ２：指定河川洪水予報により、下記の川の基準観測所の水位が氾濫危険水位（レベル４水位）に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）  ３：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断  水位の超過に相当（赤）」になった場合  ４：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合  ５：警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（日没２時間前の時点で発令）  ６：ダムの管理者から、緊急放流開始予定の通知があった場合（３時間以内） | | | | | 基準観  測所 | 避難判  断水位 | 対象区域 | | | 紫波橋 | 4.2m | 北上川 | 紫波町界から東雲橋まで | | 朝日橋 | 5.0m | 北上川 | 東雲橋から昭和橋まで | | 朝日橋 | 5.0m | 豊沢川 | 豊沢橋から北上川合流点まで | | 安野 | 4.4m | 猿ケ石川 | 田瀬ダムから北上川合流点まで | | 大迫 | 1.9m | 稗貫川 | 早池峰ダム下流部から大沢川合流点まで | |  | | | | |
| 避難指示  (警戒レベル４) | |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 次のいずれかに該当する場合を発令の目安とする。  １：指定河川洪水予報により、下記の川の基準観測所の水位が氾濫危  険水位（レベル４水位）に到達したと発表された場合  ２：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危  険水位の超過に相当（紫）」になった場合  ３：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合  ４：ダムの管理者から、緊急放流開始予定の通知があった場合で氾濫危険水位に到達すると見込まれる場合  ５：警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う  　前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想され  る場合（夕刻時点で発令）  ６：警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う  台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過すること  が予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよ  う暴風警報の発表後速やかに発令）  ※　夜間・未明であっても、発令基準例１～４に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル４避難指示を発令する。  ※　発令基準例５・６については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること | | | | | 基準観  測所 | 氾濫危  険水位 | 対象区域 | | | 紫波橋 | 4.5m | 北上川 | 紫波町界から東雲橋まで | | 朝日橋 | 5.3m | 北上川 | 東雲橋から昭和橋まで | | 朝日橋 | 5.3m | 豊沢川 | 豊沢橋から北上川合流点まで | | 安野 | 4.8m | 猿ケ石川 | 田瀬ダムから北上川合流点まで | | 大迫 | 2.6m | 稗貫川 | 早池峰ダム下流部から大沢川合流点まで | |  | | | | |
| 緊急安全確保  (警戒レベル５) | 次のいずれかに該当する場合を発令の目安とする。  （災害が発生直前又は既に発生しているおそれ）  １：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫して  いる可能性（黒）」になった場合  ２：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそ  れが高まった場合  ３：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転  を停せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限  定する）  （災害発生を確認）  ４：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル５相当情報[洪水]）、水防団からの報告等により把握できた場合）  ※　発令基準例１～３を理由に警戒レベル５緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例４の災害発生を確認しても、警戒レベル５緊急  安全確保を再度発令しない。  具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。 |

　　　＜田沢ため池氾濫＞

|  |  |
| --- | --- |
| 種　類 | 発令基準 |
| 避難指示 | 震度5強以上の地震（震度観測点：花巻市材木町）が発生した場合  ため池巡視の結果、崩壊の危険がある場合 |
| 緊急安全確保 | 堤防の崩壊又は越水が確認された場合 |

　　　○　実施責任者は、災害情報を迅速に収集し、避難を要する地域の早期の実態把握に努め、対象地域を適切に設定し、時期を失することなく、避難指示等を行う。

○　国土交通省、気象庁及び県は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を警戒レベルとの関係が明確になるよう５段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。

○　市本部長は、台風等の接近に伴う災害の発生又は夜間及び早朝における災害の発生等が予想される場合には、住民に対して、必要に応じて普段の行動を見合わせ始めること及び自主的な避難並びに避難行動要支援者等に対する避難行動の開始を促すため、早めの段階で高齢者等避難を発令することを検討する。

○　市本部長は、避難時の周囲の状況等により避難のため立退きを行うことがかえって危険を伴う恐れがありかつ事態に照らし緊急を要すると認める時は、必要と認める居住者等に対し高所への移動、近傍の堅固な建物への退避等の行動を促すため緊急安全確保を指示することができる。

○　市は、避難指示等の対象地域又は解除等について、助言を求めることができるよう、県その他の防災関係機関との連絡体制をあらかじめ整備するように努める。

　　　○　県その他の防災関係機関は、市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域等について助言する。

○　県は、台風等、災害の発生が予想される場合には、盛岡気象台、岩手河川国道事務所、専門家等による「風水害対策支援チーム」を設置する。同チームは、市町村の避難指示等の発令状況を確認するとともに、チーム内で情報や知見を共有し、避難指示等の対象となる市町村及び助言内容を検討する。

○　県は、「風水害対策支援チーム」で検討した、避難指示等発令を判断するための情報や助言内容等について、市町村長等へ伝達する。

　　　○　市は県からの伝達を踏まえ、できるだけ早期の避難情報、特に避難指示の発令と日中の避難完了に努める。

○　市本部長は、避難指示等を行った場合には、速やかにその旨を県本部長に報告する。

　　　○　実施責任者は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

　　　○　県その他の防災関係機関は、市町村から求めがあった場合には、避難指示等の解除について助言する。

　 (２)　 避難指示等の内容

　　　　　実施責任者は、次の内容を明示して、避難指示等を行う。

|  |
| --- |
| ア　発令者　　　　　　　エ　避難対象地域　　　　　　　　キ　避難経路  イ　避難指示等の日時　　オ　避難対象者及び取るべき行動　ク　その他必要な事項  ウ　避難指示等の理由　　カ　避難先 |

　 (３)　 避難指示等の周知

　　　ア　地域住民等への周知

○　市は、台風接近時等において、大雨の予報等が発表された段階から、災害の危険が去るまでの間、避難指示等発令の今後の見通し、発令時にとるべき避難行動について、逐次、住民や要配慮者利用施設の管理者に対して伝達する。

　　　　○　実施責任者は、避難指示等の内容を、Ｌアラート、緊急速報メール、自動起動対応の防災ラジオを用いたコミュニティＦＭ放送、防災行政無線、広報自動車等、又はラジオ、テレビ、市のホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「ＳＮＳ」という。）のツイッター・フェイスブック、、ヤフーブログ、自主防災組織への電話連絡、いわてモバイルメール等のあらゆる伝達手段の複合的な活用によって、直ちに、地域住民等への周知徹底を図る。

　　　　○　市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫し、その対象者を明確化し、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する等により、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

○　避難指示等の周知に当たっては、必要に応じ、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者の住居を個別に巡回するなど、避難行動要支援者に配慮した方法を併せて実施する。

　　　　○　観光客、外国人等の地域外からの来訪者に対する避難指示等の周知に当たっては、あらかじめ、案内板や避難標識等により表示し、避難対策の徹底に努める。

○　実施責任者は、災害の種別に応じた避難指示等の伝達文をあらかじめ作成しておく。

　　　　○　緊急を要する場合のほかは、あらかじめ、警告を発し、住民等に避難のための準備をさせる。

○　市本部長は、感染症予防の観点から、避難者が特定の避難所に集中しないよう配慮する。(分散避難)

　　　　○　避難指示等に使用する信号の種類及び内容は、次のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 災害の種類 | 種類及び内容 | | 備　考 |
| 鐘音 | サイレン |
| 火　　災 | （連　点）  ○－○－○－○－○ | ３秒 ２秒 ３秒 ２秒 ３秒  △　　　 　△　　　　△ | 近火信号をもって  避難信号とする。 |
| 水　　災 | （連　点）  ○－○－○－○－○ | ３秒 ２秒 ３秒 ２秒 ３秒  △　　　　 △　　　　△ | 水防法に基づく避  難信号 |

　　　イ　関係機関相互の連絡

　　　　○　実施責任者は、避難指示等を行った場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

　　　　〔報告又は通知事項〕

|  |
| --- |
| ①　避難指示等を行った者　③　避難指示等の発令時刻　　⑤　避難先  ②　避難指示等の理由　　　④　避難対象地域　　　　　　⑥　避難者数 |

　　　　〔法令に基づく報告又は通知義務〕

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 報告又は通知義務者 | 報告又は通知先 | 根　拠　法　令 |
| 市長 | 知事 | 災害対策基本法第60条第４項 |
| 公示 | 災害対策基本法第60条第５項 |
| 知事又はその指示を受けた職員 | 当該区域を管轄する警察署長 | 地すべり等防止法第25条 |
| 水防管理者・知事又はその指示を受けた職員 | 水防法第29条 |
| 警察官 | 市長 | 災害対策基本法第61条第３項 |
| 警察官 | 公安委員会 | 警察官職務執行法第４条第２項 |
| 自衛官 | 大臣の指定する者 | 自衛隊法第94条第１項 |

　 (４)　避難の方法

　　　○　避難は、原則として徒歩によるものとし、車両による避難は、混乱を伴う危険発生のおそれがないと認められる場合、その他特別の事由がある場合に限る。

○　避難は、できるだけ、事業所、学校又は自主防災組織を中心とした一定の地域、事業所単位ごとに、地域の特性や災害の状況に応じ、安全かつ適切な避難方法により行う。

　 (５)　避難の誘導

　　　○　市本部長は、あらかじめ避難行動要支援者、特に自力で避難することが困難な者の居住状況等に配慮して、避難計画を定める。

　　　○　実施責任者は、消防団、自主防災組織等の協力を得て、住民を安全かつ迅速に避難場所に誘導する。この場合において、避難行動要支援者の避難を優先する。

　　　○　市は、避難行動要支援者の避難に当たっては、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用するよう努める。

○　次の場合において、当該避難が困難と認められるときは、消防団員等を配置して誘導する。

　　　　ア　幼稚園、小学校、病院、社会福祉施設等の生徒、患者、入所者等の避難

　　　　イ　在宅の高齢者、障がい者等の避難

　　　○　避難への援助のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続きは、第10節「自衛隊災害派遣要請」に定めるところによる。

　 (６)　避難者の確認等

　　　　　市職員、消防団員、民生委員・児童委員等は、危険な場合を除き、それぞれが連携・分担しながら、避難場所等及び避難対象地域を巡回し、避難者の確認を行うとともに、避難が遅れた者の救出を行う。

　　　　ア　避難場所（避難所）

①　避難した住民等の確認

②　特に、自力避難が困難な避難行動要支援者の安否の確認

　　　　イ　避難対象地域

　　　　　①　避難が遅れた者又は要救出者の有無の確認

　　　　　②　避難が遅れた者等の避難誘導、救出

　 (７)　避難経路の確保

　　　○　警察署は、避難経路を確保するため、必要がある場合は、避難道路及び避難場所等の周辺道路の交通規制を行う。

　　　○　市本部長は、避難の障害となるおそれのある物件等を除去し、安全を確保する。

２　警戒区域の設定

　 (１)　警戒区域の設定

　　　○　実施責任者は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、次の事項を明示して、警戒区域を設定する。

|  |
| --- |
| ア　発令者　　　　　　　　　　　　エ　警戒区域設定の地域  イ　警戒区域設定の日時　　　　　　オ　その他必要な事項  ウ　警戒区域設定の理由 |

　　　○　実施責任者は、災害応急対策に従事する者以外の者に対して警戒区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

　 (２)　警戒区域設定の周知

　　　ア　地域住民等への周知

　　　　　　実施責任者は、警戒区域設定の内容を、市町村防災行政無線を始め、Ｌアラート、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用により、地域住民等への周知徹底を図るとともに、ロープ等によりこれを明示する。

　　　イ　関係機関相互の連絡

　　　　　　実施責任者は、警戒区域を設定した場合は、法に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

　　　　〔報告又は通知事項〕

|  |
| --- |
| ①　警戒区域設定を行なった者　　　　③　警戒区域設定の発令時刻  ②　警戒区域設定の理由　　　　　　　④　警戒区域設定の地域 |

　　　　〔法令に基づく報告又は通知義務〕

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 報告又は通知義務者 | 報告又は通知先 | 根拠法令 |
| 県知事 | 市長 | 災害対策基本法施行令第30条第３項 |
| 警察官 | 災害対策基本法第63条第２項 |
| 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官 | 災害対策基本法第63条第３項 |

　３　救出

　 (１)　救出班の編成

　　　○　市本部長は、災害発生直後において、緊急に救出救助を行う必要がある場合は、当該地区の消防団、自主防災組織、地域の住民等により、救出救護体制を整え、救出活動を実施する。

○　市本部長は、多数の救出を要する者があると認める場合は、その捜索、救出及び収容に当たらせるため、消防職員・団員を主体とする「救出班」を編成し、救出活動を実施する。

○　県本部長は、市本部長から要請を受けた場合又は災害の規模、状況等から当該市だけでは救出活動が困難であると認めた場合は、近隣市町村、自衛隊、他の都道府県等に対して応援を要請し、本部所属職員及び応援機関による「救出班」を編成し、現地に派遣する。

　 (２)　救出の実施

　　　○　捜索及び救出は、救出を必要とする者又は生死不明な者がいると認められる地域を重点的に行う。

　　　○　捜索の実施に当たっては、民生委員、地域の住民、旅行者又は滞在者等の協力を得て、居住者や同行者の把握を行う。

　　　○　市本部長は、必要なジャッキ、つるはし、ファイバースコープなど救出用資機材及び工事用重機等を確保できない場合は、県地方支部土木班、建設業協会等の協力を得て、調達する。

　　　○　市本部長は、孤立化した地域における救助、救出、物資補給等のために、ヘリコプターの出動が必要と認めた場合は、県本部長に出動を要請する。

　　　○　捜索のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続きは、第10節「自衛隊災害派遣要請」に定めるところによる。

　 (３)　救出したときの措置

　　　○　救出班は、負傷者等を救出した場合は、医療救護班と協力して、直ちに応急医療を行い、医療機関（救護所を含む。）に収容する。

　　　○　救出班は、遺体を発見した場合は、第21節「行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬」に定めるところにより、適切に措置する。

　 (４)　災害救助法を適用した場合の救出

　　　　　災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第13節「災害救助法の適用」に定めるところによる。

４　避難場所の設置、運営

　　　○　市本部長は、避難指示等を発令した場合は、災害の種類に応じた避難場所を開設する。

　　　○　市本部長は、避難場所を開設した場合は、開設日時及び場所等について、住民等に周知する。

　　　○　市本部長は、避難場所の開設を地域の自主防災組織や自治会等と連携して行うなど、迅速な開設に努める。

５　避難所の設置、運営

　 (１)　避難所の設置

　　　○　住民の避難先の明確化を図るため、また地域住民による避難所での防災活動を円滑化するために、避難対象地域を定めて地域の避難場所を指定する。

○　市本部長は、あらかじめ定める避難計画に従い、避難所を設置した場合は、食料、飲料水、毛布、医薬品、仮設トイレ、テレビ、暖房器具等、避難生活に必要な物資等を調達する。

　　　○　市本部長は、福祉避難所を開設するなど、要配慮者に配慮した環境の確保に努める。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

○　市本部長は、市が設置する避難所をできる限り多く開設するが、それだけでは対応できない場合においては、次の方法により、避難所の確保に努める。

　　　　ア　他の市町村長と協議し、当該市町村に避難所の設置及び運営を委託し、又は建物若しくは土地を借上げて避難所を設置する。

　　　　イ　県本部長と協議し、県有の施設を避難所とする。

　　　　ウ　隣接市町村長及び県本部長は、受入体制を整備するとともに、その運営に協力する。

　　　　　　また、市本部長は、所属職員の内から管理者を定め、当該避難所の運営に当たる。

　　　○　市本部長は、避難所を開設した場合、次の事項を住民等に周知するとともに、県に報告する。

　　　　ア　開設日時及び場所

　　　　イ　開設箇所数及び各避難所の避難者数

　　　　ウ　開設期間の見込

　　　○　避難所での受入れの対象となる者は、次に掲げる者とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 対象者 |
| 災害により、現に被害を受けた者 | ア　住家が被害を受け、居住の場所を失った者  イ　旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者など、現実に災害を受けた者 |
| 災害により、現に被害を受けるおそれのある者 | ア　避難指示等をした場合の避難者  イ　避難指示等はしないが、緊急に避難することが必要である者 |

　　　○　市本部長は、避難所の電気、水道等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討し、必要な措置を講じる。

○　市は、避難所の開設を地域の自主防災組織や自治会等と連携して行うなど、迅速な開設に努める。

○　市本部長は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告する。

○　市本部長は、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を実施する。

(２)　避難所の運営

　　　○　市本部長は、あらかじめ定める避難計画及びその作成した避難所の設置及び運営マニュアルに従い、避難所の円滑な運営に努める。この場合において、市本部長は、避難所の生活環境が常に良好なものとなるよう、保健師、管理栄養士等による巡回や岩手県災害派遣福祉チームの活用を通じて、その状況把握に努め、必要な対策を講じる。

○　市本部長は、避難所における感染症対策については、県が作成するガイドライン等も参考とし、必要な措置を講じるものとする。

　　　○　市本部長は、避難所の管理者等と連携を図り、安否情報、食料、生活必需品等の配給及び被災者生活支援等に関する情報を提供するものとし、避難者が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。

　　　○　市本部長は、避難所における正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したＮＰＯ・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努める。

　　　○　市本部長は、避難者数、防災ボランティア数、物資の種類及び数量等について偏ることのないよう、調整を行う。

　　　○　市本部長は、避難所における生活が長期化すると認められる場合は、避難者の協力を得ながら、次の措置をとる。

　　　　ア　避難者、住民組織、防災ボランティア等の連携による、被災者の自治組織の育成

　　　　イ　食料、生活必需品等の物資の需要把握体制の整備

　　　　ウ　生活相談、こころのケア、健康相談、各種情報の提供体制の整備

　　　　エ　ホームヘルパー等による介護の実施

　　　　オ　保健衛生の確保

　　　　カ　避難所のパトロールの実施等による安全の確保

　　　　キ　可能な限りのプライバシー確保及び性別、性的マイノリティ(ＬＧＢＴ等)や高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の多様なニーズへの配慮

ク　応急仮設住宅や公営住宅のあっせんに努めるほか、必要に応じ、民間アパート、旅館、ホテル等の活用

○　市本部長は、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努める。

　　　○　市本部長は、関係機関の協力を得ながら、避難者の愛玩動物の受入れについて他の避難者の同意を得るよう努める。

　　　○　市本部長は、学校を避難所として使用する場合は、応急教育の支障とならないよう校長及び避難者の自治組織等と協議を行い、必要な調整を行う。

　　　○　市本部長は、指定避難所等における性暴力・ＤＶの防止対策を講じ、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体と連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

(３)　被災市町村以外の市町村による避難所の設置等

　被災市町村以外の市町村の避難所の設置及び運営については、(1)及び(2)の定めを準用する。

(４)　災害救助法を適用した場合の避難所設置

　　　　　災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第13節「災害救助法の適用」に定めるところによる。

６　帰宅困難者対策

　　　○　県本部長及び市本部長は、災害の発生に伴い通勤・通学、出張、買い物、旅行等により、自力で帰宅することが極めて困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）に対し、関係機関と協力して、必要な情報の提供その他の帰宅のための支援を行う。

　　　○　市本部長は、帰宅困難者のうち、救援が必要となった者又は避難所での受入れが必要となった者に対し、物資の提供及び避難所への受入れを行う。

７　避難所以外の在宅避難者等に対する支援

(１)　在宅避難者等の把握

○　市本部長は、自宅、車中その他の避難所以外の場所にいる者であって、ライフラインや物流の途絶により物資及び食料の調達並びに炊事が困難となる等、被災により日常生活を営むことが困難な者（以下「在宅避難者等」という。）の所在地、人数、必要となる支援等を早期に把握する。

○　民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の安否等の確認に努め、把握した情報を市本部長に提供する。

(２)　在宅避難者等に対する支援

○　市本部長は、市役所における配付や在宅避難者等がいる集落又は避難所の巡回により物資の支給を行う。

○　市本部長は、在宅避難者等に対し、物資や食料の配付の広報の実施、被災者生活支援に関する情報提供等必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

○　在宅避難者等に対する広報や情報提供は、在宅避難者等が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。

８　広域避難

(１)　県内広域避難

○　災害の予測規模、予想される災害の事態等に鑑み、県内広域避難の必要があると認めた市町村本部長（以下、本号中「協議元市町村本部長」という。）は、応援協定を締結した他の市町村長又は適当と認める他の市町村長（以下、本号中「協議先市町村長」という。）に対し、避難者の受入れを協議する。

○　協議元市町村本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ県本部長に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。

○　協議先市町村長は、避難者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。

○　協議先市町村長は、受け入れる広域避難者の避難等の用に供するための施設（以下、本項中「受入施設」という。）を決定し、提供する。

○　協議元市町村本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。

○　県本部長は、市町村本部長から求めがあった場合には、協議すべき市町村、避難者の輸送手段の確保等、県内広域避難の実施に関し必要な助言等を行う。

法令に基づく報告又は通知義務〕

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 報告又は通知義務者 | 報告又は  通知の時期 | 報告又は通知先 | 根拠法令 |
| 協議元市町村本部長 | 県内広域避難の協議をしようとするとき | 県本部長 | 災害対策基本法第61条の4第2項 |
|  | 受入施設を決定した旨の通知を受けたとき | 1 公示  2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長  3 県本部長 | 災害対策基本法第61条の4第6項、災害対策基本法施行規則第2条の3第2項 |
| 県内広域避難の必要がなくなったと認めるとき | 1 協議先市町村長  2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長  3 公示  4 県本部長 | 災害対策基本法第61条の4第7項、災害対策基本法施行規則第2条の3第2項 |
| 協議先市町村長 | 受入施設を決定したとき | 受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 | 災害対策基本法第61条の4第4項、災害対策基本法施行規則第2条の3第1項 |
| 協議元市長村本部長 | 災害対策基本法第61条の4第5項 |
| 県内広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたとき | 受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 | 災害対策基本法第61条の4第8項、災害対策基本法施行規則第2条の3第1項 |

(２)　県外広域避難

○　県外広域避難の必要があると認める市町村本部長（以下、本号中「協議元市町村本部長」という。）は、県本部長に対し、本県以外の都道府県の知事と避難者の受入れについて協議することを求める。

○　県本部長は、応援協定を締結した他の都道府県の知事又は適当と認める他の都道府県の知事（以下、本節中「協議先都道府県知事」という。）に対し、避難者の受入れの協議を行う。

○　県本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。

○　県本部長は、協議先都道府県知事から受入施設が決定した旨の通知を受けたときは、協議元市町村本部長に通知するとともに、内閣総理大臣に通知する。

○　県本部長及び協議元市町村本部長は、法に基づく報告又は通知を行う。

○　県本部長は、必要に応じ、国に対し、協議すべき都道府県、避難者の輸送手段の確保等、県外広域避難の実施に関し必要な助言等を求める。

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 報告又は  通知義務者 | 報告又は  通知の時期 | 報告又は通知先 | 根拠法令 |
| 県本部長 | 県外広域避難の協議をしようとするとき | 内閣総理大臣 | 災害対策基本法第61条の5第3項 |
| 受入施設を決定した旨の通知を受けたとき | 1 協議元市町村本部長  2 内閣総理大臣 | 災害対策基本法第61条の5第9項 |
| 県外広域避難の必要がなくなった旨の報告を受けたとき | 1 協議先都道府県知事  2 内閣総理大臣 | 災害対策基本法第61条の5第12項 |
| 協議元市町村本部長 | 受入施設を決定した旨の通知を受けたとき | 1 公示  2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 | 災害対策基本法第61条の9第10項、災害対策基本法施行規則第2条の3第4項 |
| 県外広域避難の必要がなくなったと認めるとき | 1 県本部長  2 公示  3 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 | 災害対策基本法第61条の9第11項、災害対策基本法施行規則第2条の3第4項 |

(３)　他都道府県からの広域避難受入れ

○　県本部長は、他の都道府県知事（以下、本号中「協議元都道府県知事」という。）から避難者の受入れの協議があったときは、受入れに関する県内の市町村長の意向を確認の上、受け入れるべき避難者数その他事項を勘案し、受入れについて協議すべき市町村を決定し、受入れを協議する。

○　県本部長の協議を受けた市町村長（以下、本号中「協議先市町村長」という。）は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。

○　協議先市町村長は、受入施設を決定し、提供する。

○　県本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 報告又は  通知義務者 | 報告又は  通知の時期 | 報告又は通知先 | 根拠法令 |
| 県本部長 | 受入施設を決定した旨の通知を受けたとき | 協議元都道府県知事 | 災害対策基本法第61条の5第8項 |
| 他の都道府県からの広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたとき | 協議先市町村長 | 災害対策基本法第61条の5第13項、災害対策基本法施行規則第2条の3第4項 |
| 協議先市町村長 | 受入施設を決定したとき | 受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 | 災害対策基本法第61条の5第6項 |
| 県本部長 | 災害対策基本法第61条の5第7項 |
| 他の都道府県からの広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたとき | 受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 | 災害対策基本法第61条の5第14項、災害対策基本法施行規則第2条の3第4項 |

９　広域一時滞在

(１)　県内広域一時滞在

○　災害の規模、避難者の受入れ状況等に鑑み、県内広域一時滞在の必要があると認めた市町村本部長（以下、この項において「協議元市町村本部長」という。）は、応援協定を締結した他の市町村長又は適当と認める他の市町村長（以下、本号中「協議先市町村長」という。）に対し、避難者の受入れを協議する。

○　協議元市町村本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ県本部長に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。

○　協議先市町村長は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。

○　協議先市町村長は、受け入れる被災住民の県内広域一時滞在の用に供するための施設（以下、本節中「受入施設」という。）を決定し、提供する。

○　協議元市町村本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。

○　県本部長は、市町村本部長から求めがあった場合には、協議すべき市町村、被災者の輸送手段の確保等、県内広域一時滞在の実施に関し必要な助言等を行う。

○　県本部長は、大規模な災害により市町村が被災し、他の市町村長との協議ができないと推測される場合には、市町村本部長に代わって当該要求を行う。

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 報告又は  通知義務者 | 報告又は  通知の時期 | 報告又は通知先 | 根拠法令 |
| 協議元市町村本部長 | 県内広域一時滞在の協議をしようとするとき | 県本部長 | 災害対策基本法第86条の8第2項 |
|  | 受入施設を決定した旨の通知を受けたとき | 1 公示  2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長  3 県本部長 | 災害対策基本法第86条の8第6項、災害対策基本法施行規則第8条の2第2項 |
| 県内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるとき | 1 協議先市町村長  2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長  3 公示  4 県本部長 | 災害対策基本法第86条の8第7項、災害対策基本法施行規則第8条の2第2項 |
| 協議先市町村長 | 受入施設を決定したとき | 受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 | 災害対策基本法第86条の8第4項、災害対策基本法施行規則第8条の2第1項 |
| 協議元市長村本部長 | 災害対策基本法第86条の8第5項 |
|  | 県内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるとき | 受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 | 災害対策基本法第86条の8第8項、災害対策基本法施行規則第8条の2第1項 |

(２)　県外広域一時滞在

○　県外広域一時滞在の必要があると認める市町村本部長（以下、本号中「協議元市町村本部長」という。）は、県本部長と協議し、本県以外の都道府県の知事と避難者の受入れについて協議することを求める。

○　県本部長は、応援協定を締結した他の都道府県の知事又は適当と認める他の都道府県の知事（以下、本号中「協議先都道府県知事」という。）に対し、避難者の受入れの協議を行う。

○　県本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。

○　県本部長は、協議先都道府県知事から受入施設が決定した旨の通知を受けたときは、協議元市町村本部長に通知するとともに、内閣総理大臣に通知する。

○　県本部長は、大規模な災害により市町村が被災し、協議を求めることができないと推測される場合には、市町村本部長に代わって当該要求を行う。

○　県本部長及び協議元市町村本部長は、法に基づく報告又は通知を行う。

○　県本部長は、必要に応じ、国に対し、協議すべき都道府県、被災者の輸送手段の確保等、県外広域一時滞在の実施に関し必要な助言等を求める。

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 報告又は  通知義務者 | 報告又は  通知の時期 | 報告又は通知先 | 根拠法令 |
| 県本部長 | 県外広域一時滞在の協議をしようとするとき | 内閣総理大臣 | 災害対策基本法第86条の9第3項 |
| 受入施設を決定した旨の通知を受けたとき | 1 協議元市町村本部長  2 内閣総理大臣 | 災害対策基本法第86条の9第9項 |
| 県外広域一時滞在の必要がなくなった旨の報告を受けたとき | 1 協議先都道府県知事  2 内閣総理大臣 | 災害対策基本法第86条の9第12項 |
| 協議元市町村本部長 | 受入施設を決定した旨の通知を受けたとき | 1 公示  2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 | 災害対策基本法第86条の9第10項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項 |
| 県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるとき | 1 県本部長  2 公示  3 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 | 災害対策基本法第86条の9第11項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項 |

(３)　他都道府県からの広域一時滞在受入れ

○　県本部長は、他の都道府県知事（以下、本号中「協議元都道府県知事」という。）から避難者の受入れの協議があったときは、受入れに関する県内の市町村長の意向を確認の上、受け入れるべき避難者数その他事項を勘案し、受入れについて協議すべき市町村を決定し、受入れを協議する。

○　県本部長の協議を受けた市町村長（以下、本号中「協議先市町村長」という。）は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。

○　協議先市町村長は、受入施設を決定し、提供する。

○　県本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 報告又は  通知義務者 | 報告又は  通知の時期 | 報告又は通知先 | 根拠法令 |
| 県本部長 | 受入施設を決定した旨の通知を受けたとき | 協議元都道府県知事 | 災害対策基本法第86条の9第8項 |
| 他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき | 協議先市町村長 | 災害対策基本法第86条の9第13項 |
| 協議先市町村長 | 受入施設を決定したとき | 受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 | 災害対策基本法第86条の9第6項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項の規定により準用する同条第1項 |
| 県本部長 | 災害対策基本法第86条の9第7項 |
| 他の都道府県からの広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき | 受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 | 災害対策基本法第86条の9第14項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項の規定により準用する同条第1項 |

10　住民等に対する情報等の提供体制

　○　県及び市町村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で可能な限り安否情報を回答するよう努める。

　○　県及び市町村は、安否情報の適切な提供のため必要と認めるときは、関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

　○　安否情報の提供に当たって、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から危害を受けるおそれがある者等が含まれるときは、当該加害者に居所が知られることがないよう個人情報の管理を徹底する。

○　広域避難等をした者に対しては、県本部長及び被災者を受け入れた市町村が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

○　県は、発災時に安否不明者(行方不明者となる疑いのある者)の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等との連携の上、あらかじめ一連の手続き等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

○　市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

○　県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

第１５節　医療・保健

**第１　基本方針**

　１　救急・救助の初動体制を確立し、県内の災害派遣医療チーム（以下、本節中「岩手ＤＭＡＴ」という。）、関係医療機関その他の防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な医療活動を行う。

　２　多数の傷病者に対応するため、被災地内外における災害拠点病院を中心とした後方医療体制の確保を図る。

　３　効果的な医療活動を行うため、迅速・正確な情報の伝達及び傷病者の搬送体制の確立を図る。

　４　精神医療の初動体制を確立し、県内の災害派遣精神医療チーム（以下、本節中「岩手ＤＰＡＴ」という。）、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な精神医療活動を行う。

　５　被災者の心身両面にわたる健康を維持するため、保健指導及びこころのケアを実施する。

　６　動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を関係機関・団体との連携の下に、迅速かつ適切に講じる。

　７　原子力災害が発生した場合において、身体の避難退域時検査及び簡易除染等、必要に応じ、これを実施する。

**第２　実施機関（責任者）**

|  |  |
| --- | --- |
| 実施機関 | 担当業務 |
| 市本部長 | １　災害救助法が適用されないとき又は災害救助法が適用されるまでの間の医療、助産及び保健  ２　救護所の設置  ３　医療機関に係る医療救護班の編成、派遣  ４　他の医療機関に対する応援要請 |
| 県本部長 | １　災害救助法を適用して行う医療、助産及び保健  ２　後方医療体制の確保  ３　県立病院に係る岩手ＤＭＡＴの編成、派遣  ４　被災地における医療活動（岩手ＤＭＡＴによるものを含む。以下同じ）の統括調整及び支援  ５　県立病院に係る医療救護班の編成、派遣  ６　精神科医療機関に係る岩手ＤＰＡＴの編成、派遣  ７　他の医療機関に対する応援要請 |
| 独立行政法人国立病院機構 | 独立行政法人国立病院機構各病院に係る医療救護活動に関すること。 |
| 陸上自衛隊岩手駐屯地 | 災害派遣要請に基づく医療救護班の編成及び派遣 |
| 日本赤十字社岩手県支部 | 盛岡赤十字病院に係る岩手ＤＭＡＴ及び医療救護班の編成及び派遣 |
| 学校法人岩手医科大学 | 岩手医科大学附属病院に係る岩手ＤＭＡＴの編成、派遣 |
| 岩手県済生会 | 済生会病院に係る医療救護班の編成及び派遣 |
| (一社)岩手県医師会  (一社)花巻市医師会 | 医師会会員病院・診療所に係る医療救護班の編成及び派遣 |
| (一社)岩手県歯科医師会  花巻市歯科医師会 | 歯科医師会会員診療所に係る歯科医療救護班の編成及び派遣 |
| (一社)岩手県歯科衛生士会 | 避難所等における口腔ケア及び歯科医師の補助 |
| (一社)岩手県薬剤師会  花巻市薬剤師会 | 医療救護活動における薬剤師の派遣、医薬品の供給・管理 |
| (一社)岩手県獣医師会 | 避難所等における愛玩動物の救護のための健康相談・支援 |
| 全国健康保険協会岩手支部 | 各種保険金の給付・被災医療機関の診療報酬の特別措置の実施 |

**第３　初動医療体制**

　１　医療救護班・歯科医療救護班及び薬剤師会班の編成

　　○　市本部長は、災害時における医療救護活動を迅速かつ適切に行うため、各医療機関と密接な連携を図る。

　　○　市本部長は、前項について、医師会、歯科医師会等に依頼し「医療救護班」「歯科医療救護班」を編成し、被災地に医師及び看護師を派遣する。

○　市本部長は、災害時における調剤、服薬指導を実施するため、市薬剤師会に依頼し、「薬剤師会班」を編成し、被災地に派遣する。

○　応急医療及び救護のため、県及び市町村並びに自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続きは、それぞれ第９節「相互応援協力」及び第10節「自衛隊災害派遣要請」に定めるところによる。

　２　現場医療救護所及び救護所の設置

　　○　市本部長は、被害の状況及び規模に応じて、災害現場に現場医療救護所を設置するほか、次の場所に救護所を設置する。

|  |
| --- |
| ア　緊急避難場所　　　イ　避難所　　　ウ　医療施設 |

３　岩手ＤＭＡＴ及び医療救護班の活動

(１)　岩手ＤＭＡＴの活動

○　岩手ＤＭＡＴは、主に現場医療救護所及び診療機能の確保が困難な災害拠点病医院等のほか、傷病者の搬送等における応急的な医療活動を実施する。

○　岩手ＤＭＡＴは、おおむね次の業務を行う。

　　　　ア　現場救護所等で行う傷病者のトリアージ及び応急的な医療（現場活動）

　　　　イ　被災地の災害拠点病院等、被災地の病院支援

　　　　ウ　被災地での搬送又は被災地外への広域搬送における応急的な医療（航空搬送拠点に設置する臨時医療施設（以下、本節中「ステージングケアユニット（ＳＣＵ）」という。）におけるものを含む。）（搬送）

エ　県災害対策本部内に設置するＤＭＡＴ県調整本部等における被災地内のＤＭＡＴに対する指揮、防災関係機関との調整等

　　　　オ　ＤＭＡＴ県調整本部等における統括ＤＭＡＴの支援、病院支援、情報収集等の活動（ロジスティック）

　　　○　災害現場における医療活動の実施に当たっては、救出班、捜索班及び現地災害対策本部、消防・自衛隊等の防災関係機関と密接な連携を図りながら、当該関係機関等による安全管理の下で活動する。

　　　○　後方医療施設への傷病者の搬送に当たっては、消防・自衛隊等の防災関係機関と連携を図る。

　　　○　岩手ＤＭＡＴは、派遣された医療救護班と協働しながら活動するものとし、活動を終了するときは、医療救護班に必要な引継を行う。

(２)　医療救護班の活動

○　医療救護班は、救護所において医療救護活動を実施するとともに、必要に応じ、被災地域、避難所等を巡回して医療救護活動を行う。

○　医療救護班は、おおむね、次の業務を行う。

　　　　ア　傷病者に対する応急措置

　　　　イ　後方医療施設への傷病者の搬送の要否及び搬送順位の決定

ウ　救護所及び避難所における巡回医療の支援

　　　　エ　被災地の病院の支援

　　　　オ　助産救護

　　　　カ　死亡の確認

　　　　キ　遺体の検案及びその後の処置

○　医療救護の実施に当たっては、岩手ＤＭＡＴ及び健康管理活動班と連携を図る。

○　地方支部保健医療班長は、市町村本部長、関係郡市医師会ほか関係団体と密接な連携を図りながら、被災地における医療活動の状況把握に努めるとともに、派遣された医療救護班、医療ボランティア団体等の医療活動について災害医療コーディネーターと協力して調整を行う。

○　地方支部保健医療班長は、各関係団体から派遣された医療チーム等の交代により医療情報が断絶することがないよう、引継ぎの適切な実施に努める。

○　災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言を行う。

○　市本部長は、市医師会ほか関係団体と密接な連携を図りながら、被災地における医療活動の状況把握に努めるとともに、派遣された医療救護班、医療ボランティア団体等の医療活動について災害医療コーディネーターの助言のもと調整を行う。

（３）歯科医療救護班の活動

○　歯科医療救護班は、原則として、救護所において歯科医療活動を行うとともに、必要に応じ、被災地域、避難所等を巡回して歯科医療活動を行う。

○　歯科医療救護班は、次の業務を行う。

　　　ア　歯科医療を要する傷病者に対する応急措置

　　　イ　歯科医療を要する傷病者の収容歯科医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

　　　ウ　その他必要とされる措置

（４）薬剤師会班の活動

○　薬剤師会班は、救護所及び避難所等において次の業務を行う。

　　　ア　傷病者等に対する調剤、服薬指導

　　　イ　救護所及び医薬品等の集積所等における医薬品等の仕分け、管理

　　　ウ　その他、消毒方法、医薬品の使用方法等の薬学的指導

４　岩手ＤＰＡＴの活動

　　　○　岩手ＤＰＡＴは、精神科医療及び精神保健活動の支援等を実施する。

　　　○　岩手ＤＰＡＴは、次の業務を行う。

　　　　ア　情報収集とアセスメント

　　　　イ　精神科医療機能に対する支援

　　　　ウ　住民及び支援者に対する支援

　　　　エ　精神保健に係る普及啓発

　　　　オ　活動実績の登録

　　　　カ　活動情報の引継ぎ

　　　○　県内外での活動に関わらず、被災地域の交通事情やライフラインの被害等、あらゆる状況を想定し、移動手段、医薬品等の医療資機材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。

　　○　精神医療活動の実施に当たっては、防災関係機関と密接な連携を図りながら活動を行う。

５　医薬品及び医療資機材の調達

　　○　市本部長及び県本部長は、地域内の医療施設が被災した場合に備え、岩手ＤＭＡＴ及び医療班が使用する医薬品、衛生材料及び医療資機材（以下、本節中「医薬品等」という。）について、相互に供給を行う体制を整備する。

　　○　医薬品等は、岩手ＤＭＡＴが携行し、又は従事する医療機関の手持品をもって繰替使用する。ただし、手持品がなく、又は不足したときは、それぞれの実施責任者が調達する。

　　○　市本部長は、必要な医薬品等を調達できない場合は、地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に調達又はあっせんを要請するものとし、災害の規模により大量の医薬品等を早急に必要とするときは、直接、県本部長に対し、調達又はあっせんを要請する。

○市は医療救護活動に必要な医療品等の調達について、県のほか市単独で確保する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　[資料編：20　相互応援協定等の締結状況]

**第４　後方医療活動**

　１　災害拠点病院の活動

　　○　災害拠点病院は、おおむね、次の業務を行う。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 被災地内の場合 | 被災地外の場合 |
| 災害拠点病院 | ①　災害発生時における24時間緊急対応及び重篤な傷病者への救命医療の提供  ②　全県の拠点としての傷病者の受入れ(基幹災害拠点病院)  ③　当該保健医療圏の拠点としての傷病者の受入れ（地域災害拠点病院  ④　傷病者の広域搬送  ⑤　傷病者に対するトリアージ及び治療  ⑥　状況に応じ、岩手ＤＭＡＴ及び医療救護班の派遣 | ①　災害発生時における24時間緊急対応及び広域搬送された重篤な傷病者への救命医療の提供  ②　全県の拠点としての広域搬送された傷病者の受入れ(基幹災害拠点病院)  ③　他の地域災害拠点病院と連携による広域搬送された傷病者の受入れ(地域災害拠点病院)  ④　広域搬送された傷病者に対するトリアージ及び治療  ⑤　被災地への岩手ＤＭＡＴ及び医療救護班の派遣 |

○　被災地内の災害拠点病院は、参集拠点病院に指定された場合には、拠点本部の設置及び岩手ＤＭＡＴの受入れに協力するものとする。

○　参集拠点病院に指定された災害拠点病院は、拠点本部と連携しながら、被災地の医療活動を統括調整する。

○　災害拠点病院が被災地内ある場合など傷病者の受入れが困難な場合には、他の地域災害拠点病院へ広域搬送を行うなど状況に応じた対応ができるよう、災害拠点病院間で連携を図るものとする。

　２　災害拠点病院以外の医療機関の活動

○　被災地内の医療機関は、患者及び職員の安全をを確保し、二次災害の防止を図る。

○　被災地内の医療機関は、傷病者に対しトリアージを実施し、傷病の程度に応じた応急処置を行うとともに、必要に応じて後方医療機関への搬送手続の実施、又は自ら収容等の対応を図る。

○　被災地内の医療機関は、当該保健医療圏の地域災害拠点病院と連携しながら、可能な限り傷病者の受入れ、手術・処置等の治療及び入院措置等に務める。

○　被災し診療不能となった医療機関については、市医師会等を通じ、救護所において医療救護班として医療活動を実施するよう努める。

○　被災地外の医療機関は、当該二次保健医療圏の地域災害拠点病院と連携しながら、被災地から搬送された傷病者の受入れ、治療に努める。

○　被災地外の医療機関は、市医師会等を通じ、協定に基づく医療救護班を被災地に派遣する。

**第５　傷病者の搬送体制**

　１　傷病者の搬送の手続

○　被災地内の災害拠点病院、岩手ＤＭＡＴ及び救護所の責任者は、医療又は助産を行った後、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断する。

○　岩手ＤＭＡＴ及び医療救護班は、傷病者の搬送を行う場合には、市本部長、県本部長その他の防災関係機関と密接な連携を図る。

○　傷病者の搬送は、原則として岩手ＤＭＡＴ又は医療救護班が保有する自動車により搬送するものとし、これが不可能な場合においては、市本部長、県本部長又はその他の関係機関に対して、搬送車両の手配・配車を要請する。

○　傷病者搬送の要請を受けた市本部長、県本部長又はその他の関係機関は、あらかじめ定められた搬送先病院の順位に基づき、収容先医療機関の受入体制を確認の上、搬送する。

○　市本部長は、必要に応じてヘリコプターを手配し、傷病者の搬送を行うとともに、必要に応じて被災地への岩手ＤＭＡＴ、医療救護班及び医療資器材等の搬送を行うよう調整を行う。

　２　傷病者の搬送体制の整備

　　○　市本部長は、あらかじめ、医療機関の規模、位置、診療科目等から搬送先病院の順位を定める。

　　○　市本部長は、あらかじめ、ヘリコプター離発着箇所や離発着スペース等を考慮し、ヘリコプターによる搬送が可能な医療機関との連絡体制を整備する。

○　県本部長は、花巻空港をステージングケアユニット（ＳＣＵ）を設置する広域医療搬送拠点に定め、県内外の後方医療機関への航空機による広域搬送に対応する。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行う。

　　○　市本部長及び県本部長は、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関に搬送するため、収容先医療機関の被災状況、空病床数など、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報の把握に努める。

**第６　個別疾患体制**

　１　人工透析

　 (１)　情報収集及び連絡

　　　○　県本部長は、地方支部保健医療班、市及び透析施設等から収集した透析患者の受療状況及び透析施設の稼動状況に係る情報に基づき、災害時の通信手段、報道機関等を通じて、透析患者や透析施設等に、代替透析施設情報等を提供するなどの連絡調整を行う。

　　　○　透析施設の管理者は、施設内の医療体制を整備し、被災状況等を県本部長に報告するとともに、代替透析施設情報等を透析患者等へ連絡する。

　 (２)　透析に必要な水及び医薬品等の確保

　　　　　県本部長は、災害による水道、電気等のライフラインが機能停止した場合は、市本部長等と連携し、透析に必要な水及び医薬品等を確保して、透析施設に提供する。

　 (３)　後方支援としての代替透析施設の確保

　　　○　県本部長は、災害により透析施設が被災した場合は県内の代替透析施設の確保を図る。

　　　○　県本部長は、県内の代替透析施設の確保が困難な場合には、厚生労働省に対し、他都道府県の代替透析施設の確保を要請する。

　２　難病等

　 (１)　情報収集及び連絡

県本部長は、難病患者等への医療を確保するため、地方支部保健医療班を通じ、被災地域及び近隣における難病患者等の受療状況、主要な医療機関の稼動状況を把握し、災害時の通信手段、報道機関等を通じて、難病患者等に情報を提供する。

　 (２)　医薬品等の確保

県本部長は、市本部長又は地方支部保健医療班長から、難病患者等に使用する医薬品等の調達又はあっせんの要請を受けた場合は、第３の４「医薬品及び医療資機材の調達」に定めるところにより、調達又はあっせんを行う。

**第７　健康管理活動の実施**

○　市本部長は、被災者の災害による精神的、身体的なダメージを緩和し、健康維持を図るため、次により、「健康管理活動班」を編成し、健康管理活動を行う。

|  |
| --- |
| 健康管理活動班の編成基準　　　　保健師１名以上　　　　管理栄養士(栄養士)１名 |

○　健康管理活動班は、医療救護班と合同で健康管理活動を行うものとし、原則として、救護所と同一の場所に保健相談室を設置して行う。また、必要に応じて被災地の避難所及び応急仮設住宅等を巡回等して健康管理活動を行う。

○　健康管理活動班は、おおむね、次の業務を行う。

　　ア　被災者に対する健康相談、健康調査、保健指導、栄養・食生活支援活動、こころのケア

　　イ　避難所や車中等で過ごしている被災者に対する健康教育

　　ウ　被災者に対する保健サービスについての連絡調整

○　市本部長は、歯科医療救護班の活動終了後に被災者の口腔の健康維持を図るため、歯科医師

　会の協力を得て口腔ケア活動班を編成し、被災地の避難所及び応急仮設住宅を巡回して、口腔

ケアの歯科保健活動を図る。

　○　口腔ケア活動班は、おおむね次の活動を行う。

　　ア　被災地に対する歯科検診、歯科相談、歯科保健活動、口腔ケア

　　イ　被災者に対する歯科健康教育

　　ウ　その他必要とされる歯科保健活動

**第８　災害救助法を適用した場合の医療・助産**

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第13節「災害救助法の適用」に定めるところによる。

**第９　愛玩動物の救護対策**

県本部長は、被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、次の救護対策を講じる。また、市や獣医師会等関係団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。

ア　所有者不明の動物及び放浪している動物について、市及び関係団体等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。

イ　負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講ずる。

ウ　飼い主とともに避難した動物の飼養について、市と連携し、適正な飼養の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める。

エ　危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講ずる。

**第10　原子力災害が発生した場合における避難退域時検査及び簡易除染**

○　県本部長は、身体の避難退域時検査を行う際の国の基準に基づき、必要に応じて身体の避難退域時検査及び簡易除染を行う。

この場合において、国等に対し、人員や資機材の確保等、必要な支援を要請する。

○　市本部長は、避難退域時検査及び簡易除染を実施する施設の確保等、可能な支援を行う。

第１６節　食料、生活必需品等供給

**第１　基本方針**

　１　災害時において、被災者に対する食料、被服、寝具等の生活必需品及び避難生活に必要な物資（以下、本節中「物資」という。）を迅速かつ円滑に供給できるよう、関係業者・団体等の協力が得られる体制の整備等により、物資の調達を図る。

　２　災害時における物資の需要と供給のバランスを確保するため、情報及び調達・配分窓口の一元化を図る。

３　県、市その他の防災関係機関は、その備蓄する物資の供給に関し、相互に協力するよう努める。

**第２　実施機関（責任者）**

|  |  |
| --- | --- |
| 実施機関 | 担当業務 |
| 市本部長 | 被災者に対する物資の調達及び支給並びに炊出しの実施 |
| 県本部長 | 市町村に対する物資の調達及びあっせん |
| 経済産業省東北経済産業局 | 物資の確保 |
| 農林水産省東北農政局 | 応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡 |
| 陸上自衛隊岩手駐屯部隊 | １　物資の無償貸付又は譲渡  ２　災害派遣要請に基づく給食 |
| 日本赤十字社岩手県支部 | 災害救助法の適用時における物資の調達及び支給に関する協力 |

**第３　実施要領**

　１　物資の支給対象者

物資の支給は、原則として、次に掲げる者に対して行う。

　　ア　避難所又は避難場所に避難した者で、物資の持ち合わせのない者

　　イ　住家が、全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水の被害を受けた者

　　ウ　被服、寝具、炊事道具その他生活上必要な最低限度の家財等を、災害により喪失した者

　　エ　物資がない又はライフラインの寸断等により、日常生活を営むことが困難な者

　　オ　災害応急対策活動に従事している者で、物資の支給を必要とするもの

　２　物資の種類

○　物資の種類及び数量は、支給基準数量等を参考に、被災状況及び食料調達の状況に応じて支給する。

○　発災直後は、おにぎり、パン等すぐに食べられる食料を支給する。

○　避難が長期化する場合にあっては、避難所で自炊するための食材・調味料、燃料、調理器

具等を支給する。

　　○　食料の支給にあたっては、乳幼児、高齢者、難病患者・透析患者・その他の慢性疾患患者、食物アレルギーを有する者、宗教上等の理由により食事制限のある者等に配慮する。

○　高齢者、障がい者、乳幼児、女性等については、介護用品、育児用品、女性用品等の態様に応じた物資の調達に十分配慮する。

また、男女別の物資が受け取りやすいよう支給方法等を工夫するとともに、性的マイノリティ(ＬＧＢＴ等)の視点にも配慮する。

　３　物資の確保

　　○　市本部長は、被災者に対する物資の支給が必要と認めた場合は、各避難所の責任者等からの聞き取り等により、支給物資の品目、数量を随時把握する。

　　○　市本部長は、備蓄物資の供出、関係業者からの購入等により、必要とする物資を確保する。

○　市本部長は、必要な物資を調達できない場合は、地方支部総務班長を通じて、県本部長に対し、物資の調達又はあっせんを要請する。

　〔物資の調達・供給系統図〕

調達・あっせん

要請

県本部

協議

購入

購入

供給

供給

供給

供給

供給

調達、あっせん要請

協力要請

協力要請

県本部

協議

公的備蓄

供給協定締結

業者・団体

(調達)経営支

援課総括課長

関係課等

一般業者・団体

市　本　部　長

地域振興部

商工観光部

地方支部

(総務班長)

防災課総括課長

陸上自衛隊

岩手駐屯部隊み

供給協定締結

業者・団体

供給協定締結

業者・団体

国

他の

都道府県

派遣要請

仕分け

・輸送

調整

(計画作成)

商工企画室長

○　市本部長は、物資の保管に当たっては、保管期間、場所、数量等に応じて、警備員を配置し、又は警察機関、消防機関の警備を要請、指示するなど、事故防止の措置をとる。

４　物資の支給等

(１)　物資の支給等

○　原則として物資は支給することとし、市本部長が指定したものに限り貸与する。

○　物資の支給は、受給者の便益及び物資の適正な配分に留意し、市庁舎、物資集積・輸送拠点等における配付や在宅避難者がいる集落又は避難所の巡回により実施する。

(２)　食料の供給における留意事項

○　市本部長は、あらかじめ、炊出し方法等を定める。

○　炊出しによる供給は、既設の給食施設又は仮設の供給施設を使用し、直営又は委託して行う。

○　炊出しのため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、第10節「自衛隊災害派遣要請」に定めるところによる。

○　防災関係機関の長は、所管の応急対策業務従事者に食料の供給ができないときは、市本部長に対し、食料の供給について応援を求める。

５　住民等への協力要請

市本部長は、必要と認めるときは、被災住民、自主防災組織等の団体及びボランティア組織に対して、物質の荷下ろし、仕分け、支給等について協力を求める。

　６　物資の需給調整

○　市本部長は、必要な物資の品目、数量を地域別、避難所別に迅速に把握できるよう、あらかじめ、支給するべき物資及びその基準数量を定めるとともに、物資の需給に関する情報収集や輸送拠点、避難所等にある物資の在庫量の把握に努める。

○　市本部長からの報告に基づき、県本部長は、被災市町村における物資の需要量を、支給する品目ごとに算定するとともに、各関係業者、団体及び他の都道府県からの物資の供給量を取りまとめの上、需給バランスの均衡を図り、必要とされる物資が間断なく支給されるよう努める。

　７　災害救助法を適用した場合の物資の供与又は貸与

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第13節「災害救助法の適用」に定めるところによる。

第１７節　給水

**第１　基本方針**

　　災害時において、被災者に対する給水を迅速かつ円滑に実施できるよう、水道施設の復旧及び応急給水施設の確保を図るとともに、関係業者、団体等の協力が得られる体制を整備する。

**第２　実施機関（責任者）**

|  |  |
| --- | --- |
| 実施機関 | 担当業務 |
| 市本部長 | １　飲料水の供給  ２　県本部長の指示に基づく生活の用に供される水の供給 |
| 県本部長 | 市本部長が行なう給水に対する協力、指示 |
| 陸上自衛隊岩手駐屯部隊 | 災害派遣要請に基づく給水 |
| 岩手中部水道企業団 | １　災害の際の全般的給水  ２　水道施設の応急復旧に関すること |

**第３　実施要領**

　１　給水

　 (１)　水源の確保

市本部長は、災害時において、応急給水が円滑に実施できるよう、岩手中部水道企業団と連携し、水道施設の復旧に努めるとともに、自然水、プール、防火水槽、工業用水等を利用した水源の確保に努める。

　 (２)　給水班の編成

市本部長は、岩手中部水道企業団と連携し、企業団の応援要請に応じて給水班を編成し、次の業務を行う。

|  |
| --- |
| ア　給水業務　　イ　飲料水の水質検査　　ウ　汚染水の使用禁止・停止・制限 |

　 (３)　応援の要請

　　　○　市本部長は、岩手中部水道企業団と自らの活動のみによっては、被災者に対する飲料水の確保若しくは給水ができないと認めた場合又は被災地域やその隣接地域に感染症が発生し、若しくはその疑いのある者が出た場合は、次の事項を明示し、地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

|  |
| --- |
| ア　給水対象地域　　　ウ　職種別応援要員数　　　　オ　その他参考事項  イ　給水対象人数　　　エ　給水期間 |

　　　○　市本部長は、県本部長に応援要請した場合は、給水業務の実施について必要な指導又は応援を受け、飲料水の確保と供給を図る。

　　　○　給水のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続きは、第10節「自衛隊災害派遣要請」に定めるところによる。

　　　○　市本部長は、災害の規模、状況等により、県本部職員の応援及び自衛隊の災害派遣の措置によって飲料水の確保ができないと認めた場合は、被災地以外の市町村に対して応援を

要請する。

　　　○　市本部長は、前記によっても飲料水を確保できないとき又は早期の復旧が必要と認めるときは、第９節「相互応援協力」の定めるところにより、国、県に対し、要員の派遣を要請する。

　　　○　市本部長は、円滑に応急給水を行うことができるよう、県及び自衛隊等防災関係機関と必要な情報交換を行いながら、相互に連携を図る。

　２　応急給水用資機材の調達

　 (１)　調達方法

　　　○　市本部長は、あらかじめ、地域内の水道関係業者、団体と応援協定を締結するなど、災害時における応急給水用資機材の確保を図る。

　　　○　市本部長は、業者等から調達した器具、機材を受領するときは、品名、数量等を確認の上受領し、保管する。

　 (２)　応援の要請

　　　○　市本部長は、応急給水用資機材を調達することが困難又は不十分であると認める場合は、次の事項を明示し、地方支部保健医療班長又は福祉環境班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

|  |
| --- |
| ア　応急給水用資機材の種別、数量　　　　　　ウ　運搬先  イ　使用期限　　　　　　　　　　　　　　　　エ　その他参考事項 |

○　市本部長は、県本部長に要請した場合において、県本部の保有分だけでは応急給水資機材を確保できないときは、被災地以外の市町村に対し応援を要請する。

　３　給水の方法

　 (１)　水の消毒及び給水器具の衛生的処理

　　　○　水道水（被災水道施設を除く。）以外の水を供給する場合は、浄水基地を設けてろ過し、かつ、塩素剤により遊離残留塩素濃度が０．２㎎／ℓ以上になるよう消毒する。

　　　○　水を搬送して給水するときは、運搬途中において消毒残留効果を測定し、給水時における遊離残留塩素濃度を０．２㎎／ℓ以上に確保する。

　　　○　給水用器具は、すべて衛生的処理を完全に行い使用する。

　 (２)　給水車等が運行可能な地域の給水

　　　○　給水車（給水車に代用できる撒水車、消防車等を含む。）ドラム缶、給水袋、ポリエチレン容器等の搬送器具に取水して、適当な場所に給水基地を設けて給水する。

　 (３)　給水車等の運行不可能な地域における給水

　　　○　浄水基地を設置し、当該浄水基地から直接給水を受けることができる者に対しては、給水袋、バケツ、ポリエチレン容器等の容器に給水する。

　　　○　浄水基地から直接給水を受けることのできない者に対しては、浄水した飲料水をポリエチレン容器等に収納し、船艇又は軽車両等で搬送し、適当な場所に給水基地を設けて給水する。

　 (４)　医療施設等への優先的給水

　　　○　医療施設、社会福祉施設、避難所等に対しては、優先的に給水を行う。

　　　○　浄水基地及び給水基地の設置は、応急的な水源、被災しない水道施設の位置に配慮しながら、医療施設等への優先的給水が容易に行える場所とする。

　４　水道施設被害汚染対策

　 (１)　水道事業者又は水道用水供給事業者の措置

　　　○　水道事業者等は、災害による給水施設の破損、汚染に備えるため、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、次の措置を講じる。

　　　　ア　必要な技術要員を待機させ、必要な資材の整備を図る。

　　　　イ　緊急修理用資材及び消毒剤を確保し、出動体制を整える。

　　　　ウ　施設を巡回して事故発生の有無を確認する。

○　水道事業者等は、水道施設が被災し、又は水道水が汚染する等の被害を受けた場合は、次の措置を講じる。

　　　　ア　施設の損壊、漏水等に係る応急復旧を行う。

イ　水道水が汚染し、飲料水又は生活の用に供される水として使用することが、被災者の健康維持上有害と認めるときは、直ちにその使用禁止の措置をとる。

ただし、生活の用に供される水については、その使用範囲を制限することにより目的を達することができると認めるときは、使用範囲の制限を行う。

　　　　ウ　飲料水の供給ができなくなったときは、応急措置を講ずるとともに、市本部長に被害の状況及び応急対策の報告を行う。

　 (２)　市本部長の措置

市本部長は、水道事業者及び水道用水供給事業者の応急措置だけでは、飲料水の供給ができないと認めた場合は、次の事項を明示し、地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

|  |  |
| --- | --- |
| ア　水道被害の状況  （施設の破損、水道水の汚染状況）  イ　給水対象地域  ウ　給水対象世帯・人員 | エ　人員、資材、種類、数量  オ　応援を要する期間  カ　その他参考事項 |

　５　災害救助法等を適用した場合の飲料水の供給

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第13節「災害救助法の適用」に定めるところによる。

第１８節　応急仮設住宅の建設等及び応急修理

**第１　基本方針**

１　災害により住家が滅失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者の生活の場を確保するため、応急仮設住宅を供与する。

２　災害により住家が被災し、自らの資力では応急修理を行うことができない者の日常生活に欠くことのできない住宅部分について、最小限度必要な応急修理を行う。

３　災害により住宅が滅失し、住宅に困窮した者に対して公営住宅等のあっせんを行う。

４　被災建築物による二次災害を防止するため、建築物の危険度を判定し、その結果を表示する。

５　既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とする。

**第２　実施機関（責任者）**

|  |  |
| --- | --- |
| 実施機関 | 担当業務 |
| 市本部長 | 被災住宅の応急修理、公営住宅等の入居あっせん及び県本部長の委任による応急仮設住宅の管理運営 |
| 県本部長 | １　応急仮設住宅の供与・管理運営、公営住宅の入居あっせん及び活用可能な民間住宅の情報提供  ２　応急危険度判定士による建築物応急危険度判定の実施  ３　応急危険度判定士の登録及び連絡調整 |

**第３　実施要領**

　１　応急仮設住宅の供与

　 (１)　供与対象者

　　　　　応急仮設住宅の供与は、次に掲げる者に対して県本部長が行う。

　　　　ア　住家が全壊、全焼又は流失した世帯

　　　　イ　仮住居がなく、又は借家等の借上げができない世帯

　　　　ウ　自らの資力では住宅を確保することができないと認められる者

　 (２)　供与対象者の調査、報告

　　　○　市本部長は、住宅の被害確定の日から５日以内に次の事項を調査する。

　　　　ア　被害状況

　　　　イ　被災地における住民の動向及び住宅に関する要望事項

　　　　ウ　住宅に関する緊急措置の状況及び予定

エ　供与対象者における障がい者等の有無及びニーズ

　　　　オ　その他住宅の応急対策上の必要な事項

　　　○　県本部長は、市本部長からの報告に基づき、入居対象者名簿等を作成し県本部の担当部課にそれぞれの所掌事項について必要な措置をとらせる。この場合において、要配慮者のニーズに配慮する。

　　　○　市本部長は、調査結果に基づき、入居対象者名簿等を作成し県本部長に報告する。

　 (３)　建設場所の選定

　　　○　市本部長は、あらかじめ、応急仮設住宅の建設候補地を指定する。

　　　○　応急仮設住宅の建設場所は、公有地を優先して選定することとし、公有地に適当な敷地

がないときは、私有地の所有者と十分協議して選定する。

　　　○　敷地は、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上支障のない場所を選定する。

　　　○　被災者を集団的に受け入れる応急仮設住宅の敷地は、交通、教育、被災者の生業の利便等について検討の上、選定する。

　　　○　学校の敷地を応急仮設住宅の敷地として選定するときは、学校の教育活動に十分配慮する。

　 (４)　資材の調達

　　　○　市本部長は、あらかじめ、建設業協会花巻支部と災害時における応援協定を締結するなど関係業者、団体等との協定体制を整備する。

　　　○　県本部長は、請負業者に手持ち資材がないとき又は調達が困難と認めるときは、資材のあっせん又は調達を行う。

　　　○　県本部長は、大量の建築用木材が必要と認める場合は、被災地最寄りの森林管理署等と協議し、国有林産物の払下げを受けて調達、確保する。

○　県本部長は、大量の建築資材や、本県の気候特性に応じた建築資材の確保が必要と認める場合は、国土交通省に対してこれらのあっせんを要請する。

　 (５)　応急仮設住宅の入居

○　市本部長は、仮設住宅の入居者の決定に当たっては、要配慮者の優先入居、コミュニティの維持及び構築に配慮する。

　　　○　県本部長は、市本部長の協力を得て、応急仮設住宅の入居者の選定を行う。ただし、状況に応じて、市本部長に委任して選定することができる。

　　　○　入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から２年以内とする。

　　　○　市本部長は、県本部長が行う応急仮設住宅の管理に協力する。

　 (６)　応援の要請

　　　　　県本部長は、応急仮設住宅の設計、施工、監理に当たる技術職員を確保できない場合は、第９節「相互応援協力」に定めるところにより、国及び他の都道府県等に職員の派遣を要請する。

　 (７)　災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与

　　　　　災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は第13節「災害救助法の適用」に定めるところによる。

　２　住宅の応急修理

　 (１)　対象者

　　　　　住宅の応急修理は、次に掲げる者に対して行う。

　　　　ア　住家が半壊又は半焼したため、当面の日常生活を営むことのできない世帯

　　　　イ　自己の資力では住宅の応急修理を行うことのできない世帯

　　　　ウ　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した世帯

　 (２)　対象者の調査、選考

　　　　　市本部長は、住宅の被害確定の日から５日以内に、応急修理の供与対象者について調査選考する。

　 (３)　修理の範囲

　　　　　修理の範囲は、居室、炊事場、便所等当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

　 (４)　修理期間

　　　○　修理期間は、災害発生の日から１か月以内とする。

　　　○　市本部長は、１か月以内に修理することができないと認める場合は、県本部長に対して期間延長の申請をし、県本部長が内閣総理大臣の同意を得たときは期間を延長する。

　 (５)　災害救助法を適用した場合の住宅の応急修理

　　　　　災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第12節「災害救助法の適用」に定めるところによる。

　３　公営住宅等への入居のあっせん

　　○　県本部長及び市本部長は、公営住宅への入居資格を有する者に対し、公営住宅等のあっせんを行うとともに、自らが管理する公営住宅への入居について速やかに手続きを行う。

　　　　また、公営住宅等への入居に係る特例を定めた「被災市街地復興特別措置法」が適用される場合には、他の都道府県等の公営住宅等も含めて入居のあっせんを行う。

　　○　県本部長及び市本部長は、要配慮者の入居を優先する。

　　○　県本部長は、県営住宅、市営住宅等の入居状況を把握し、市本部長に対して情報の提供を行う。

　　○　県本部長は、県内の公営住宅等では不足する場合は、第９節「相互応援協力」に定めるところにより、他の都道府県等に対して、被災者の一時受入れのための施設の提供及びあっせんを要請する。

　４　被災者に対する住宅情報の提供

　　○　県本部長は、必要に応じ、市本部長を通じ被災者に対して活用可能な民間住宅の情報提供を行う。

　　○　市本部長は、応急仮設住宅への入居手続、被災住宅の応急修理に係る申請手続、技術指導及び各融資制度の相談、提供可能な公営住宅情報等及び地震等により被災した建築物の応急危険度判定制度の周知を図るため、相談窓口を設置するとともに、各種広報活動を通じて、被災者への周知を図る。

　５　被災宅地の危険度判定

県本部長は、宅地が広範囲に被災したことによる二次災害を防止するため、次により被災宅地の危険度判定の支援を要請する。

(１)　被災宅地危険度判定士の招集

○　県本部長は、市本部長から支援要請を受けた場合は、事前に登録した被災宅地危険度判定士に対して、協力を要請する。

　　　○　県本部長は、必要と認めた場合は、他の都道府県に対して被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

(２)　被災宅地危険度判定士の業務

　　　　 被災宅地危険度判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

　　　　ア　「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごと調査票に記入し、判定を行う。

　　　　イ　宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の３区分に判定する。

　　　　ウ　判定結果は、当該宅地の見易い場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 表示方法 |
| 危険宅地 | 赤のステッカーを表示する。 |
| 要注意宅地 | 黄のステッカーを表示する。 |
| 調査済宅地 | 青ステッカーを表示する。 |

(３)　市本部長の措置

　　　　　市本部長は、被災宅地危険度判定を円滑に実施するため、次の措置を行う。

　　　　ア　市本部長が判定実施を決定したときは、災害対策本部の下に実施本部を設置し、判定業務に当たる。

　　　　イ　実施本部は、以下の業務に当たる。

　　　　　①　宅地に係る被害情報の収集

　　　　　②　判定実施計画の作成

　　　　　③　宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成

　　　　　④　判定結果の調整及び集計並びに市本部長への報告

　　　　　⑤　判定結果に対する住民等からの相談への対応

　　　　　⑥　その他判定資機（器）材の配付

(４)　被災宅地危険度判定士の登録

○　県本部長は、市町村の協力を得て、危険度判定に関する講習会を開催し、被災宅地危険度判定士の養成に努める。

　　　○　県本部長は、講習会の受講者を対象として、被災宅地危険度判定士の登録及び更新に関する事務を行う。

６　被災建築物の応急危険度判定

県本部長は、被災建築物の倒壊等による二次災害を防止するため、事前に登録した応急危険度判定士の協力を得て、次により建築物の応急危険度判定を行う。

(１)　応急危険度判定士の招集

○　県本部長は、必要と認めた場合又は市本部長からの要請があった場合は、事前に登録している応急危険度判定士に対して、建築物の応急危険度判定を要請する。

　　　○　市本部長は、必要と認めた場合、県本部長を通じ、他の都道府県に対して応急危険判定士の派遣を要請する。

　（２）応急危険度判定士の業務

　　　　　応急危険度判定士は、次により建築物の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

ア　主として目視等により被災建築物を調査する。

イ　建築物の被害程度に応じて、「危険」、「要注意」、「調査済」の３区分に判定する。

ウ　判定結果は、建築物の所有者の注意を喚起できる場所に表示する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 区分 | 表示方法 |  |
| 危険 | 赤紙を貼る |
| 要注意 | 黄紙を貼る |
| 調査済 | 緑紙を貼る |

　（３）市本部長の措置

　　　　　市本部長は、応急危険度判定を円滑に実施するため次の措置を行う。

　　　　ア　優先して応急危険度判定を行う必要のある建築物の選定

　　　　イ　地図の提供

　　　　ウ　その他応急危険度判定活動に要する資機材の提供

　（４）応急危険度判定士の登録

　　　○　県本部長は、応急危険度判定を行う建築技術者を養成するため、県内に住所を有する建

　　　　築技術者を対象に講習会を開催する。

　　　○　県本部長は、講習会の受講者を対象として、災害時における建築物危険度判定活動への参加の意思を有する者を応急危険度判定士として認定し、登録する。

　　　○　県本部長は、応急危険度判定士登録に係る台帳を作成し、保管する。

第１９節　感染症予防

**第１　基本方針**

　　被災地域における感染症の発生を未然に防止するとともに、感染症のまん延を防止するため、関係機関との連携の下に、必要な措置を講じる。

**第２　実施機関（責任者）**

|  |  |
| --- | --- |
| 実施機関 | 担当業務 |
| 市本部長 | 県本部長の指導、指示に基づく被災地域の消毒その他の措置等の実施 |
| 県本部長 | １　市本部長に対する感染症予防上必要な指示、指導  ２　感染症の発生の状況及び動向の把握、積極的疫学調査等の実施 |
| 陸上自衛隊岩手駐屯部隊 | 災害派遣要請に基づく感染症予防上必要な措置 |

**第３　実施要領**

　１　感染症予防活動の実施体制

　 (１)　消毒班

　　　　　市本部長は、所属職員による「消毒班」を編成し、消毒その他の措置を実施する。

　　　　　１箇班の編成基準は、おおむね、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 人員 |
| 衛生技術者 | １名 |
| 事務職員 | １名 |
| 作業員 | ３名 |

　 (２)　疫学調査班及び疫学調査協力班

県本部長は、地方支部保健環境班において「疫学調査班」を編成し、感染症の発生の状況及び動向の把握、積極的疫学調査等を実施する。また、市本部長は、「疫学調査協力班」を編成し、疫学調査班に協力する。

　　　　　１箇班の編成基準は、おおむね、次のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 疫学調査班 | | 疫学調査協力班 | |
| 区分 | 人員 | 区分 | 人員 |
| 医師 | １名 | 看護師又は保健師 | １名 |
| 看護師又は保健師 | １名 | 助手 | １名 |
| 助手 | １名 |  |  |

　 (３)　感染症予防班

市本部長は、県本部長の指示に基づき、災害の規模及び状況に応じ、適当な人数の感染症予防班を編成し、感染症情報の収集・広報及び臨時予防接種を実施する。

　２　感染症予防用資機材の調達

　　○　市本部長は、あらかじめ、関係業者、団体と協力協定を締結するなど、感染症予防用資機材の確保を図る。

　　○　市本部長は、必要な感染症予防用資機材を調達することができない場合は、次の事項を明示し、地方支部保健医療班長を通じて、県本部長にその調達又はあっせんを要請する。

|  |
| --- |
| ア　感染症予防用資機材の調達数量　　　　　ウ　調達希望日時  イ　送付先　　　　　　　　　　　　　　　　エ　その他参考事項 |

　３　感染症情報の収集及び広報

　　○　県本部長及び市本部長は、感染症予防班、地区衛生組織その他の関係機関の協力を得て、感染症又はその疑いのある患者の発見、その他感染症に関する情報の把握に努める。

　　○　市本部長は、第５節「広報広聴」に定める広報媒体に加え、次の方法により感染症に関する広報を実施する。

|  |
| --- |
| ア　疫学調査、健康診断、消毒の実施など被災者と接する機会を通じての広報  イ　避難所、仮設住宅等の巡回を通じて個々の被災者に対して行う広報 |

　４　感染症予防活動の指示等

　　　　市本部長は、感染症予防上必要があると認める場合は、災害の規模及び状況に応じ、範囲、期間を定めて、県本部長の指示に基づき消毒その他の措置等を実施する。

　　　　特に、被害が激甚な地域に対しては、県本部又は地方支部保健医療班の協力を得て必要な措置を取る。

|  |
| --- |
| ア　清潔方法及び消毒方法の施行  （感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第２７条）  イ　ねずみ族、昆虫等の駆除（同上第２８条）  ウ　生活の用に供される水の供給（同上第３１条）  エ　臨時予防接種（予防接種法第６条） |

　５　実施方法

　 (１)　感染症の発生の状況及び動向の把握（サーベイランス）(疫学調査班及び疫学調査協力

班)

○　県本部長は、医療機関、医療救護班、避難所等の協力により、臨時のサーベイランス体制を構築し、集団感染等の兆候を早期に探知する。

○　県本部長は、サーベイランスにより得られた情報を、市町村、医療関係機関等の関係者に定期的に情報を提供する。

　 (２)　積極的疫学調査（疫学調査班及び疫学調査協力班）

県本部長は、サーベイランスにより得られた情報により、集団感染が疑われ、感染拡大のおそれがあると認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条の規定に基づき、疫学調査を実施し、感染拡大の防止を図る。

　 (３)　健康診断（疫学調査班及び疫学調査協力班）

県本部長は、疫学調査班により、必要があると認める地域の住民に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条第１項の規定に基づく健康診断を実施する。

　 (４)　清潔方法（消毒班）

市本部長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び第20節「廃棄物処理・障害物除去」に定めるところにより、道路、溝渠、公園等公共の場所を中心として、ごみ、し尿の処理等を実施するとともに、被災地及びその周辺地域の住民に清潔方法を実施させる。

　 (５)　消毒方法（消毒班）

市本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条の規定に基づき、同法施行規則第14条の定めるところにより、県本部長が指示した場所について、消毒を実施する。

　 (６)　ねずみ族、昆虫等の駆除（消毒班）

市本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第28条の規定により、県本部長が定めた地域内において、同法施行規則第15条の規定に定めるところにより、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

　 (７)　生活の用に供される水の供給（消毒班）

市本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条の規定に基づき、第17節「給水」に定めるところにより、生活の用に供される水の供給を行う。

　　　　　なお、生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度の被災の場合は、第17節「給水」に定めるところにより対応するとともに、井戸水、水道水の衛生的処理について指導する。

　 (８)　臨時予防接種（感染症予防班）

　　　　　市本部長は、臨時予防接種を実施し、これができない場合は、県本部長にその実施を求める。

(９)　患者等に対する措置（疫学調査班及び疫学調査協力班）

　　　　　県本部長は、被災地域に一類感染症又は二類感染症の患者が発生した場合は、次の措置をとる。

　　　　ア　患者輸送車、トラック、舟艇、ヘリコプター等を利用し、速やかに感染症指定医療機関に収容する。

　　　　イ　交通途絶のため、感染症指定医療機関に収容することができないときは、被災地域以外の場所の感染症指定医療機関に収容する。

　　　　ウ　止むを得ない理由により感染症指定医療機関に収容することができない患者等に対しては、感染症指定医療機関以外の医療機関であって、県本部長が適当と認める医療機関に収容する。

(10)　避難所における感染症予防活動（主に感染症予防班及び疫学調査班）

　　　○　市本部長又は県本部長は、週に１回以上避難所を巡回し、次の方法により感染症予防に

ついて指導等を行う。

　　　　ア　避難者の健康状態を１日１回以上確認する。

　　　　イ　避難所の自治組織等を通じて、感染症予防についての指導の徹底を図る。

　　　　ウ　避難所の給食従事者は、健康診断を終了した者をできるだけ専従とする。

　　　　エ　飲料水等については、消毒班又は地方支部保健医療班において水質検査を実施し、消毒措置の指導を行う。

○　市本部長は、避難所における過密抑制に配慮する。

　 (11)　市が感染症予防活動を実施できない場合の措置

　県本部長は、激甚な被害により、市本部長が行うべき消毒その他の措置を実施できず、あるいは実施しても完全な措置ができないと認めた次の事項について実施する。

|  |
| --- |
| ア　清潔方法及び消毒方法の施行　　　　ウ　生活の用に供される水の供給  イ　ねずみ族、昆虫駆除等の実施　　　　エ　患者の輸送措置 |

第２０節　廃棄物処理・障害物除去

**第１　基本方針**

　１　災害によって一時的に発生する大量の廃棄物及び災害後に被災地域から恒常的に発生する廃棄物を、迅速かつ円滑に処理し、被災地における環境衛生の確保を図る。

　２　ごみ処理施設、し尿処理施設等が損壊した場合における処理について、他の自治体等との連携による広域的な処理体制の確立及び廃棄物処理業者団体等との連携を図る。

　３　被災住民の日常生活に直接障害となっている障害物及び道路、河川、港湾、空港等の利用の障害となっている障害物を、迅速かつ円滑に除去し、被災者の保護、交通の確保等を図る。

　４　廃棄物の処理及び障害物の除去を実施する機関は、当該処理及び除去を迅速かつ円滑に実施することができるよう、各機関間の連携を図る。

**第２　実施機関（責任者）**

　１　廃棄物処理

|  |  |
| --- | --- |
| 実施機関 | 担当業務 |
| 市本部長 | 廃棄物の処理及び清掃全般 |
| 県本部長 | 市本部長の行う廃棄物の処理及び清掃に対する必要な指導、助言及びあっせん |

２　障害物除去

|  |  |
| --- | --- |
| 実施機関 | 担当業務 |
| 市本部長 | １　被災者の日常生活に直接障害となっている障害物の除去  ２　緊急輸送の確保及び災害の拡大防止の障害となっている障害物の除去 |
| 県本部長 | １　市本部長が行う障害物の除去に対する応援、協力  ２　県が管理する道路、河川等関係施設に係る障害物の除去 |
| 東北地方整備局岩手河川国道事務所 | 所管する道路、河川等関係施設に係る障害物の除去 |
| 陸上自衛隊岩手駐屯部隊 | 災害派遣要請に基づく障害物の除去 |
| 東日本高速道路㈱東北支社(盛岡、北上管理事務所) | 所管する高速自動車道路関係施設に係る障害物の除去 |

**第３　実施要領**

　１　廃棄物処理

　 (１)　処理方法

　　　○　市本部長は、被災地域における建築物の倒壊等による廃棄物及び一般生活による排出物等の種類（大きさ、可燃性、腐敗性等）及び排出量を把握する。

　　　○　市本部長は、あらかじめ、廃棄物の種類ごとに収集順位、集積場所、収集運搬方法、処理方法、最終処分地等を定める。

　　　○　廃棄物の収集は、次の施設を優先して行う。

|  |
| --- |
| ア　医療施設　　　　イ　社会福祉施設　　　　ウ　避難所 |

　　　○　市本部長は、関係機関と連携を図り、次により廃棄物処理を行う。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 処理内容 |
| 第１次対策 | ア　一般家庭から排出される生活ごみ、破損家財ごみ、火災ごみ等の生活衛生上、速やかに処理を必要とするごみについて処理を行う。  イ　最終処分場等での大量処分が困難である場合においては、臨時ごみ集積所を確保の上、ごみ収集が可能になった時点から収集する。 |
| 第２次対策 | 災害廃棄物仮置場に搬入されたごみについては、第１次対策が終了後、中間処理(破砕・選別・焼却等)を行い、最終処分地等へ搬入する。 |
| 第３次対策 | ア　倒壊建築物等の解体工事及びこれに伴う廃棄物の運搬は、原則として当該建築物の所有者が行う。  イ　搬入された倒壊家屋等の廃棄物については、第２次対策終了後、関係機関の協力を得て、速やかに処理を行う。 |

　　　○　市本部長は、災害廃棄物処理に当たっては、可能な限り再生利用及び減量化するよう努める

○　事業者は、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物について、自己処理し、又は他の産業廃棄物処理業者若しくは特別管理産業廃棄物処理業者に委託して処理する。

　　　○　事業者は、自己処理又は委託処理が困難なときは、市本部長に報告し、処理方法について指示を受ける。

　 (２)　廃棄物収集運搬用資機材の確保

　　　○　市本部長は、あらかじめ、地域内の廃棄物処理業者と応援協定を締結するなど、ごみ収集車、大型ダンプ車、大型ブルドーザー、トラクタショベル、バックホー等の廃棄物収集運搬用資機材の確保を図る。

　　　○　市本部長は、自らの廃棄物処理施設が被災し、又は処理能力を上回ったこと等により、廃棄物処理ができない場合においては、近隣市町村の廃棄物処理施設にその処理を依頼する。

　　　○　市本部長は、必要な廃棄物収集運搬用資機材を調達できない場合は、次の事項を明示し、地方支部福祉環境班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 明示事項 |
| 廃棄物収集運搬用資機材の調達及びあっせん要請 | 資機材の種類、数量、送付先、調達希望日時、その他参考事項 |
| 廃棄物収集運搬要員のあっせん要請 | 人員、期間、場所、その他参考事項 |

(３)　災害廃棄物仮置場の確保

　　　○　市本部長は、中間処理施設(破砕・選別・焼却等)や最終処分地への搬入が困難な廃棄物を一時的に集積するため、衛生環境に支障のない公有地等を利用して、災害廃棄物仮置場を確保するものとし、あらかじめ、所有者、管理者等と調整する。

(４) 災害廃棄物仮置場の衛生保持

　　　○　市本部長は、必要に応じて薬剤散布などの消毒を実施し、災害廃棄物仮置場、中間処理施設(破砕・選別・焼却等)及び最終処分地の清潔保持に努める。

　　　○　消毒方法については、第19節「感染症予防」に定めるところによるものとし、消毒班と連携して行う。

　 (５)　住民等への協力要請

　　　○　　市本部長は、必要と認めるときは、被災住民、自主防災組織等の住民団体及びボランティア組織に対して、廃棄物の運搬等について協力を求める。

　　　○　市本部長は、社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。また、地方公共団体は、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

　２　し尿処理

　 (１)　処理方法

　　　○　市本部長は、被災地域における建築物の倒壊及びライフラインの損壊により、し尿処理が困難であり、これを放置することにより環境衛生上著しく支障が生じるおそれのある世帯数等を把握する。

　　　○　市本部長は、あらかじめ、し尿及び浄化槽汚泥について、処理順位、収集運搬方法、処理方法、処分地等を定める。

　　　○　し尿処理は、次の施設を優先して行う。また、倒壊家屋、焼失家屋等の汲取り式便槽のし尿については、早急にその処理を行う。

|  |
| --- |
| ア　医療施設　　　　イ　社会福祉施設　　　　ウ　避難所 |

　　　○　市本部長は、被災地域における環境衛生の確保を図るため、関係機関との連携を図り、次により、し尿処理を行う。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | し尿処理の方法 |
| 医療施設  福祉施設  避難所 | ア　施設内のトイレが使用不可能の場合は、仮設トイレ又は簡易トイレを設置する。  イ　便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。  ウ　バキュームカーにより、し尿処理を行う。 |
| 地区 | ア　住宅での生活確保と地域の衛生環境を維持するため、公園等に臨時貯留場所又は共同の便槽付きの仮設トイレを設置する。  イ　便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。  ウ　バキュームカーにより、し尿処理を行う。 |
| 一般家庭 | ア　水道給水管の損壊等により水洗トイレの使用が不可能になった場合は、溜置きした風呂おけ等の水を利用する。  イ　地区内に設置された仮設トイレを利用する。  ウ　便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。  エ　バキュームカーにより、し尿処理を行う。 |
| 事業所 | ア　仮設トイレ又は簡易トイレを設置する。  イ　便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。  ウ　バキュームカーにより、し尿処理を行う。 |

　 (２)　し尿処理用資機材の確保

○　市本部長は、あらかじめ、地域内のし尿処理業者、リース業者等と応援協定を締結するなど、仮設トイレ、簡易トイレ、バキュームカー等のし尿処理用資機材の確保を図る。

○　市本部長は、自らのし尿処理施設が被災し、又は処理能力を上回ったこと等により、し尿処理ができない場合においては、近隣市町村のし尿処理施設にその処理を依頼する。

○　市本部長は、必要なし尿処理用資機材を調達できない場合は、次の事項を明示し、地方支部福祉環境班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 明示事項 |
| し尿処理用資機材の調達及びあっせん要請 | 資機材の種類、数量、送付先、調達希望日時、その他参考事項 |
| し尿処理要員のあっせん要請 | 人員、期間、場所、その他参考事項 |

　３　障害物除去

　 (１)　処理方法

　　　○　市本部長及び道路、河川、空港の管理者（以下、本節中「道路等の管理者」という。）は、所属職員等による「障害物除去班」を編成し、所属の障害物除去用資機材を活用して障害物を除去する。

　　　○　障害物の除去は、次の障害物を優先して除去する。

　　　　ア　災害応急対策の障害となっている緊急輸送道路並びに防災拠点等及び避難所に至る道路にある障害物

　　　　イ　防災拠点等にあり、応急対策の障害となっている障害物

　　　　ウ　被災地住民の日常生活の直接の障害となっている障害物

　　　　エ　放置することにより災害を拡大するおそれのある障害物

　　　○　市本部長及び道路等の管理者は、次により障害物を処理する。

　　　　ア　住居関係障害物の除去

　　　　　○　市本部長は、「障害物除去対象者名簿」を作成し、障害物を除去する。

　　　　　○　災害救助法が適用された場合における障害物の除去に係る対象、費用の限度額、期間等は、第13節「災害救助法の適用」に定めるところによる。

　　　　　　　なお、災害救助法が適用されない場合においても、災害対策基本法第62条の規定に基づき、災害救助法の適用時に準じて、障害物の除去を行う。

　　　　イ　道路関係障害物の除去

　　　　　○　市本部長及び道路管理者は、その所管する道路上の障害物の状況をパトロール等により把握し、相互に連絡を行い、協力して障害物を除去する。

○　市本部長及び道路管理者は、道路上の障害物の状況を、第４節「情報の収集・伝達」に定めるところにより、県本部長に報告する。

　　　　ウ　河川関係障害物の除去

河川管理者は、河川の機能を確保するため、関係機関と協力し、土砂、流出油等の障害物を除去する。

　　　　エ　空港関係障害物の除去

　　　　　 　空港管理者は、航空機の運航の障害となるものを優先して除去する。

　 (２)　障害物除去用資機材の確保

　　　 　市本部長及び道路等の管理者は、自ら保有する障害物除去用資機材について適正に配置、保管するとともに、あらかじめ、関係業者、団体と応援協定を締結するなど、障害物除去用資機材の確保を図る。

　 (３)　応援の要請

　　　○　市本部長は、障害物の除去ができない場合は、次の事項を明示して、近隣市町村長又は地方支部保健医療班長若しくは土木班長を通じて県本部長に、応援を要請する。

|  |
| --- |
| ア　障害物除去に必要な職種及び人員　　　　　エ　障害物除去地域、区間  イ　障害物除去用資機材の種類・数量　　　　　オ　その他参考事項  ウ　応援を要する期間 |

　　　○ 県本部長は、要請を受けた場合は、次の措置を取る。

ア　所管地方支部土木班長に対して応援を指示し、その有する障害物除去用資機材及び要員を投入して、障害物の除去にあたる。

イ　所管地方支部土木班だけでは除去できない場合は、隣接地方支部長又は他の市町村長に対して応援を指示し、又は要請する。

ウ　県内だけでは、障害物を処理できない場合は、岩手県地域防災計画に定めるところにより、国、都道府県等に障害物除去用資機材の調達・あっせん若しくは障害物の広域処理を要請し、又は、自衛隊の災害派遣を要請する。

　　　○　道路等の管理者は、障害物の除去ができない場合は、次の事項を明示して、相互に、あるいは、市町村本部長又は県本部長に対して、応援を要請する。

|  |
| --- |
| ア　障害物除去に必要な職種及び人員　　　　　エ　障害物除去地域、区間  イ　障害物除去用資機材の種類・数量　　　　　オ　その他参考事項  ウ　応援を要する期間 |

　 (４)　障害物の臨時集積所の確保

　　　○　市本部長及び道路等の管理者は、あらかじめ、除去した障害物を集積する場所を選定する。

　　　○　臨時集積場所は、おおむね、次の事項に配慮して、選定する。

　　　　ア　障害物の搬入に便利で、地域住民の衛生及び日常生活に影響の少ない公有地を選定する。

　　　　イ　公有地を選定できないときは、アに準じて私有地を選定し、あらかじめ、所有者との調整を行う。

　　　○　市本部長は、災害発生後、臨時集積場所を確保できないときは、災害対策基本法第64条第１項及び同法施行令第24条の規定により、他人の土地を、一時使用する。

　 (５)　除去後の障害物の処理

　　　○　市本部長等は、土砂、がれきについては、汚水の浸透した土砂等の消毒を行い、次の場所に集積する。

　　　　ア　臨時集積場所

　　　　イ　住民の日常生活又は農林水産業その他の生産活動に支障がない場所

　　　　ウ　埋立予定地

　　　○　市本部長等は、所有者が所有権を放棄し、又は所有者不明の竹木、家具、家財等の可燃物で、加工、修理しても使用できないと認められるものについては、集積場所等で焼却等適切な処理を行う。

　　　○　加工、修理を加えることにより、使用可能な工作物又は物件を除去した場合においては、次の措置を講ずる。

|  |  |
| --- | --- |
| 措置者 | 措置内容 |
| 市本部長 | 災害対策基本法第64条第２項から第６項及び同施行令第25条から27条の定めるところにより、保管その他の措置を講ずる。 |
| 警察官 | 災害対策基本法第64条第８項、第９項及び同施行令第25条から27条の定めるところにより、除去した工作物又は物件の設置されていた地域を管轄する警察署長等に差し出し、警察署長等は、保管その他の措置を講ずる。 |

　４　災害救助法を適用した場合の障害物除去

　　 　災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第13節「災害救助法の適用」に定めるところによる。

　５　建築物等の石綿の飛散及び有害物質の漏えい防止

建築物等への被害があり、石綿の飛散及び有害物質の漏えいが懸念される場合は、環境省、

県及び市又は事業者は、石綿の飛散及び有害物質の漏えいを防止するため、施設の点検、応急

措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

第２１節　行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬

**第１　基本方針**

　　各実施機関相互の協力体制のもとに、災害による行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋葬を迅速かつ円滑に行う。

**第２　実施機関（責任者）**

|  |  |
| --- | --- |
| 実施機関 | 担当業務 |
| 市本部長 | １　行方不明者、遺体の捜索  ２　遺体収容所の確保及び遺体の処理  ３　身元不明の遺体の一時安置  ４　遺体の埋葬 |
| 県本部長 | １　行方不明者の捜索、遺体の検視  ２　災害救助法適用時における遺体の捜索、処理、埋葬の最終処理 |
| 陸上自衛隊岩手駐屯部隊 | 災害派遣要請に基づく行方不明者の捜索 |
| 日本赤十字社岩手県支部 | 災害救助法の適用時における遺体の処理及び埋葬に関する協力 |
| (一社)岩手県医師会  (一社)花巻市医師会 | 遺体の検視、身元確認及び処理に関する協力 |
| (一社)岩手県歯科医師会  花巻市歯科医師会 |

**第３　実施要領**

　１　行方不明者及び遺体の捜索

　 (１)　捜索の手配

　　　○　市本部長は、災害により行方不明者が発生した場合は、正確な情報の収集に努め、次の事項を明らかにして、地方支部警察署班長に捜索の手配を行うとともに、手配した内容等を地方支部総務班長を通じて、県本部長に報告する。

　　　　ア　行方不明者の住所、氏名、年齢、身体的特徴、着衣、携帯品等

　　　　イ　上記の事項が明らかでないときは、行方不明者が発生した地域及び行方不明者数

○　市本部長は、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県本部長に連絡する。

○　市本部長は、行方不明者として把握した者が外国人の場合には、県本部長に連絡する。

○　行方不明者の捜索のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続きは、第10節「自衛隊災害派遣要請」に定めるところによる。

　 (２)　捜索の実施

　　　○　市本部長は、多数の行方不明者が発生した場合においては、所属職員、消防団員により捜索班を編成し、行方不明者の捜索及び遺体の収容を行う。

　　　○　市本部長は、必要に応じて自主防災組織等の住民組織及びボランティア団体に対して、捜索班への協力を要請する。

　　　○　市本部長は、必要に応じて地方支部警察署班長に対して、航空機等による広域的な捜索の実施を要請する。

○　捜索班員及び警察官は、行方不明者を発見し、その者が生存している場合は、ＤＭＡＴ又は医療救護班に連絡して、直ちに応急医療を行い、医療機関に搬送する。

　　　○　捜索班員及び警察官は、遺体を発見した場合は、次の措置をとる。

　　　　ア　遺体を発見し、その状態について、犯罪に関する疑いがある場合においては、速やかに警察官に通報するとともに、遺体及び遺体の発見場所を保存する。

　　　　イ　遺体を発見し、又は住民から発見の通報を受けたときは、警察官に通知する。その際、発見場所、発見状況等が分かるよう、可能な限り写真撮影又は簡易な図面を作成するほか、所持品等身元確認資料を確実に保全する。

　 (３)　検視の実施

　　　○　警察官は、遺体を発見し、又は住民から遺体発見の通報を受けた場合は、原則として現地において検視を行うものとし、あらかじめ、検視に要する資機材を整備する。

　　　○　警察官は、多数の遺体が発見され、現地での検視が困難である場合は、市本部長に通知の上、遺体収容所に搬送し、検視を行う。この場合において、身元確認作業等については、必要に応じ歯科医師の協力を得るものとする。

　２　遺体の収容

　　○　遺体の収容は、捜索班が行う。ただし、家族等が収容しようとするときは、次の措置が終わった後に収容させる。

|  |
| --- |
| ア　異常遺体に関する検視　　　イ　医師の検案　　　ウ　遺体請書の徴収 |

　　○　市本部長は、災害によって多数の死者が発生し、現地における遺体の処理が困難であると認めるときは、遺体収容所を設置する。

　　○　遺体収容所を設置するときは、次の事項に留意の上、施設の管理者の合意を得て、可能な限り施設の確保を図る。

　　　ア　病院、診療所、寺院、教会、その他遺体の状態を公衆の面前にさらさない場所を選定する。

　　　イ　遺体の洗浄、縫合等の遺体の処理作業に便利なところを選定する。

　　　ウ　遺体の検視、身元確認が容易に行える場所を選定する。

　　　エ　遺体の数に相応する施設であること。

　　　オ　できるだけ駐車場があり、かつ、長期間使用できる施設であること。

　３　遺体の処理

　　○　市本部長は、災害によって多数の死者が発生した場合においては、医師、看護師等により遺体処理班を編成し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置をとる。

　　○　遺体処理用資機材を事前に準備できない場合は、従事する医療機関関係者（医療機関）の資機材を使用するものとし、資機材が不足したときは、市において調達する。

　　○　市本部長は、遺体処理用資機材の調達ができない場合は、地方支部保健医療班長を通じて県本部長に調達又はあっせんを要請する。

　４　遺体の埋葬

市本部長は、埋葬用品等の調達ができない場合は、地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に調達又はあっせんを要請するものとし、災害の規模により大量の埋葬用品等を早急に必要とするときは、直接、県本部長に対し、調達又はあっせんを要請する。

　５　遺体埋葬の広域調整

市本部長は、遺体の埋葬量が自らの火葬能力を上回ること等により、自ら火葬できない場合にあっては、地方支部保健医療班長を通じて県本部長に広域火葬を要請する。

〔資料編：火葬場の現況〕

　６　災害救助法を適用した場合の死体の捜索、処理及び埋葬

災害救助法が適用された場合における対象、費用の限度額、期間等は、第13節「災害救助法の適用」に定めるところによる。

第２２節　応急対策要員確保

**第１　基本方針**

　　災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、必要な応急対策要員（以下、本節中「要員」という。）の確保を図る。

**第２　実施機関（責任者）**

|  |  |
| --- | --- |
| 実施機関 | 担当業務 |
| 市本部長 | １　要員の確保  ２　災害現地における防災関係機関相互の要員の調整 |
| 県本部長 | １　要員の確保  ２　防災関係機関相互の要員の調整 |
| 各防災関係機関 | 要員の確保 |

**第３　実施要領**

　１　要員の確保

　　　災害応急対策の各実施機関における要員の確保は、次の場合に行う。

ア　所属職員、他の機関からの応援職員、自主防災組織等の住民組織及び防災ボランティア等によっても要員に不足を生じるとき。

　　イ　他の機関からの応援職員等による支援を待つ余裕がないとき。

　２　確保の方法

　　　防災関係機関は、次の事項を明示して、岩手労働局長に要員の確保を申込む。

|  |
| --- |
| ア　目的　　　　　　ウ　必要技能及び人員　　　オ　就労場所  イ　作業内容　　　　エ　期間　　　　　　　　　カ　その他参考事項 |

３　要員の従事命令等

(１)　従事命令の執行者及び種類

従事命令及び協力命令は、災害対策基本法等に基づき、要員が確保できない場合において、災害応急対策を実施するために、特に必要があると認めるときに行う。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 執行者 | 対象作業 | 命令区分 | 根拠法令 |
| 市本部長 | 災害応急対策作業全般 | 従事命令 | 災害対策基本法第65条第１項 |
| 警察官 | 災害対策基本法第65条第2項  警察官職務執行法第4条 |
| 市本部長 | 災害救助作業 | 協力命令 | 災害救助法第30条により知事の職権の一部が委任されたとき |
| 消防吏員又は消防団員 | 消防作業 | 従事命令 | 消防法第29条第５項 |
| 救急隊員 | 協力命令 | 消防法第35条10 |
| 水防管理者 | 水防作業 | 従事命令 | 水防法第24条 |
| 水防団長又は消防機関の長 |

(２)　命令の対象者

|  |  |
| --- | --- |
| 作業区分 | 対象者 |
| 災害応急対策作業 | １　医師、歯科医師又は薬剤師  ２　保健師、助産師又は看護師  ３　土木技術者又は建築技術者  ４　大工、左官又はとび職  ５　土木業者又は建築業者及びこれらの従事者  ６　地方鉄道業者及びその従事者  ７　自動車運送業者及びその従事者  ８　港湾運送業者及びその従事者 |
| 災害救助作業(協力命令) | 救助を要する者及びその近隣の者 |
| 災害応急対策作業（災害対策基本法による市長、警察官の従事命令） | 区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者 |
| 消防作業 | 火災の現場付近にある者 |
| 水防作業 | 区域内に居住する者又は水防の現場にある者、災害により生じた事故の現場付近にある者 |
| 災害応急対策作業（警察官職務執行法による警察官の従事命令） | その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者 |

(３)　公用令書の交付

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 交付者 | 命令区分 | 交付事由 | 根拠法令 |
| 市本部長  県本部長  指定（地方）  行政機関の長 | 従事命令 | ア　命令を発するとき。  イ　発した命令を変更するとき。  ウ　発した命令を取消すとき。 | 災害対策基本法第81条第1項  災害救助法第7条第4項において準用する同法第5条第2項 |

(４)　損害補償

従事命令又は協力命令（災害対策基本法によるものを除く。）による従事者が、その作業により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は障がいの状態となった場合においては、法令の定めるところにより損害を賠償する

(５)　その他

公用令書の交付を受けた者が、やむを得ない事故により作業に従事することができない場合は、次に掲げる書類を添付して、市本部長に届け出る。

ア　負傷又は疾病による場合は、医師の診断書

　　　イ　負傷又は疾病以外による場合は、市長、警察官その他適当な公務員の証明書

　４　災害救助法を適用した場合の要員の確保

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等については、第13節「災害救助法の適用」に定めるところによる。

第２３節　文教対策

**第１　基本方針**

　１　災害により通常の学校教育を実施することが困難となった場合においても、教育施設及び教職員を確保の上、応急教育を実施する。

　２　災害により教科書、学用品等（以下、本節中「学用品等」という。）を喪失又は棄損した児童、生徒に対して、就学上の支障をきたさないよう、学用品等の給与を行う。

**第２　実施機関（責任者）**

|  |  |
| --- | --- |
| 実施機関 | 担当業務 |
| 市本部長 | 市立学校における応急教育の実施 |
| 県本部長 | 県立学校における応急教育の実施 |
| 私立学校設置者 | 当該私立学校における応急教育の実施 |

**第３　実施要領**

　１　学校施設の対策

(１)　学校施設の応急対策

　　　　　県本部長及び市本部長は、学校施設について、被害状況の把握に努めるとともに、必要な対策を講じる。

(２)　応急教育予定場所の設定

　　　　　学校が被害を受けた場合においては、その状況に応じて、次により応急教育の場所を確保する。

|  |  |
| --- | --- |
| 被害の状況 | 応急教育予定場所 |
| 校舎等の被害が軽微な場合 | 当該施設の応急措置を行い使用する。 |
| 被害が相当に大きいが、校舎  等の一部が使用可能な場合 | １　特別教室、屋内体育施設等を使用する。  ２　一斉に授業ができない場合は、二部授業を行い、又は市内の他の学校の校舎若しくは地域の公共施設を使用して、分散授業を実施する。 |
| 校舎等が被災により全面的に使用困難な場合 | １　市内の他の学校の校舎又は同一地域内の振興センター等の公共施設を使用する。  ２　校舎敷地又は近隣に仮設校舎を設置することが可能な場合は、これを早急に整備する。 |
| 市内の教育施設の確保が困難な場合 | 他の市町村の学校の校舎又は振興センター等の公共施設等を使用する。 |

(３)　他の施設を使用する場合の手続

　　　　　学校が被災し、授業を行うことが困難であり、又は不可能である場合においては、次の手続きにより、他の学校又は公共施設を使用し、応急教育を実施する。

　　　　ア　市立学校

市立学校が、隣接学校その他公共施設を利用して授業を行う場合は、次の手続きにより当該施設管理者の協力を得る。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 手続 |
| 市内の公共施設を利用する場合 | 市本部において、関係者が協議を行う。 |
| 同一教育事務所管内の他市町村施設を利用する場合 | ①　市本部長は、地方支部教育事務所班長に対して、施設のあっせんを要請する。  ②　地方支部教育事務所班長は、対象施設の区域を管轄する市町村に協力を要請する。 |
| 県立学校の施設を利用する場合 | 地方支部教育事務所班長は、管内に利用すべき施設がない場合、県本部長に対しあっせんを要請する。 |

　　　　イ　県立学校

被災した県立学校の校長は、県本部長に対し、直接、他の施設利用のあっせんを要請する。

　　　　ウ　私立学校

　　　　　○　被災した私立学校の設置者は、自ら学校教育の実施が困難な場合においては、他の私立学校設置者、市本部長又は県本部長に対して、教育施設及び公共施設の利用について協力を要請する。

○　他の学校又は公共施設の使用に係る協力又はあっせん要請は、次の事項を明示して行う。

|  |
| --- |
| ア　あっせんを求める学校名　 ウ　授業予定人員及び室数　オ　その他参考事項  イ　予定施設名又は施設種別　 エ　予定期間 |

　２　教職員の確保

(１)　市立学校

　　　○　災害により被災した小中学校及び義務教育学校において、教職員の増員が必要と認められた場合は、次により教職員を確保する。

　　　　ア　校長は、市本部長に対して教職員の派遣を要請する。

　　　　イ　市本部長は、地方支部教育事務所班長を通じて、県本部長に教職員の派遣又は派遣のあっせんを要請する。

　　　○　市本部長は、上記によっても教職員を確保できない場合においては、県本部長と協議の上、教職員を臨時に採用して、必要な教職員の確保を図る。

　 (２)　県立学校

　　　○　災害により被災した県立学校において、教職員の増員が必要と認められた場合は、次により教職員を確保する。

　　　　ア　校長は、直接、県本部長に対し、教職員の派遣を要請する。

　　　　イ　県本部長は、県本部の職員を派遣し、又は隣接学校の教職員を派遣する。

○　上記によっても教職員を確保できない場合においては、教職員を臨時に採用して、必要な教職員の確保を図る。

　 (３)　私立学校

被災した私立学校の設置者は、自ら学校教育の実施が困難な場合においては、他の私立学校設置者、市本部長又は県本部長に対して、教職員の確保について協力を要請する。

　 (４)　要請の手続

　　　　　教職員の派遣要請は、次の事項を明示して行う。

|  |
| --- |
| ア　派遣を求める学校名　　　　　　　　　　　　エ　派遣要請予定期間  イ　授業予定場所　　　　　　　　　　　　　　　オ　その他必要な事項  ウ　教科別（中学校・義務教育学校・高校）派遣要請人員 |

　３　応急教育の留意事項

応急教育の実施に当たっては、次の事項に留意する。

　　ア　児童、生徒の精神の安定と保健・安全に努める。

　　イ　教科書、学用品等の損失状況を把握し、児童、生徒の学習に支障のないよう配慮する。

　　ウ　教育の場が公民館等学校施設以外のときは、教育方法に留意する。

エ　災害に伴う交通機関の状況又は他の施設利用による通学手段の確保その他の通学に関する事項を考慮する。

オ　授業が不可能となる場合が予想されるときは、家庭学習の方法を講じる。

カ　授業が長期にわたり行うことができないときは、学校と児童、生徒との連絡網の整備を図り指示伝達事項の徹底を図る。

　４　学用品等の給与

(１)　市立学校

　　　○　市本部長は、被災児童、生徒に対して学用品等を給与する。

　　　○　市本部長は、学用品等の給与が困難である場合は、地方支部教育事務所班長を通じて、県本部長に対して学用品等の調達又はあっせんを要請する。

　　　　　なお、調達又はあっせんされた学用品等の輸送は、業者と市本部間の通常の方法によ

る。

　 (２)　県立学校

　　　ア　中学校及び特別支援学校

　　　　　校長は、前記（１）に準じて学用品等を給与する。

　　　イ　高等学校

校長は、災害により教科書を失った生徒の状況をとりまとめの上、学用品等をあっせんする。

　 (３)　私立学校

　　　　　私立学校の設置者は、前記（１）及び（２）に準じて、被災児童、生徒に対して学用品等を給与する。

　 (４)　災害救助法を適用した場合における学用品の給与

　　　　　災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額及び期間等は、第13節「災害救助法の適用」に定めるところによる。

　５　授業料等の減免、育英資金の貸与

○　市本部長は、必要に応じて、被災した児童、生徒に対する学校納付金等の減免を行う。

○　県本部長は、校長を通じて、生徒の被災状況を調査の上、授業料の納入が困難な者に対し、授業料の納入を減免する。

○　被災生徒が育英資金及び奨学金の措置申請を行う場合の手続は、平常時の取扱いに準ずるが、申請に当たっては、り災証明書を添付する。

　６　学校給食の応急対策

　 (１)　給食の実施

　　　　　市本部長、県立学校の校長及び私立学校の設置者（以下、本節中「市本部長等」という。）は、次の事項に留意して、応急給食を実施する。

　　　　ア　給食施設、原材料等が被害を受け、平常の給食ができない場合においても、パン、ミルク等の給食を実施するように努める。

　　　　イ　市本部長は、原材料又はパン、ミルク等の補給が困難な場合は、県本部長に連絡し、その指示を受け、物資の調達を図り、実施する。

　　　　ウ　学校が避難所として使用され、給食施設が避難者用炊出し施設に利用されている場合においては、学校給食と被災者炊出しとの調整を図る。

　 (２)　被害物資対策

　　　　　市本部長は、災害により被害を受けた給食用原材料をとりまとめ、給食実施者に対し、県本部長から指示があるまでの間、これらを保管する。

　７　学校保健安全対策

市本部長等は、次の事項に留意して、災害時における児童、生徒の保健及び安全の確保を図る。

　　ア　欠席児童、生徒の家庭訪問等を行うことにより、事故、疾病の状況を把握する。

イ　学校内において、特に感染症又は中毒が発生した場合においては、校医又は地方支部保健医療班長に連絡し、その判断に基づき給食の停止、休校等の処置をとるとともに、その旨を県本部長に報告する。

ウ　通学道路等の被害状況に応じ、登下校の安全の確保に努める。

エ　各学校で実施している避難訓練及び交通安全教室等の指導事項を遵守するよう指導し、事故の未然防止に努める。

　８　その他文教関係の対策

(１)　社会教育施設、文化施設及び体育施設の対策

　　　 　市本部長は、社会教育施設、文化施設及び体育施設について、被害状況の把握に努めるとともに、必要な対策を講ずる。

　 (２)　文化財の対策

　　　 　市本部長は、文化財保護審議会委員の意見等を参考として、その価値を可能な限り維持するよう、所有者及び管理団体等に対し、次の事項を指示し、指導する。

　　　　ア　文化財の避難

　　　　イ　文化財の補修、修理

　　　　ウ　二次災害からの保護措置の実施

　９　被災児童、生徒の受入れ

市本部長は、被災地の市町村又は都道府県の長から要請があった場合は、可能な限り、被災児童、生徒の受入れを行う。

第２４節　農畜産物応急対策

**第１　基本方針**

　１　被災地域における病害虫の発生及びまん延を予防し、農作物の被害の防止を図る。

　２　家畜の被害を最小限に止めることができるよう、適切な措置及び指導を行う。

**第２　実施機関（責任者）**

|  |  |
| --- | --- |
| 実施機関 | 担当業務 |
| 市本部長 | １　被災地域における病害虫防除実施  ２　家畜、家きん、草地、飼料畑及び畜産施設に係る被害に対する応急措置 |
| 県本部長 | １　病害虫防除に関する必要な指示指導  ２　家畜伝染病緊急予防措置、防疫措置その他の応急措置  ３　家畜診療  ４　飼料及び集乳搬送体制の確保  ５　市本部長が行う畜産応急対策措置に対する指導  ６　市本部長からの畜産応援要請に応じた対策措置 |

**第３　実施要領**

　１　防除対策

　 (１)　防除の実施

　　　○　市本部長は、次の事項を定め、防除措置を講ずる。

|  |
| --- |
| ア　防除時期  イ　防除資機材（航空機、防除機具、農薬、その他）の種類及び数量  ウ　防除体制（人員、車両等の動員、配置） |

　　　○　市本部長は、防除に関する必要な指示、指導を得るため、地方支部農林班長を通じて県本部長に対し応援要請を行う。

　　　○　市本部長は、業務を円滑に実施するために、次の班を編成する。

|  |  |
| --- | --- |
| 班名 | 担当業務 |
| 調査班 | 巡回調査を行い、病害虫の種類、発生区域、発生状況、まん延状況、防除状況等の把握に努める。 |
| 指導班 | 防除組合等の活動促進、防除技術等、防除全般について積極的に指導、普及を行い、病害虫の発生による被害防止に努める。 |

　 (２)　防除資機材の調達

　　　○　市本部長は、必要な資機材、人員、車両等の確保、調達を行う。

　　　○　市本部長は、防除資機材等の確保が困難な場合は、次の事項を明示し、地方支部農林班長を通じて、県本部長にその調達又はあっせんを要請する。

|  |
| --- |
| ア　資機材の種類別数量　　　　　　　　　ウ　調達希望日時（期間）  イ　送付先　　　　　　　　　　　　　　　エ　その他参考事項 |

　２　畜産対策

　 (１)　協力機関

　　　　　市本部長は、次の関係機関の協力を得て、畜産対策を実施する。

|  |
| --- |
| ア　全国農業協同組合連合会岩手県本部　　エ　獣医師会  イ　農業協同組合　　　　　　　　　　　　オ　地域自衛防疫協議会  ウ　農業共済組合 |

　 (２)　家畜診療班及び家畜防疫班の編成

　　　○　地方支部農林班長は、必要に応じて「家畜診療班」及び「家畜防疫班」を編成する。

　　　○　家畜診療班及び家畜防疫班の編成は、次の基準による。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 家畜診療班 | 家畜防疫班 | 備　考 |
| 班長 | １　名 | １　名 |
| 班員 | ５～８名 | ５～８名 |  |
| 事務職員 | １　名 | １　名 |

　 (３)　家畜の診療

　　　○　災害時における家畜の診療は、次の方法により行う。

　　　　ア　家畜の診療は、市本部長が実施するが、それが困難な場合は、地方支部農林班長に応援を要請する。

　　　　イ　家畜診療班は、必要に応じて被災地内に診療詰所を設け、常時待機する。

　　　　ウ　応急診療の範囲は、次による。

|  |
| --- |
| ①　診療　　　②　薬剤又は治療用資器材の支給　　　③　治療等の処置 |

　　　○　地方支部農林班長は、家畜の健康診断が必要と認めた場合は、被災地内に家畜診療班を派遣し、巡回して健康診断に当たる。

　　　○　地方支部農林班長は、必要に応じ、家畜避難所を設置する。

　　　○　地方支部農林班長は、診療実施のため必要な器材、薬品等の所要数量を県本部に報告し、その指示を得る。ただし、通信途絶又は緊急を要する場合は手持品を使用し、又は現地において確保し、県本部に報告する。

　 (４)　家畜の防疫

　　　　　災害時における家畜の防疫は、家畜伝染病予防法及び家畜防疫対策要綱（平成11年4月12日付け11畜Ａ第467号農林水産省畜産局長通達）の関係規定により実施する。

　　　　ア　畜舎等の消毒（家畜伝染病予防法第９条及び第30条）

　　　　　①　地方支部農林班長は、家畜防疫班を被災地域に派遣し、実施する。

　　　　　②　必要な薬剤、器材等については、地方支部農林班の手持品を使用する。

　　　　イ　緊急予防注射の実施（家畜伝染病予防法第６条及び31条）

　　　　　①　地方支部農林班長は、家畜防疫班を被災地域に派遣し、実施する。

　　　　　②　県本部長は、時期を失しないよう、ワクチン等の確保に努める。

　　　　ウ　その他の防疫措置

　　　　　　地方支部農林班長は、家畜の死亡、家畜伝染病のまん延の防止等の措置が必要と認めた場合は、家畜伝染病予防法の定めるところにより実施する。

　 (５)　家畜の避難

　　　　　水害による浸水等災害の発生が予想され、又は発生したときの家畜の避難は、次の方法により行う。

　　　　ア　市本部長は、地方支部農林班長から連絡を受け、又は家畜を避難させる必要を認めたときは、家畜飼育者等に家畜を避難させるよう指導する。

　 (６)　飼料等の確保

　避難家畜に対する飼料、藁等が現地において調達できないときは、次の方法により確保　する。

　　　　ア　市本部長は、地方支部農林班長に確保のためのあっせんを要請する。

　　　　イ　要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

|  |
| --- |
| ①　要請する飼料の種類及び数量　　　　　　③　その他必要事項  ②　納品又は引継の場所及び時期 |

　 (７)　青刈飼料等の対策

　　　　　市本部長は、風水害により飼料作物、牧草等が被害を受けた場合は、次の応急措置を実施する。

　　　　ア　全滅又は回復の見込みがない場合は、速やかに再播措置について指導する。

　　　　イ　一部の被害で回復の見込のあるものは、即効性の液肥を使用し、成育の促進をするよう指導する。

　　　　ウ　災害発生時において、飼料作物、牧草等の種子及び肥料を確保することができない場合は、地方支部農林班長を通じて、県本部長に確保のためのあっせんを要請する。

　 (８)　牛乳の集乳対策

　　　　　市本部長は、酪農家が生産した牛乳が、災害に伴う交通途絶等により集乳運搬ができない場合は、地方支部農林班長に対し、集乳運搬について協力を要請する。

第２５節　公共土木施設・鉄道施設等応急対策

**第１　公共土木施設**

　１　基本方針

　　　公共の福祉と円滑な応急対策の実施を確保するため、被災した道路施設、河川管理施設、砂防等施設、空港施設、治山施設等について、速やかに応急措置及び応急復旧を実施する。

　２　実施機関（責任者）

　　　公共土木施設に係る被害状況の把握、応急措置及び応急復旧の実施機関（責任者）は、次のとおりとする。

(１) 道路施設

|  |  |
| --- | --- |
| 実施機関 | 担当区分 |
| 国土交通省  (岩手河川国道事務所) | 国土交通省東北地方整備局関係事務所の直轄管理における一般国道及び釜石自動車道の道路施設 |
| 東日本高速道路㈱  (盛岡、北上管理事務所) | 東日本高速道路（株）東北支社所管の東北自動車道及び釜石自動車道の道路施設 |
| 県 | 一般国道のうち、国土交通省東北地方整備局関係国道事務所所管以外の道路施設及び県道の道路施設 |
| 市 | 市道の道路施設 |

(２) 河川管理施設

|  |  |
| --- | --- |
| 実施機関 | 担当区分 |
| 国土交通省  (岩手河川国道事務所) | 北上川水系の国土交通大臣管理区間の河川管理施設 |
| 国土交通省（北上川  ダム統合管理事務所、  田瀬ダム管理支所） | 田瀬ダムの河川管理施設 |
| 県 | 一級河川の指定区間及び二級河川の河川管理施設 |
| 市 | 準用河川及び普通河川の河川管理施設 |

(３) 砂防等施設

|  |  |
| --- | --- |
| 実施機関 | 担当区分 |
| 国土交通省  (岩手河川国道事務所) | 直轄砂防指定地の砂防施設 |
| 県 | 砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜崩壊危険区域の砂防等施設 |

(４) 空港施設

|  |  |
| --- | --- |
| 実施機関 | 担当区分 |
| 県 | 花巻空港 |

(５) 治山施設

|  |  |
| --- | --- |
| 実施機関 | 担当区分 |
| 林野庁（東北森林管理局） | 国有林内保安林の治山施設 |
| 県 | 民有林内保安林の治山施設 |

３　実施要領

　 (１)　共通事項

　　　ア　被害状況の把握及び連絡

　　　　　　実施機関は、被害の発生状況を把握し、県本部その他の防災関係機関に連絡するとともに、その後の応急対策の活動状況等について、随時、連絡する。

　　　イ　二次災害の防止対策

　　　　○　実施機関は、クラック発生箇所の調査等を行い、二次災害の防止のための応急復旧を実施する。

○　市及び県は、二次災害の危険性があると認められる場合は、必要に応じ、避難指示等の発令の措置をとる。

　　　ウ　要員及び資機材の確保

　　　　○　実施機関は、必要な要員及び資機材を確保するため、相互に融通、調達、あっせん等の手段を講ずるとともに、あらかじめ、災害時における応援協定の締結等、関係業者、団体等の協力を得られる体制を整備する。

　　　　○　実施機関相互又は関係業者等に対する応援協力要請は、次の事項を明示し

て行う。

|  |
| --- |
| ①　資機材の種類及び数量　　　③　場所　　　　　　⑤　作業内容  ②　職種別人員　　　　　　　　④　期間　　　　　　⑥　その他参考事項 |

　　　エ　関係機関との連携強化

　　　　○　実施機関は、応急復旧の実施に当たっては、広域的な応援体制をとるよう努める。

　　　　○　障害物の除去等に係る応急復旧に当たっては、警察、消防機関、陸上自衛隊、占用工作物管理者等の協力を得て実施する。

　 (２)　道路施設

　　　○　実施機関は、関係機関と速やかに協議、調整の上、災害の態様と緊急度に応じて、緊急輸送道路を重点的に応急復旧を実施する。

○　県は、市町村が管理する指定区間外の国道、県道又は市町村道(県が管理する道路と交通上密接な関連を有するものに限る。)について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村における道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自ら行うことが適当であると認められる時は、その事務の遂行に支障のない範囲内で当該工事を行うことができる権限代行制度により支援を行う。

　 (３)　空港施設

　　　　　実施機関は、関係機関と速やかに協議、連絡の上、空港施設の機能の維持又は回復のための応急復旧を実施する。

**第２　鉄道施設**

　１　基本方針

　　　乗客の安全と交通を確保するため、被害状況を的確に把握するとともに、旅客の避難誘導及び被害箇所の早期復旧を実施する。

　２　実施機関（責任者）

|  |  |
| --- | --- |
| 実施機関 | 担当業務 |
| 東日本旅客鉄道㈱盛岡支社 | １　被災状況の把握  ２　応急措置及び応急復旧 |

３　実施要領

　 (１)　活動体制

　　　○　実施機関は、災害の状況に応じ、災害対策本部又は現地災害対策本部を設置し、応急活動を行う。

　　　○　応急措置の連絡指示、被害情報の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じ、移動用無線機を利用する。

　 (２)　発災時の初動措置

　　　ア　列車の措置

　　　　○　乗務員は、地震を感知したときは、高い盛土区間、深い切取区間、橋りょうの上など危険と思われる箇所を避けて、速やかに列車を停止させる。

　　　　○　状況に応じ、旅客の避難、救出救護の要請を行うとともに、駅又は輸送指令に必要事項を通報する。

　　　イ　保守担当区の措置

　地震により、列車の運転に支障が生ずる事態の発生又は発生が予想される場合は、線路、トンネル、橋りょう、重要建築物、信号保安設備等の巡回、固定警備を行う。

　　　ウ　駅の措置

　　　　○　駅長は、震度に応じて、列車防護及び運転規制を行う。

　　　　○　駅長は、地震発生と同時に営業を中止し、速やかに情報収集を行い、必要に応じ、救護所の開設、医療機関の救援を要請する。

　 (３)　旅客の避難誘導及び救出救護

　　　ア　避難誘導

　　　　○　駅長及び乗務員は、旅客に対し、被害状況等の広報を積極的に行い、避難について駅員の指示に従うよう、協力を求める。

　　　　○　乗務員は、被災状況、救出救護の手配、避難場所、その他必要事項について、駅又は輸送指令に連絡する。

　　　イ　救出救護

　　　　○　駅長及び乗務員は、列車の脱線、転覆、建造物の崩壊等により死傷者が発生したときは、直ちに、救出救護活動を行う。

　　　　○　災害対策本部長は、災害の状況に応じ、直ちに、救護班の派遣を指示する。

　　　　○　現地災害対策本部長は、現地職員を指揮し、医療機関と連携し、救出救護活動に当たる。

　 (４)　バス事業者との連携強化

　　　　　旅客の避難誘導及び代替輸送に当たっては、バス事業者による営業用バス車両の提供等の協力を得て行う。

　 (５)　応急復旧

　　　○　実施機関は、鉄道施設が被災した場合には、被害の状況を勘案し、内部による復旧工事のほか、外注工事により、速やかに応急復旧を実施する。

　　　○　実施機関は、必要な要員及び資機材を確保するため、相互に融通、調達、あっせん等の手段を講じる。

　　　○　実施機関相互の応援協力要請は、次の事項を明示して行う。

|  |
| --- |
| ①　資機材の種類及び数量　　　　　④　期間  ②　職種別人員　　　　　　　　　　⑤　作業内容  ③　場所　　　　　　　　　　　　　⑥　その他参考事項 |

第２６節　ライフライン施設応急対策

**第１　基本方針**

　１　電力、ガス、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者又は管理者及び石油等燃料の供給事業者は、災害時における活動体制を確立するとともに、相互に連携を図りながら、応急対策を実施し、ライフライン及び必要な燃料の確保を図る。

２　電力、ガス、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者等は、他都道府県で発生した災害における応急対策に関し、必要に応じ、応援を実施することができるよう、広域的支援体制の整備に努める。

**第２　実施機関（責任者）**

　１　電力施設

|  |  |
| --- | --- |
| 実施機関 | 担当業務 |
| 市本部長 | １　所管する電力施設に係る被災状況の把握  ２　被災した電力施設に係る応急措置及び応急復旧の実  　施  ３　被災地域における広報の実施 |
| 東北電力ネットワーク㈱　花北電力センター |
| 東北電力㈱岩手支店 |
| 電源開発㈱東和電力所 |

　２　ガス施設

|  |  |
| --- | --- |
| 実施機関 | 担当業務 |
| ガス供給事業者 | １　所管するガス供給施設に係る被災状況の把握  ２　被災したガス供給施設に係る応急措置及び応急復旧の実施  ３　需要家等に対する広報の実施 |

　３　上下水道施設

|  |  |
| --- | --- |
| 実施機関 | 担当業務 |
| 岩手中部水道企業団 | １　所管する上水道施設に係る被災状況の把握  ２　被災した上水道施設に係る応急措置及び応急復旧の実施 |
| 市本部長 | １　所管する下水道施設に係る被災状況の把握  ２　被災した下水道施設に係る応急措置及び応急復旧の実施 |

４　電気通信施設

|  |  |
| --- | --- |
| 実　施　機　関 | 担　　　　　当　　　　　業　　　　　務 |
| 東日本電信電話㈱岩手支店  エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱  ㈱ＮＴＴドコモ  ＫＤＤＩ㈱  ソフトバンク㈱  楽天モバイル㈱ | １　所管する電気通信施設に係る被災状況の把握  ２　被災した電気通信施設に係る応急措置及び応急復旧の実施 |

**第３　実施要領**

　１　電力施設　〔資料編：電力施設の現況〕

　 (１)　防災活動体制

　　　ア　非常災害対策本部の設置

　　　　○　民間電気事業者（以下、本節中「電気事業者」という。）は、大規模な災害が発生した場合においては、迅速かつ的確な対策を実施するため、非常災害対策本部を設置する。

　　　　○　非常災害対策本部の編成に当たっては、夜間、休日等の緊急呼出し及び交通、通信機　　　　能の途絶時においても対応できるよう、応急対策要員の指名、連絡方法、出動方法等について検討の上、適切な活動組織とするよう留意する。

　　　イ　対策要員の確保

　　　　○　電気事業者は、災害の規模及び状況に応じて、おおむね、次の区分により防災体制をとる。

|  |  |
| --- | --- |
| 体制区分 | 災害の規模及び状況 |
| 警戒体制 | 非常災害の発生が予想され、災害に備えた体制を整えるべきと判断した場合 |
| 第１非常体制 | 非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断した場合、又は非常災害が発生し、必要と認めた場合 |
| 第２非常体制 | 国内広域で大規模な非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断した場合、又は大規模な非常災害が発生し、早期復旧が困難であり長期化が懸念される場合 |

　　　　○　電気事業者は、その体制区分に応じて、必要とする要員について出動を指示する。

　　　　○　非常災害対策要員は、次により迅速に行動する。

　　　　　①　非常体制の発令がなされると予想される場合においては、災害情報に留意の上、非常体制の発令に備える。

　　　　　②　非常体制の発令があった場合においては、速やかに所属する対策組織に出動し、非常災害対策活動に従事する。

　　　　　　　なお、非常災害対策本部への出動が困難である場合においては、あらかじめ、定められた最寄りの事業所に出動し、当該事業所において非常災害対策活動に従事する。

　　　　　③　非常体制の発令がなされたと判断される場合においては、自主出動し、非常災害対策活動に従事する。

　　　　○　その他の職員は、非常災害に対する安全対策を実施し、可能な限り通常業務に従事する。

　　　ウ　情報連絡活動

　　　　○　電気事業者は、定時に、被災電力施設等から、次の情報を収集する。

　　　　　①　一般情報等

　　　　　　・　気象等に関する情報

　　　　　　・　一般被害情報

　　　　　　・　停電による主な影響の状況

　　　　　　・　国及び地方公共団体の災害対策本部等、官公庁、報道機関及び被災地域への対応状況

　　　　　②　自社被害情報等

　　　　　　・　自社施設等の被害情報及び復旧状況

　　　　　　・　他の事業者からの応援要員及び資機材等の派遣状況

　　　　　　・　人身災害及びその他の災害発生状況

　　　　　　・　その他の災害に関する情報

　　　　○　電気事業者は、上記により収集した被害情報について、第４節「情報の収集・伝達」に定めるところにより、市本部長その他の防災関係機関に対して連絡する。

　 (２)　応急対策

　　　ア　資材の調達、輸送

　　　　○　電気事業者は、自ら保有する予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材については、次の方法により確保する。

　　　　　①　現地調達

　　　　　②　電気事業所相互間による流用

　　　　　③　納入メーカーからの購入

　　　　　④　他の電気事業者からの融通

　　　　○　非常災害対策本部と被災電力施設との通信が途絶し、相当の被害が予測される場合においては、非常災害対策本部において復旧資材所要数量を想定し、被災電力施設に対して緊急出荷する。

　　　　○　資材が不足する場合は、工事業者、メーカー、他の電気事業者等に対し応援を要請する。

　　　　○　被災電力施設への資材の輸送は、あらかじめ供給契約をしている関係業者の保有する車両等により行う。なお、輸送力が不足する場合においては、他の電気事業者に対して応援を要請し、輸送力の確保を図る。

　　　　○　電気事業者は、応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努める。

　　　　○　市本部長は、各電気事業者から応急対策要員、応急対策資材及びその輸送等のあっせん要請があった場合は、その確保、あっせんに協力するとともに、状況に応じて、第10節「自衛隊災害派遣要請」に定めるところにより、自衛隊の災害派遣要請を行う。

　　　イ　危険予防措置の実施

　　　　○　電気事業者は、電力需要の実態を考慮し、災害時においても原則として送電を継続するが、次の場合においては、送電を停止する。

　　　　　①　送電を継続することが危険と認められるとき。

　　　　　②　警察署、消防機関等関係機関から送電停止の要請があったとき。

○　送電の停止に当たっては、被害状況及び被災地域に及ぼす影響を十分考慮し、範囲の縮小、時間の短縮に努める。

　　　　○　電気事業者は、技術員を派遣し、電気施設保安のため必要な措置を講ずる。

　　　ウ　応急工事の実施

電気事業者は、応急工事の実施に当たっては、次の施設を優先して行うほか、災害状況、各施設の応急工事の難易等を勘案して、電力供給上、復旧効果の最も大きい施設から実施する。

|  |
| --- |
| ①　災害応急対策実施機関　②　医療施設　③　社会福祉施設　④　避難所 |

　　　エ　災害時における電力の融通

電気事業者は、災害時における電力融通計画を定めるとともに、「全国融通電力受給契約」及び「二社融通電力受給契約」等に基づいて、相互に電力を融通する。

　 (３)　復旧対策

　　　○　電力施設の復旧に当たっては、恒久的復旧を原則とするが、災害の規模、設備の重要度、被害の状況等により止むを得ないと判断される場合においては、応急復旧を行う。

　　　○　各設備の復旧は、災害状況、被害状況、被害復旧の難易等を勘案して、電力供給上、復旧効果の大きい施設から、おおむね、次に定める復旧順位により実施する。

　　　　ア　水力発電設備

　　　　　①　系統に影響の大きい発電所

　　　　　②　当該地域に対する電力供給上支障を生じる発電所

　　　　　③　早期に処置を講じない場合において、復旧が一層困難になるおそれのある発電所

　　　　　④　その他の発電所

　　　　イ　送電設備

　　　　　①　全回線送電不能の主要線路

　　　　　②　全回線送電不能のその他の線路

　　　　　③　一部回線送電不能の主要線路

　　　　　④　一部回線送電不能のその他の線路

　　　　ウ　変電設備

　　　　　①　主要幹線の復旧に関する送電用変電所

　　　　　②　都市部に送配電する送電系統の中間変電所

　　　　　③　重要施設に配電する配電用変電所

　　　　エ　配電設備

　　　　　①　病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、広域避難場所、その他重要施設への供給回線

　　　　　②　その他の回線

　　　　オ　通信設備

　　　　　①　非常災害用通信回線

　　　　　②　給電指令回線並びに制御監視及び系統保護回線

　　　　　③　保守用回線等

　 (４)　道路管理者等との連携

　　　　　電気事業者は、各設備の復旧工事に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。

　 (５)　災害広報

　　　○　被災地域における広報は、復旧状況、事故防止を主体として、広報車、報道機関等を通じて行う。

　２　ガス施設

　 (１)　防災活動体制

　　　ア　非常災害対策本部の設置

　　　　○　ガス事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、迅速かつ的確な対策を実施するため、非常災害対策本部を設置する。

　　　　○　非常災害対策本部の編成に当たっては、夜間、休日等の緊急呼出し及び交通、通信機能の途絶時においても対応できるよう、応急対策要員の指名、連絡方法、出動方法等について検討の上、適切な活動組織とするよう留意する。

　　　イ　対策要員の確保

ガス事業者は、災害の規模及び状況に応じて、おおむね、次の区分により非常災害対策本部を設置する。

|  |  |
| --- | --- |
| 体制区分 | 災害の規模及び状況 |
| 第１次非常体制 | 被害又は被害予想が軽度又は局部の場合 |
| 第２次非常体制 | 被害又は被害予想が中程度の場合 |
| 第３次非常体制 | 被害又は被害予想が甚だしい場合 |

　　　ウ　情報連絡活動

ガス事業者は、収集した被害情報について、第４節「情報の収集・伝達」に定めるところにより、市本部長その他の防災関係機関に対して連絡する。

　　(２)　応急対策

　　　ア　災害時の初動措置

　　　　　ガス事業者は、災害時における初動措置として、次の措置を実施する。

　　　　　①　市本部、報道機関等からの被害情報等の収集

　　　　　②　事業所設備等の点検

　　　　　③　製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止

　　　　　④　ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧処理

　　　　　⑤　その他、状況に応じた措置

　　　イ　応急措置

　　　　○　ガス事業者は、応急措置として、次の措置を実施する。

　　　　　①　各事業所が有機的な連携を図り、施設の応急措置にあたるよう指示する。

　　　　　②　施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに必要に応じて調整・修理する。

　　　　　③　供給停止地域について、供給可能な範囲で供給切替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。

　　　　　④　その他、現場の状況により適切な措置を行う。

　　　　○　応急措置の実施に当たっては、次の施設を優先して行う。

|  |
| --- |
| ① 災害応急対策実施機関 ② 医療施設 ③ 社会福祉施設 ④ 避難所 |

　　　ウ　資機材の調達

　　　　○　ガス事業者は、自ら保有する資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次の方法により確保する。

　　　　　①　取引先、メーカー等からの調達

　　　　　②　各事業所相互間における流用

　　　　　③　他のガス事業者からの応援融通

　　　　○　市本部長は、ガス事業者から応急対策要員及び応急対策資機材及びその輸送等のあっせん要請があった場合は、その確保、あっせんに協力する。

　 (３)　復旧対策

　　　ア　ガス施設の復旧活動

ガスの供給を停止した場合における復旧作業については、二次災害を防止するため、次により作業を進める。

①　製造所の復旧

ガスの製造、供給を一時又は一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各施設の安全性を確認した後、標準作業に基づいてガスの製造、供給を開始する。

②　整圧所の復旧

ガスの受入れ、送出を一時又は一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各設備の安全性を確認した後、標準作業に基づいて供給を再開する。

　　　　　③　中圧導管の復旧

　　　　　　・　区間遮断　 ・ 気密試験（漏洩箇所の発見）　・ 漏洩箇所の修理

　　　　　④　低圧導管と需要家設備の応急復旧

　　　　　　・　閉栓確認作業　　　　　　　　　　・　本支管混入空気除去

　　　　　　・　被災地域の復旧ブロック化　　　　・　供内管の検査及び修理

　　　　　　・　復旧ブロック内巡回点検作業　　　・　点火、燃焼試験

　　　　　　・　復旧ブロック内の漏洩検査　　　　・　開栓

　　　　　　・　本支管の漏洩箇所の修理

　　　イ　再供給時の事故防止措置

　　　　　ガス供給の再開に当たっては、二次災害の発生を防止するため、次により作業を進める。

　　　　　①　製造施設

　　　　　　　所定の点検計画に基づき、各種施設の点検を実施し、必要に応じ、補修を行い、各設備の安全性を確認した後、標準作業に基づいて、ガスの製造、供給を再開する。

　　　　　②　供給施設

　　　　　　　ガス再供給時のガス漏洩等による二次災害を防止するための点検措置を行う。

　　　　　③　需要家施設

　　　　　　　各需要家の内管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用再開する。

　 (４)　道路管理者等との連携

　　　　　ガス事業者は、各設備の復旧工事に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。

　３　上水道施設

　 (１)　防災活動体制

　　　ア　給水対策本部の設置

○　市本部長は、災害が発生した場合において、必要な対策を迅速かつ円滑に実施するため、本部内に「給水対策本部」を設置し、岩手中部水道企業団及び県本部と密接な連携を図りながら、応急対策を実施する。

　　　　○　給水対策本部の編成に当たっては、夜間、休日等の緊急呼出し及び交通、通信機能の途絶時においても対応できるよう、応急対策要員の指名、連絡方法、出動方法等について検討の上、適切な活動組織とするよう留意する。

　　　イ　動員体制の確立

　　　　○　岩手中部水道企業団は、災害時における飲料水の確保、復旧及び情報連絡活動に従事する要員を確保するため、各事業所別に配備体制を確立するものとし、職員を指名の上、担当業務をあらかじめ指定する。

　　　　○　指名職員は、勤務時間外において、災害が発生した場合においては、被害状況に応じて、所属事業所又は最寄りの事業所に自主参集の上、応急対策に従事する。

　　　ウ　関係機関及び関係業者との協力体制の確立

　　　　○　岩手中部水道企業団は、あらかじめ、復旧対策に必要な要員及び資機材について、請負会社及び指定給水装置工事事業者等と応援協定を締結するなど、協力体制を確立する。

　 (２)　情報連絡活動

　　　○　岩手中部水道企業団は、水道施設の被災時における情報連絡の手段、時期、内容等について、あらかじめ定める。

　　　○　岩手中部水道企業団は、水道施設に被害が発生した場合は、第４節「情報の収集・伝達」に定めるところにより、市本部及び県本部長に報告する。

　　　ア　通信手段

一般加入電話が使用できない場合における給水対策本部内における連絡は、通信の疎信状況を勘案し、おおむね、次の通信手段を用いて行う。

　　　　　・　防災行政無線

　　　　　・　水道業務用無線

　　　イ　通信時期、内容等

給水対策本部における連絡は、緊急連絡事項を除く、あらかじめ、定めた時間及び内容形式により行う。

　 (３)　応急対策

　　　ア　復旧対策用資機材の整備

　　　　○　復旧対策に必要な管、弁水の材料は、平常業務との関連において、保有しておくことが適当なものについては、水道事業者が事前に確保しておく。

　　　　○　水道施設の被災により材料が不足した場合においては、メーカー及び他の水道事業者等から調達するとともに、あらかじめ、応援協定を締結している関係会社等から調達する。

　　　　○　岩手中部水道企業団は、必要な材料を調達できない場合においては、市本部長及び地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に対して応援を要請する。

　　　イ　施設の点検

岩手中部水道企業団は、災害が発生した場合は、次により水道施設、工事現場等を点検し、被害状況を把握する。

　　　　　①　貯水、取水、導水、浄水施設及び給水所等の被害調査は、各施設ごとに実施する。

　　　　　②　管路等については、巡回点検を実施し、水圧状況及び漏水、道路陥没等の有無及びその程度のほか、地上構造物の被害状況の把握に努める。

　　　　　③　次の管路等については、優先的に点検する。

　　　　　　・　主要送配水管路

　　　　　　・　貯水槽及びこれに至る管路

　　　　　　・　河川、鉄道等の横断箇所

　　　　　　・　都市機能を維持するための重要施設である発電所、変電所及び後方医療機関等に至る管路

　　　ウ　応急措置

岩手中部水道企業団は、二次災害発生のおそれがある場合又は被害が拡大するおそれがある場合においては、被災水道施設が復旧するまでの間、次の措置をとる。

　　　　　①　取水、導水、浄水施設及び給水所

取水塔、取水堰等の取水施設及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合においては、必要に応じて取水、導水の停止又は減量を行う。

　　　　　②　送・配水管路

　　　　　　○　漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上、非常に危険であると判断される箇所については、断水処置をし、道路管理者等との協力を得て、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。

　　　　　　○　管路の被害による断水区域を最小限に止めるため、配水調整を行う。

　　　　　③　給水装置

倒壊、焼失し、又は所有者が不明な家屋に係る給水装置の漏水は、仕切弁により閉

栓する。

　 (４)　復旧対策

　　　ア　取水・導水施設等の復旧

　　　　○　取水・導水施設等の復旧を、最優先で行う。

○　浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。

　　　イ　送・配水管路の復旧

　　　　○　復旧に当たっては、随時、配水系統などの変更を行いながら、あらかじめ、定めた順位に基づき、被害の程度、復旧の難易、被害箇所の重要度及び浄水場、給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次、復旧対策を実施する。

　　　　○　復旧に当たっては、災害復旧を原則とするが、復旧用資機材の調達状況、復旧体制、復旧の緊急度等を勘案し、必要と認めた場合においては、仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。

　　　　○　送・配水管路の復旧の優先順位は、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 優先区分 | 内　容 |
| 第１次指定路線 | 送水管及び主要配水幹線として指定された給水上重要な管路 |
| 第２次指定路線 | 重要配水管として指定した第１次指定路線に準ずる管路及び給水拠点へ至る管路 |

　　　ウ　給水装置の復旧

　　　　○　公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。

　　　　○　一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等からの修繕申込みがあったものについて実施する。この場合において、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設、冷却水を要する変電所などを優先して実施する。

　　　　○　配水に支障を及ぼす給水装置の復旧については、申込みの有無にかかわらず実施する。

　 (５)　道路管理者等との連携

　　　　　岩手中部水道企業団は、各施設の復旧工事に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。

　 (６)　災害広報

　　　○　岩手中部水道企業団は、迅速かつ的確に広報活動を行う。また、水道施設の被害状況により、岩手中部水道企業団と市本部が連携し、協力して広報活動を行う。

　　　○　岩手中部水道企業団と連携し市本部長は、被災地域における住民等の苦情、相談を受け付けるため、移動相談所を開設する。

　４　下水道施設

(１)　災害時の活動体制

　　　　　市本部長は、市本部等の配備体制に基づいて、関係職員の配置を行い、下水道施設の被害に対して、迅速に応急対策活動を実施する。

(２)　応急対策

　　　ア　災害復旧用資機材の確保

○　市本部長は、発電機、空気圧縮機、水中ポンプ、コンクリートブレーカー、土のう等の資機材の確保に努める。

　　　　○　市本部長は、必要に応じて、第９節「相互応援協力」に定めるところにより、県及び他の都道府県等に応援を要請する。

　　　　○　下水道施設の被災により材料が不足した場合においては、メーカー及び他の下水道関係事業者等から調達するとともに、あらかじめ、応援協定を締結している関係会社等から調達する。

　　　イ　応急措置

　　　　○　ポンプ場、処理場において、停電によりポンプの機能が停止した場合においては、非常用発電機によってポンプ運転を行い、排水不能の事態が起こらないよう対処する。

　　　　○　各施設の点検を行い、管渠の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。

　　　　○　工事施工中の箇所については、請負業者に被害を最小限に止めるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。

(３)　復旧対策

　　　　　下水道施設に被害が発生した場合においては、主要施設から順次復旧を図るものとし、復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠、取付管等の復旧を行う。

　　　ア　処理場・ポンプ場

処理場・ポンプ場において、停電が発生した場合においては、各所で保有する非常用発電機、ディーゼルエンジン直結ポンプ等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設の機能回復を図る。

　　　イ　管渠施設

管渠施設に破損、流下機能の低下等の被害が発生した場合においては、既設マンホールを利用したバイパス管の設置や代替管を活用して復旧に努める。

(４)　災害広報

　　　　　住民等に対する広報は、復旧状況を主体として、広報車、報道機関等を通じて行う。

　５　電気通信施設

　 (１)　災害時の活動体制

　　　ア　災害対策本部の設置

電気通信事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要があると認められるときは、災害対策本部を設置する。

　　　イ　対策要員の確保

電気通信事業者は、災害対策本部の設置時において、業務の運営又は応急対策及び応急復旧に必要な対策要員を確保するため、あらかじめ、必要な措置を定める。

　　　ウ　情報連絡活動

電気通信事業者は、電気通信施設の被災状況及び応急対策の実施状況について、第４節

「情報の収集・伝達」に定めるところにより、市本部長その他の防災関係機関に連絡する。

　 (２)　応急対策

　　　ア　資機材の調達

　　　　○　電気通信事業者は、自ら保有する予備品、貯蔵品等の在庫量を常時把握しておくとともに、調達を必要とする資機材について、速やかに確保する。

　　　　○　電気通信事業者は、応急復旧に関し、広域的応援体制をとるよう努める。

　　　イ　情報通信手段の機能確認等

電気通信事業者は、災害発生後、直ちに必要な事項について、情報通信手段の機能確認等を行う。

　　　ウ　重要通信の確保等

　　　　○　通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要があるときは、電気通信事業法及び電話サービス契約約款等に基づき、通話の利用制限を行う。

　　　　○　防災関係機関の専用通信設備等が被災し、通信が途絶した場合は、防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

　　　　○　衛星通信等の移動回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。

　　　　○　災害救助法が発動され、又は発動されると認められる場合は、当該地域に特設公衆電話を設置する。

　 (３)　復旧対策

　　　　　電気通信事業者は、被災した電気通信施設の復旧について、次により実施する。

　　　　ア　災害復旧工事の計画、実施

　　　　　①　応急復旧工事

　　　　　　・　電気通信設備等を応急的に復旧する工事

　　　　　　・　原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備等の工事

　　　　　②　原状回復工事

　　　　　　・　電気通信設備を機能、形態において被災前の状態に復する工事

　　　　　③　本復旧工事

　　　　　　・　被災の再発を防止し、設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事

　　　　　　・　電気通信設備が全く消滅した場合に復旧する工事

　　　　イ　復旧順位

|  |  |
| --- | --- |
| 順位 | 応急する電気通信設備 |
| 第１順位 | ・　気象機関に設置されているもの  ・　水防機関に設置されているもの  ・　消防機関に設置されているもの  ・　災害救助機関に設置されているもの  ・　警察機関に設置されているもの  ・　防衛機関に設置されているもの  ・　輸送の確保に直接関係がある機関に設置されているもの  ・　通信の確保に直接関係がある機関に設置されているもの  ・　電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されているもの |
| 第２順位 | ・　ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されているもの  ・　水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されているもの  ・　選挙管理機関に設置されているもの  ・　新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されているもの  ・　預貯金業務を行う金融機関に設置されているもの  ・　国又は地方公共団体の機関に設置されているもの  　（第１順位となるものを除く。） |
| 第３順位 | 第１順位及び第２順位に該当しないもの |

　 (４)　災害広報

　　　　　電気通信事業者は、通信が途絶し、又は利用制限を行った場合においては、利用者に対し、トーキー装置による案内、広報車、ラジオ、テレビ、窓口掲示等の方法により、応急復旧措置、復旧見込時期等の周知を図る。

　 (５)　道路管理者等との連携

　　　　　電気通信事業者は、各設備の復旧工事に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。

第２７節　危険物施設等応急対策

**第１　基本方針**

　１　火災及びその他の災害発生時における危険物による被害の発生防止又は拡大防止を図るため、危険物施設等について、速やかに応急措置を実施する。

　２　自衛隊の所有する資機材等により、危険物の保安措置及び除去が可能である場合は、自衛隊の災害派遣を要請する。

**第２　石油類等危険物**

　１　実施機関（責任者）

|  |  |
| --- | --- |
| 実施機関 | 担当業務 |
| 危険物施設責任者 | １　被災状況の把握  ２　災害の発生又は拡大防止のための応急措置 |
| 市本部長 |
| 県本部長 |

　２　実施要領

　 (１)　危険物施設責任者

ア　被害状況の把握と連絡

危険物施設責任者は、災害発生後、直ちに、市本部、消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について、随時、連絡する。

　　　イ　要員の確保

危険物施設責任者は、防災要員を確保できるよう、あらかじめ、所内自衛防災組織を編成するとともに、災害時の要員確保対策を講ずる。

　　　ウ　応急措置

　　　　　危険物施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。

　　　　　①　危険物施設の実態に応じ、危険物の流出又は出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検及び出火等の防止措置をとる。

　　　　　②　タンク破壊等により漏洩した危険物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。

　　　　　③　従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

　　　エ　情報の提供及び広報

危険物施設責任者は、災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺住民に対し、災害の状況、避難の必要性等に関する情報を提供するとともに、いたずらに住民の不安を増大させないよう災害広報活動を行う。

　 (２)　市本部長

　　　　　市本部長は、危険物施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、第７節「消防活

動」に定めるところにより対処する。

**第３　火薬類**

　１　実施機関（責任者）

|  |  |
| --- | --- |
| 実施機関 | 担当業務 |
| 火薬類保管施設責任者 | １　被災状況の把握  ２　災害の発生又は拡大防止のための応急措置 |
| 市本部長 |
| 県本部長 |

　２　実施要領

　 (１)　火薬類保管施設責任者

　　　ア　被害状況の把握と連絡

火薬類保管施設責任者は、災害発生後、直ちに、市本部、消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について、随時、連絡する。

　　　イ　応急措置

　　　　○　火薬類保管施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。

　　　　　①　火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。

　　　　　②　時間的余裕のある場合においては、貯蔵火薬類を他地域に搬送する。

　　　　　③　搬送経路が危険であるか、又は搬送する時間的余裕のない場合においては、火薬類を水中に沈める等の措置を講ずる。

　　　　　④　火薬庫入口、窓等を完全に密閉し、木部には防火の措置を講ずる。

　　　　　⑤　災害の状況により周辺住民の避難を必要と認めるときは、次の措置を講ずる。

　　　　　　・　災害による避難について、住民に周知する。

　　　　　　・　当該施設の従業員についても応急対策要員を除き、避難の措置を行う。

　　　　○　吸湿、変質、不発、半爆等のため著しく原性能若しくは原型を失った火薬類又は著しく安定度に異常を呈した火薬類は、廃棄する。

　　　　○　火薬庫が近隣の火災等により危険な状態となり、又は火薬類が煙若しくは異臭を発し、その安定度に異常を呈したときは、直ちにその旨を警察官、消防職員・団員に通報する。

　 (２)　市本部長

　　　　　市本部長は、火薬類保管施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、第７節「消防活動」に定めるところにより対処する。

**第４　高圧ガス**

　１　実施機関（責任者）

|  |  |
| --- | --- |
| 実施機関 | 担当業務 |
| 高圧ガス保管施設責任者 | １　被災状況の把握  ２　災害の発生又は拡大防止のための応急措置 |
| 市本部長 |
| 県本部長 |

　２　実施要領

　 (１)　高圧ガス保管施設責任者

　　　ア　被害状況の把握と連絡

高圧ガス保管施設責任者は、災害発生後、直ちに、市本部、消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について、随時、連絡する。

　　　イ　応急措置

　　　　　高圧ガス保管施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。

　　　　①　火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。

②　高圧ガス保管施設が危険な状態となったときは、直ちに製造、消費等の作業を中止し、施設内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業のために必要な作業員以外の者を退避させる。

　　　　③　充填容器等を安全な場所に移す。

　　　　④　災害の状況により周辺住民の避難を必要と認めるときは、次の措置を講ずる。

　　　　　・　災害による避難について、住民に周知する。

　　　　　・　当該施設の従業員についても応急対策要員を除き、避難の措置を行う。

⑤　充填容器等が外傷又は火災を受けたときは、充填されている高圧ガスを規定の方法により放出し、又は、その充填容器等とともに、損害が他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。

⑥　高圧ガス保管施設又は充填容器が危険な状態となったときは、直ちにその旨を警察官、消防職員・団員に通報する。

　 (２)　市本部長

　　　　　市本部長は、高圧ガス保管施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、第７節「消防活動」に定めるところにより対処する。

**第５　毒物・劇物**

　１　実施機関（責任者）

|  |  |
| --- | --- |
| 実施機関 | 担当業務 |
| 毒物・劇物保管施設責任者 | １　被災状況の把握  ２　災害の発生又は拡大防止のための応急措置 |
| 市本部長 |
| 県本部長 |

　２　実施要領

　 (１)　毒物・劇物保管施設責任者

　　　ア　被害状況の把握と連絡

毒物・劇物保管施設責任者は、災害発生後、直ちに、市本部、消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について、随時、連絡する。

　　　イ　応急措置

　　　　　毒物・劇物保管施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。

　　　　①　タンク破壊等による漏洩した毒物・劇物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。

　　　　②　従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

　　　ウ　情報の提供及び広報

毒物・劇物保管施設責任者は、災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺住民に対し、災害の状況、避難の必要性等に関する情報を提供する。

　 (２)　市本部長

　　　○　市本部長は、毒物・劇物保管施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、火災に際しては、第７節「消防活動」に定めるところにより対処するとともに、毒物・劇物による汚染区域の拡大防止のために必要な措置を行う。

　　　○　市本部長は、災害の態様に応じて、警戒区域の設定、広報、避難の指示等の措置を行う。

第２８節　林野火災応急対策

**第１　基本方針**

　１　林野火災発生時においては、消防機関は、防災関係機関と連携を図り、火災防ぎょ活動等を行う。

　２　市は、林野火災による被害を軽減するため、あらかじめ、林野火災防ぎょ計画を定める。

　３　市は、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」に定めるところにより消防相互応援を行う。

　４　本計画に定めのないものについては消防組織法に基づく「消防計画」に定めるところによる。

**第２　実施機関（責任者）**

|  |  |
| --- | --- |
| 実施機関 | 担当業務 |
| 市本部長 | １　消火、救助その他災害発生を防ぎょし、又は、災害の拡大を防止するために必要な応急措置の実施  ２　警戒区域の設定及び当該区域への立入りの制限等 |
| 消防機関 | １　市本部長の命令又は要請による消防応急活動等の実施  ２　消防警戒区域等の設定及び当該区域への立入りの制限等 |
| 県本部長 | １　消防広域応援に係る連絡、調整  ２　消火薬剤及び消防資機材の調達及びあっせん  ３　消防庁長官に対する緊急消防援助隊等の派遣要請 |
| 林野庁岩手南部森林管理署 | 消火薬剤及び消防資機材の調達及びあっせん |
| 林野庁岩手南部森林管理署遠野支署 |
| 陸上自衛隊岩手駐屯部隊 | 災害派遣要請に基づく消防活動の支援 |

**第３　実施要領**

　１　通報連絡体制

防災関係機関における通報連絡は、次により行う。

発見者

市

(消防本部)

陸上自衛隊岩手駐屯部隊

県南広域振興局花巻総務ｾﾝﾀｰ

隣接市町村(消防本部)

防災航空センター

岩手南部森林管理署

花巻警察署

警察本部

関係機関

岩手県(消防安全課・防災課)

岩手南部森林管理署遠野支署

　２　市本部長の措置

　　○　市本部長は、林野火災による被害を軽減するため、次により林野火災防ぎょ計画を定める。

　　　ア　重要対象物の指定

　　　　　林野火災が発生した場合は、優先的に防ぎょする施設として、避難所、医療施設、防災拠点施設、救援物資の輸送拠点施設、市民生活に直接影響を及ぼす公共施設及び報道機関等の施設を重要対象物として指定する。

　　　イ　延焼阻止線の設定

　　　　　林野火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域から延焼拡大した火災を阻止するため、あらかじめ、その地形、空地、水利の状況及び動員部隊を考慮の上、延焼防止線を設定する。

　　　ウ　消防活動計画図の作成

　　　　　消防部隊の効率的、効果的運用を確保するため、危険区域、通行可能道路、使用可能水

利、延焼阻止線、避難場所、避難路等を調査し、防災関係機関と調整の上、消防活動計画

　　　　図を作成する。

　　○　市本部長は、林野火災が発生し、又は発生のおそれがある場合において、必要と認めるときは、消防機関の長に対し、消防職員、団員の出動準備若しくは出動を命じ、又は要請する。

　　○　市本部長は、消防機関が行う消防応急活動等を支援する。

　　　　また、林野火災が拡大し、必要があると認める場合においては、警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

　　○　市本部長は、消防機関が行う消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、あらかじめ、相互応援協定を締結している市町村に対して応援要請を行うとともに、県本部長に対して、消防部隊の応援要請を行うほか、第10節「自衛隊災害派遣要請」に定める手続きにより、自衛隊の災害派遣要請を行う。

　　○　市本部長は、地上からの消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、空中消火を実施するため、県本部長に対して、第29節「防災ヘリコプター活動」に定める手続きにより防災ヘリコプターの応援要請を行うほか、広域航空消防応援又は自衛隊によるヘリコプターの応援要請を行う。

　　○　市本部長は、これらの要請を行った場合においては、その受入体制の整備を図る。

　　　　特に、空中消火のためのヘリコプターの派遣を要請した場合においては、ヘリポート及び補給基地を確保するとともに、空中消火に必要となる消火薬剤補給のための要員を配備する。

　３　消防機関の長の措置

(１) 応急活動体制の確立

　　　○　消防機関の長は、あらかじめ、非常参集、部隊編成、資機材の確保・調達体制、有線電話途絶時における通信運用等を定める。

　　　○　消防機関の長は、市本部長から出動準備命令を受けたときは、次の措置をとる。

　　　　ア　消防職員・団員に対する出動準備命令

　　　　イ　出動準備命令時に、必要と認めた場合における待機命令

　　　　ウ　出動準備終了後における市本部長への報告（消防職員・団員の数、待機状況、部隊編成状況、装備状況等）

　　　○　消防職員・団員は、出動準備命令又は出動命令を受けたときは、直ちに命令事項に従って行動し、指揮系統を通じて、準備又は出動の状況を消防機関の長に報告する。

　　　○　消防機関の長及び消防職員・団員は、地域内に大規模な林野火災が発生したことを知り、消防部隊の活動を必要と認めたときは、出動命令を待つことなく所属の署所に非常参集の

上、参集したことを所属長に報告し、その指揮を受ける。

　 (２) 火災防ぎょ活動

　　　○　消防機関の長は、住民及び自主防災組織に対して、出火防止と初期消火の徹底を指導するとともに、消防職員・団員及び消防資機材の効率的運用を図り、延焼の拡大を迅速かつ的確に防止する。

　　　○　林野火災の拡大状況に応じて、消防機関、他市町村の消防機関の応援隊、自衛隊派遣部隊等が統一的指揮のもとに円滑な消防活動が実施できるよう、現地指揮本部を設置する。

　　　○　現地指揮本部は、付近一帯が見渡せる風横または風上の高地で無線障害の少ない場所等、火災の状況及び防ぎょ作業の状況が把握できる位置に設置し、旗等により表示する。

　　　○　現地指揮本部には、必要に応じ、関係機関の指揮者等による連絡会議等を設ける。

　　　○　消防機関の長は、現地最高指揮者として防ぎょ方針を決定し、有機的な火災防ぎょ活動を実施する。

　　　○　林野火災の区域が二以上の市町村又は広域消防事務組合の区域にまたがる場合は、合同現地指揮本部を設置し、現地最高指揮者は、当該消防機関の長が協議して決定する。

　　　○　現地指揮本部には、可能な限り、消防通信、その他関係機関の通信施設を集中して設置し、通信施設の相互利用を図る。

○　現地指揮本部の指揮系統は、概ね次のとおりとする。

応援消防機関の指揮者

関係機関の指揮者

応援消防部隊

関係機関の部隊

前進指揮所

応援消防部隊

現地指揮本部長

飛火警戒指揮所

応援消防部隊

応援消防部隊

空中消火基地

空中消火隊

自衛隊災害派遣

部隊指揮者

空中消火隊（自衛隊）

地上災害派遣部隊

消防部隊

飛火警戒隊

空中消火補給作業隊

　　　○　火災防ぎょ活動に当たっては、次の点に留意する。

　　　　ア　林野火災発生が比較的少ないと判断した場合は、積極的な防ぎょを行い、一挙鎮滅を図る。

　　　　イ　林野火災件数が消防力を上回る場合は、重要かつ消防効果の大きい火災に対して優先的に防ぎょを行う。

　　　　ウ　林野火災が随所に発生し、消防隊個々による防ぎょでは効果を期待できない場合は、部隊を集中して、人命の確保と最重要地域の防ぎょにあたる。

エ　林野火災が多発し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして、避難者の安全確保にあたる。

　　　　オ　大量の人命救助を要する場合は、火災状況に応じ、これを優先する。

　　　　カ　他の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防ぎょを優先する。

　 (３) 救急・救助活動

○　消防機関の長は、あらかじめ、医療機関、医師会、日本赤十字社、警察等の関係機関と、救助隊の派遣、救護所の設置、医療機関への搬送等について協議を行い、このための活動計画を定める。

○　救急・救助活動に当たっては、次の点に留意する。

　　　　ア　負傷者に対しては、可能な限り、止血その他の応急措置を行った上、安全な場所に搬送を行う。

　　　　イ　負傷者が多数発生した場合は、重傷者、子供、老人、病人及び障がい者を優先する。

　　　　ウ　大規模林野火災により、救急・救助能力を上回る場合は、その効果を重視するとともに、多くの人命の危険のある対象物を優先する。

　 (４) 避難対策活動

　　　○　消防機関の長は、あらかじめ、避難指示等の伝達、避難誘導、避難場所・避難路の防ぎょ等に係る活動計画を定める。

　　　○　避難指示等の伝達、避難誘導については、自主防災組織等との連携を図る。

　　　○　避難指示等がなされた場合においては、これを住民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、住民を安全な方向に誘導する。

○　住民の安全避難を確保するため、災害危険地域からの避難を完了するまでの間、林野火災の鎮圧及び延焼拡大の防止を図る。また、避難場所の管理者と連携を図りながら、避難誘導を行う。

　　　○　避難行動要支援者の避難誘導に当たっては、社会福祉施設、自主防災組織、町内会等のコミュニティ組織等と連携を図り、高齢者等の居所の把握、連絡体制の整備を図る。

　 (５) 情報収集・広報活動

　　　　　消防機関の長は、災害情報の収集・伝達を円滑に処理できるよう、あらかじめ、その活動計画を定める。

　 (６) 消防警戒区域等の設定

　　　　　消防職員・団員は、林野火災の現場において、消防警戒区域等を設定し、応急活動の従事者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

第２９節　防災ヘリコプター活動

**第１　基本方針**

　　　　災害時において、広域的かつ機動的な対応を図るため、防災ヘリコプターによる災害応急対策活動等を実施する。

**第２　実施機関（責任者）**

|  |  |
| --- | --- |
| 実施機関 | 担当業務内容 |
| 県本部長 | 防災ヘリコプターの運航 |
| 市本部長 | １　防災ヘリコプターの応援要請  ２　防災ヘリコプターの活動に対する支援 |

**第３　実施要領**

１　活動体制

　　○　防災ヘリコプターは、「岩手県防災ヘリコプター応援協定」、「岩手県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「岩手県防災ヘリコプター緊急運航要領」に定めるところにより、市本部長の要請に基づき活動する。

　　○　防災ヘリコプターは、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、市本部長の要請にかかわらず、自主的に出動し、情報収集等の活動を行う。

２　活動要件

　　　防災ヘリコプターは、原則として、次の要件を満たす場合に、活動する。

|  |  |
| --- | --- |
| 公共性 | 災害等から住民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。 |
| 緊急性 | 緊急に活動を行わなければ、住民の生命、身体及び財産に重大な支障が生じるおそれがある場合であること。 |
| 非代替性 | 防災ヘリコプターによる活動が最も有効であること。 |

３　活動内容

　　　防災ヘリコプターの活動内容は、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 災害応急対策活動 | ア　被災状況の偵察及び情報収集  イ　救援物資、人員等の搬送  ウ　災害に関する情報、警報等の伝達などの災害広報  エ　その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合 |
| 消火活動 | ア　林野火災における空中消火  イ　偵察、情報収集  ウ　消防隊員、資機材等の搬送  エ　その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合 |
| 救助活動 | ア　中高層建築物等の火災における救助  イ　山岳遭難、水難事故等における捜索・救助  ウ　高速自動車道等の道路上の事故における救助  エ　その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合 |
| 救急活動 | ア　交通遠隔地からの傷病者の搬送  イ　傷病者の転院搬送  ウ　交通遠隔地への医師、資機材等の搬送  エ　臓器搬送  オ　その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合 |

４　応援要請

　　○　市本部長は、災害発生時において、防災ヘリコプターの出動が必要と判断した場合は、次の事項を明示して、県本部長に対し、防災ヘリコプターの応援を要請し、文書を提出する。

|  |
| --- |
| ア　災害の種別  イ　災害発生の日時及び場所並びに災害の状況  ウ　災害発生現場の気象状況  エ　災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法  オ　飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制  カ　応援に要する資機材の品目及び数量  キ　その他必要な事項 |

　　○　応援の要請先は、岩手県復興防災部消防安全課（岩手県防災航空センター）とする。

　　○　県本部長は、応援の要請を受けた場合は、災害の状況及び現場の気象状況等を確認のうえ、出動の可否を決定し、市本部長に回答する。

５　受入体制

応援を要請した市本部長は、防災ヘリコプターの活動を支援するため、必要に応じ、次の受入体制を整える。

|  |
| --- |
| ア　離着陸場所の確保及び安全対策  イ　傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配  ウ　その他必要な事項 |

ページ調整

第４章　災害復旧・復興計画

第１節　公共施設等の災害復旧

**第１　基本方針**

　　被災した施設の管理者は、施設の原形復旧に加え、再度の被害発生防止を考慮に入れ、必要な施設の新設、改良復旧、耐火、不燃堅牢化について配慮した計画を樹立し、早期に復旧を図る。

**第２　災害復旧事業計画**

　○　県及び市等は、災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分調査、検討し、それぞれが管理する公共施設等の災害復旧計画を速やかに作成する。

　○　災害復旧計画の作成及び復旧事業の実施に当たっては、次の事項に留意する。

　　ア　原状回復を基本としつつも、再度災害の防止の観点から、可能な限り改良復旧となるよう計画し、復興を見据えたものとすること。

　　イ　被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、緊要事業を定めて、計画的な復旧を図ること。

　　ウ　事業規模・難易度等を勘案して、迅速かつ円滑な事業を推進すること。

　　エ　環境汚染の未然防止等住民の健康管理に配慮して、事業を実施すること。

　　オ　事業の実施に当たり、ライフライン事業者とも十分に連携を図ること。

　　カ　事業の実施に当たっては、暴力団排除を徹底すること。この場合において、県警察本部長は、暴力団等の動向把握等を行い、必要に応じ、関係機関・団体等に情報の提供を行うこと。

　○　公共施設等の災害復旧事業は、概ね次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| （１）公共土木施設  災害復旧事業計画 | ア　河川公共土木施設災害復旧事業計画 |
| イ　砂防設備災害復旧事業計画 |
| ウ　林地荒廃防止施設災害復旧事業計画 |
| エ　地すべり防止施設災害復旧事業計画 |
| オ　急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画 |
| カ　道路公共土木施設災害復旧事業計画 |
| キ　公園公共土木施設災害復旧事業計画 |
| ク　下水道公共土木施設災害復旧事業計画 |
| （２）農林水産業施設災害復旧事業計画 | |
| （３）都市施設災害復旧事業計画 | |
| （４）上水道施設災害復旧事業計画 | |
| （５）社会福祉施設災害復旧事業計画 | |
| （６）公立学校施設災害復旧事業計画 | |
| （７）公営住宅災害復旧事業計画 | |
| （８）公立医療施設災害復旧事業計画 | |
| （９）その他の災害復旧事業計画 | |

**第３　激甚災害の指定**

　○　県及び市は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）（以下「激甚法」という。）の指定対象となる激甚災害が発生した場合は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう、必要な措置を講じる。

　○　市は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を県知事に報告する。

　○　市は、県が実施する調査等に協力する。

**第４　緊急災害査定の促進**

県及び市は、災害が発生した場合、速やかに公共施設等の災害の実態を調査し、必要な資料を調整し、早期の災害査定及び緊急査定の実施に努める。

**第５　緊急融資等の確保**

　○　県及び市は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、国庫補助金の申請、起債の許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について、所要の措置を講じる。

　○　市において、災害復旧資金の緊急需要が生じた場合は、災害つなぎ短期融資の途を講じて、財源の確保を図る。

　１　国庫負担又は補助

法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業に関係する法令等は、次のとおりである。

|  |
| --- |
| （１）公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法  （２）公立学校施設災害復旧費国庫負担法  （３）公営住宅法  （４）土地区画整理法  （５）海岸法  （６）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律  （７）廃棄物の処理及び清掃に関する法律  （８）予防接種法  （９）農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律  （10）都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針に  ついて（昭和37年８月14日建設省都市局長通達）  （11）生活保護法  （12）児童福祉法  （13）身体障害者福祉法  （14）知的障害者福祉法  （15）障害者総合支援法  （16）売春防止法  （17）老人福祉法  (18) 医療施設等災害復旧費補助金交付要綱  （19）水道法  （20）上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費の国庫補助について  （平成２年３月31日厚生省事務次官通知）  （21）下水道法  （22）災害廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱  （23）産業廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱  （24）と畜場等災害復旧費補助金交付要綱  （25）公立諸学校建物其他災害復旧補助金交付要綱  （26）社会福祉施設等災害復旧費事務取扱要領 |

　２　地方債

　　　災害復旧事業等に関連して発行が許可される地方債は、次のとおりである。

|  |  |
| --- | --- |
| (１)　補助・直轄災害復旧事業債  (２)　一般単独災害復旧事業債  (３)　地方公営企業災害復旧事業債 | (４)　火災復旧事業債  (５)　小災害復旧事業債  (６)　歳入欠かん等債 |

　３　交付税

　　　被災地方公共団体に対する地方交付税に係る措置としては、次の措置が考えられる。

|  |
| --- |
| (１) 災害復旧事業の財源に充てた地方債の元利償還金の基準財政需要額への算入措置  (２) 普通交付税の繰上交付措置  (３) 特別交付税による措置 |

第２節　生活の安定確保

**第１　基本方針**

　　災害により被害を受けた市民が、被災から速やかに再起できるよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金の支給、生活福祉資金の貸付、失業者（休業者）の生活安定対策等、市民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

**第２　被災者の生活確保**

　１　生活相談

県、市及び関係機関は、被災者、市民、報道機関、国、地方公共団体等各方面から寄せられる様々な問い合わせ、要望等に的確・迅速に応えるため、次の措置を講じる。

|  |  |
| --- | --- |
| 機関名 | 措置事項 |
| 県 | １　災害が発生した場合、応急対策の実施と同時進行の形で、生活情報等の提供及び各種の相談体制の確立を図る。  ２　相談、苦情等のたらいまわしの防止及び応急対策等に係る情報を県民へ効果的に提供するため、被災者総合相談窓口を設置し、情報提供、相談業務の一元化を図る。  ３　発災初期の混乱が終息したときは、地方支部を窓口として、避難所等を巡回し、又は避難所等に臨時相談所を設置し、被災者援護に係る相談、要望、苦情等を聴取し、関係部に速やかに連絡する。  (1)　臨時相談所等の規模及び構成員は、災害の規模や現地の状況等を検討し地方支部長が決定する。  (2)　大規模かつ広域にわたる災害の場合は、本部から職員を派遣する。  (3)　市町村その他の防災関係機関と連携を密にし、相談体制を確立する。  ４　(公財)岩手県国際交流協会と連携し、外国人が日常生活の中で抱える防災面を含む様々な問題について適切なアドバイスが得られるよう、外国人に対する相談体制を確立する。  ５　相談業務は、各部から精通した者の派遣又は外部団体の協力を得て、適切な対応を図る。 |
| 市 | １　被災者のための相談所を庁舎、総合支所、避難所等に設置し、苦情又は要望事項等を聴取し、その解決を図る。  ２　解決が困難なものについては、その内容を関係機関に連絡するなどして速やかな対応を図る。  ３　県その他の防災関係機関と連携を密にし、相談体制を確立する。  ４　国際交流関係団体等の協力を得て、外国人に対する相談体制を確立する。 |
| 警察 | 警察本部及び警察署、交番、駐在所又は現地の必要な場所に、臨時相談所を設置して、安否確認、治安等警察関係の相談に当たる。 |
| 指定公共機関  指定地方行政機関等 | 支店、営業所又は現地等の必要な場所に、臨時相談所、案内所等を設置し、所管業務の相談に当たる。 |

　２　被災者台帳の作成

　　○　市は、必要に応じて、被災者台帳システムを活用し、個々の被災者の被害の状況や配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。

○　県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市の要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

　３　罹災証明の交付

　　○　市は、次項以下に述べる被災者の各種支援措置を速やかに実施するため、必要に応じて、被災者台帳システムを活用し、発災後遅滞なく、被災者に罹災証明書を交付する。

　　　　この場合において、被災者の利便を図るため、窓口を設置するとともに、被災者への交付手続き等についての広報に努める。

　　○　市は、罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住宅被害の調査の担当者の育成等罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

　　○　市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

　　○　市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

４　災害弔慰金等の支給

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び条例に基づき、災害弔慰金及び災害障がい見舞金を支給する。

５　被災者生活再建支援制度の活用

　　○　県及び市は、災害によりその居住する住宅が全壊等の被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）による支援金の活用が円滑に行われるよう、同支援金に関する広報活動を実施し、積極的に相談・指導等を実施する。

　　○　県が実施主体となり、市が申請書類の受付け窓口となるが、支給に関する事務については、被災者生活再建支援法人に指定された公益財団法人都道府県センターに委託し実施する。

　　○　市は、申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に係る業務の実施体制の整備等を図る。

○　対象となる自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象により生じる被害であり、支援法の対象となる自然災害の程度は次のとおりである。

　　　①　災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当する被害が発生した市町村

②　10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

③　100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

④　①又は②の市町村を含む都道府県区域内で、５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害

⑤　５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①から③の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害

⑥　①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が２以上ある場合に、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満のものに限る。）又は２世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口５万人未満に限る）

○　支援金の支給対象

支援金の支給対象は、被災者生活再建支援法が適用された自然災害により被災した次に掲げる世帯

①　居住する住宅が「全壊」した世帯

②　居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ない事由により解体し、又は解体されるに至った世帯(解体世帯)

　　　③　災害による危険な状態が継続することその他の事由により、住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯(長期避難世帯)

　　　④　住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

⑤　②から④までの世帯を除き、住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(中規模半壊世帯)

６　住宅資金等の貸付

　　○　県及び市は、災害により住居、家財等に被害を受けた者（個人）が、自力で生活の再建をするために必要となる資金の融資が円滑に行われるよう、被災者に対し、住宅資金等に関する広報活動を実施する。

　　○　住宅資金等の融資を希望する被災者に対して、積極的に相談・指導等を実施する。

７　住宅の再建

　　○　災害により居住していた住宅を喪失した者のうち、自力で住宅の再建が困難な低額所得者に対しては、公営住宅の建設、補修により住居の確保を図る。

　　○　被災地市町村及び県は、滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当するときは、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成する。

　８　職業のあっせん

　 (１)　県が行う措置

　　　○　災害により、収入の道を失い、他に就職する必要が生じた場合には、関係機関と協力して、その実情に応じた求人の開拓を行う。

　　　○　職業訓練を実施し、生業及び就職に必要な技術の習得を図る。

　　　○　職員を相談所又は現地に派遣し、被災者に対して職業相談を実施する。

　 (２)　公共職業安定所の措置

　　　○　公共職業安定所長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向を速やかに把握し、離職者の早期再就職を図る。

　　　○　他県等への就職希望者については、他県等と連絡調整を行い、職業のあっせんを行う。

　９　租税の徴収猶予及び減免等

　　　被災者に対する租税の徴収猶予及び減免等の措置は、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 実施機関 | 租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免の取扱 |
| 税務署 | 国税に関する法律に基づく全ての申告、申請、請求、届出、その他の書類の提出、納付又は徴収に関する期限の延長及び納税の猶予、所得税の減免、給与所得者の源泉所得税の徴収猶予を行う。 |
| 県 | 被災した納税者又は特別徴収義務者に対して、地方税法及び岩手県税条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して随時、適切な措置を講じる。  　また、市町村においても適切な対応がなされるよう指導する。 |
| 市 | 市が賦課する税目に関して、地方税法及び市条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して随時、適切な措置を講じる。 |

**第３　中小企業への融資**

市は、被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金及び事業資金の融資が円滑に行われ、早期に経営の安定が図られるよう、次の措置を講じる。

|  |
| --- |
| ア　政府系中小企業金融機関（株式会社日本政策金融公庫及び株式会社商工組合中央金庫）の「災害特別融資枠」の設定を促進するための関係機関への要請  イ　金融機関に対する中小企業向け融資の特別配慮の要請  ウ　被災した中小企業者の融資の円滑を図るため、信用保証協会の積極的な保証増進、保証枠の確保等の協力の要請  エ　金融機関に対する、被害の状況に応じた貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等についての特別な取扱の要請  オ　中小企業者の負担を軽減し、復旧を促進するため、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の指定を受けるために必要な措置  カ　中小企業関係の被害状況に係る迅速な調査及び再建のための資金需要の把握  キ　市及び中小企業関係団体と連携した、災害時の特別措置についての中小企業者への広報、相談窓口の設置 |

**第４　農林漁業関係者への融資**

県及び市は、災害により損失を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）又は農林漁業者の組織する団体（以下「被害組合」という。）に対し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、次の措置を講じる。

|  |
| --- |
| ア　農業協同組合及び信用農業協同組合連合会が、被害農林漁業者又は被害組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導あっせん  イ　被害農林漁業者又は被害組合に対する「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」による経営資金の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償の実施  ウ　被害農林漁業者に対する株式会社日本政策金融公庫法に基づく災害復旧資金、経営再建、収入減補てん資金の融資のあっせん  エ　農業保険法に基づく、農業共済団体の災害補償業務の的確、迅速化の要請  オ　漁業災害補償法、漁船損害等補償法に基づく、災害補償業務の迅速、適正化の要請 |

**第５　通貨の供給の確保及び非常金融措置**

東北財務局盛岡財務事務所及び日本銀行盛岡事務所は、被災地における人心の安定及び災害の復旧に資するため、災害復旧・復興に際して必要となる各種金融対策に必要な措置を講じる。

１　通貨の供給の確保

○　被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ、被災地所在の金融機関に臨時、銀行券を寄託する。

　　　○　金融機関の所要現金の確保について、必要な指導・援助を行う。

|  |
| --- |
| ア　被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、職員を派遣する等必要な措置を講じる。  イ　被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとった上、輸送通信の確保を図る。  ウ　関係行政機関等と協議の上、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう、あっせん、指導を行う。 |

　　　○　必要に応じて、金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう指導する。

　２　非常金融措置

　　　○　被災者の便宜を図るため、関係行政機関等と協議の上、金融機関に対し、次のような非常措置をとるよう、あっせん、指導する。

|  |
| --- |
| ア　預金通帳等を滅粉失した預貯金者に対し、り災証明書の提示あるいはその他実情に則した簡易な確認方法をもって、被災者の預貯金の便宜払戻の取扱を行うこと。  イ　被災者に対し、定期預金、定期積立金等の中途解約又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱を行うこと。  ウ　被災者の手形交換所において、被害関係手形について、掲示期間経過後の交換持ち出しを認めるほか、不渡り処分の猶予等の特別措置をとること。  エ　損傷日本銀行券及び貨幣の引替えについて、実状に応じ必要な措置をとること。 |

　　　○　金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券・貨幣の引替え措置等について、金融機関と協力して、速やかにその周知徹底を図る。

**第６　日本郵便株式会社の業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策**

災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便局の業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

　１　災害救助法が適用され、現に救助を必要とする被災者で、収容施設(応急仮設住宅に収容する場合を除く。)の供与又は被服、寝具その他生活必需品の供与又は貸与を受けたときは、１世帯に郵便はがき５枚及び郵便書簡(ミニレター)１枚の範囲内で必要と認める数量を交付する。

　　　また、被害の状況により、被災者(法人を除く。)が差し出す第一種郵便物通常はがき又は盲人用点字郵便物については、料金を免除する。

　　　なお、取り扱う郵便局等については、別途日本郵便株式会社東北支社長が指定し、その旨公

示する。

　２　日本郵便株式会社東北支社長が公示した場合は、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤

十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用の物品を内容とする小包郵便物及び

救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。

第３節　復興計画の作成

**第１　基本方針**

　　県及び市は、大規模な災害により甚大な被害を受けた地域について、復興計画を作成するとともに、推進体制を整備し、連携を図りながら、計画的な復興を図る。

**第２　復興方針・計画の作成**

　１　計画作成組織の整備

学識経験者、産業界、地区住民の代表、公的団体の代表、行政等をメンバーとする、計画作成検討組織を設置する。この場合において、女性や要配慮者の意見が反映されるよう、女性等の参画促進に努める。

　２　計画策定の目標

被害をできるだけ最小化するという「減災」の考えにより、安全・安心で、かつ、環境保全等にも配慮した防災都市・地域づくりによる復興を実現する。

　３　復興計画の作成

　　○　市街地の整備改善が必要な場合は、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業の活用を図る。

　　○　計画の作成に当たっては、建築物や公共施設の耐震化、不燃化等を基本的な目標とする。

　　○　計画の作成に当たっては、地域のコミュニティの維持・回復や再構築に十分配慮する。

　　○　被災した学校施設の整備については、まちづくりとの連携を推進し、安全な立地の確保、学校施設の防災対策の強化等を図る。

○　ライフラインの共同収容施設の整備については、各事業者と調整を図りながら進める。

　　○　防災とアメニティの観点から、既存不適格建築物の解消を図る。

**第３　復興事業の実施**

　　激甚災害に対する特別な財政措置は、次のとおりである。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 事業名 |
| １　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 | (１)　公共土木施設災害復旧事業  (２)　公共土木施設災害関連事業  (３)　公立学校施設災害復旧事業  (４)　公営住宅等災害復旧事業  (５)　生活保護施設災害復旧事業  (６)　児童福祉施設災害復旧事業  (７)　老人福祉施設災害復旧事業  (８)　身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業  (９)　障害者支援施設等災害復旧事業  (10)　婦人保護施設災害復旧事業  (11)　感染症指定医療機関災害復旧事業  (12)　感染症予防事業  (13)　医療施設等災害復旧事業  (14)　堆積土砂排除事業  ア　地方公共団体又はその機関が管理する公共施設に係る堆積土砂排除事業  イ　都市街地区域内のその他の堆積土砂排除事業  (15)　湛水排除事業 |
| ２　農林水産業に関する特別の助成 | (１)　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置  (２)　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例  (３)　開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助  (４)　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（天災融資法が発動された場合適用）  (５)　森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助  (６)　土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助  (７)　共同利用小型漁船の建造費の補助  (８)　森林災害復旧事業に対する補助 |
| ３　中小企業に関する特別の助成 | (１)　中小企業信用保険法による災害関係保証の特例  (２)　事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 |
| ４　その他の特別の財政援助 | (１)　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助  (２)　私立学校施設災害復旧事業に対する補助  (３)　市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例  (４)　母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例  (５)　水防資材費の補助の特例  (６)　罹災者公営住宅建設事業等に対する補助の特例  (７)　公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助  (８)　雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例 |

**第４　災害記録編纂**

　　　県及び市等は、防災対策の向上のため、災害等の状況や被害、それに伴う防災対応について正確に記録を残し、とりまとめる。ページ調整